

土岐市
一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

土 岐 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
第2節 計画の対象区域	3
第3節 計画の範囲	3
第4節 計画の目標年次	3
第2章 計画策定の基本的事項	4
第1節 概況	4
1 沿革	4
2 位置	4
3 地勢と自然	5
4 気候	5
第2節 人口動態	6
1 人口及び世帯数	6
2 人口の年齢構成	7
第3節 産業の動向	8
1 就業人口	8
2 農業	9
3 商業	10
4 工業	11
第4節 長期計画・開発計画	12
1 総合計画	12
2 都市計画マスタープラン	13
第5節 ごみを取り巻く社会情勢	14
1 国の一般廃棄物に関する目標	14
2 岐阜県の一般廃棄物に関する目標	15
3 前計画における目標	16
第3章 ごみ処理基本計画	17
第1節 ごみ処理の状況	17
1 ごみ処理フロー	17
2 ごみ処理体制	18
3 ごみ排出量の実績	22
4 資源化の実績	30
5 中間処理量の実績	33
6 最終処分量の実績	34
7 ごみ質分析結果	36
8 類似自治体との比較検討	38
9 施策の評価	42
第2節 ごみ処理の課題	44
第3節 基本方針	46

第4節	ごみ排出量の将来予測	47
1	ごみ排出量の予測方法	47
2	推計式の特徴	48
3	人口の予測	49
4	ごみ排出量の予測	50
第5節	目標の設定	61
1	実績と前計画及び県の目標値	61
2	目標の設定	62
3	一人一日当たりの削減量の設定	63
4	目標を達成した場合の将来予測	64
第6節	ごみの排出抑制のための方策に関する事項	66
1	市民の役割	67
2	事業者の役割	68
3	行政の役割	69
4	食品ロスの削減	71
5	プラスチックごみの対策	72
6	リチウムイオン電池の対策	73
第7節	ごみの適正な処理に関する基本的事項	74
1	収集運搬計画	74
2	中間処理計画	76
3	最終処分計画	76
第8節	ごみ処理施設の整備に関する事項	76
第9節	その他のごみ処理に関する必要な事項	77
1	廃棄物減量等推進審議会	77
2	災害対策	77
3	不適正排出対策及び不法投棄防止対策	77
第4章	生活排水処理基本計画	78
第1節	生活排水処理の現状	78
1	生活排水処理行政の沿革など	78
2	生活排水処理体系	81
3	生活排水の処理主体	82
4	処理形態別人口の実績	82
5	生活排水処理率の実績	83
6	し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の実績	84
7	し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の実績	85
8	生活排水処理の課題	86
第2節	生活排水処理基本計画	87
1	基本方針	87
2	目標	87
3	処理主体	87
4	処理形態別人口等の将来見通し	88
5	生活排水処理の施策体系	89

6	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	90
第5章	計画の推進	92
1	計画の推進体制	92
2	計画の推進と公表	92

第1章 計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、土岐市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、一般廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理及び処分を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

次ページの図1-1-1に示すように、一般廃棄物処理基本計画は、本市の総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

平成22年12月に、土岐市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）が策定されてから、廃棄物処理に関連する新たな法律が施行されました。

代表的な法律の1つとして、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスに関して、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行されました。

また、プラスチックに関して、「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

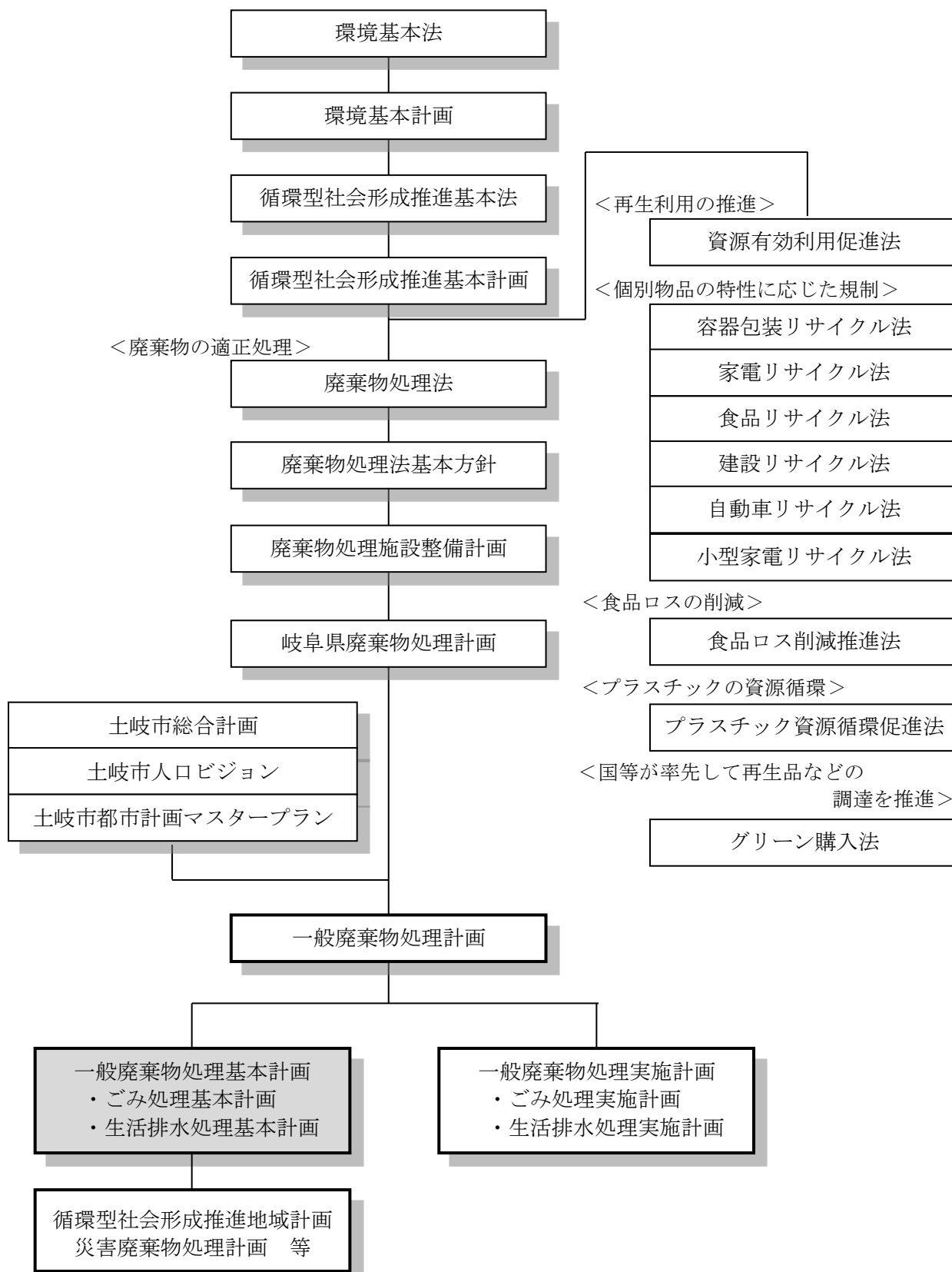
法律のほかにも、平成27年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残されない」を誓い、持続可能で多様性のある社会の実現のため国際目標が掲げられました。この目標は、令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。廃棄物処理に関連するゴールとしては、「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」「12 つくる責任つかう責任」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」などが関連しています。

以上のように、計画策定の前提となる諸条件が変動し、前計画の目標年度を迎えたことから、計画期間を10年間とする新たな計画を策定します。



資料:「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」(外務省)

図1-1-1 本計画と関連計画との位置づけ



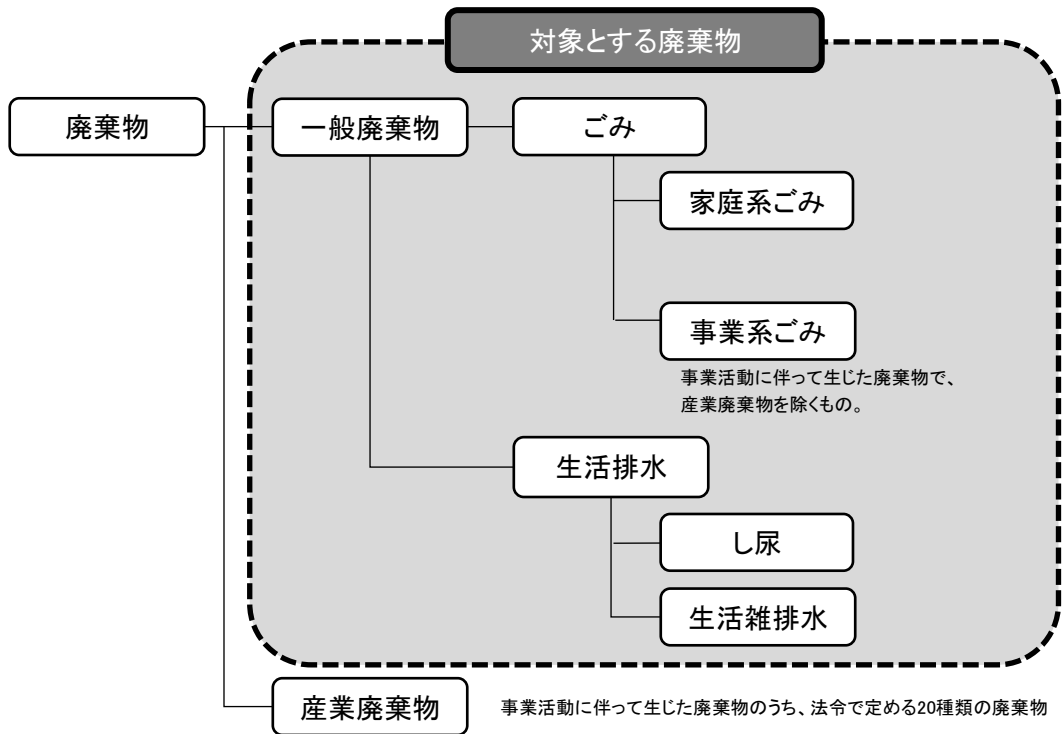
第2節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

第3節 計画の範囲

本計画が対象とする範囲は、本市において発生する一般廃棄物とします。

図 1-1-2 計画の範囲



第4節 計画の目標年次

平成22年12月に策定した前計画では、平成23年度から令和7年度までを計画期間としていましたが、この度、目標年次を迎えました。

そこで、本計画の計画期間は、令和8年度～令和17年度までの10年間とします。

なお、計画は5年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

	H23～R7	R8～R17
前計画	計画期間	
本計画	見直し	計画期間

第2章 計画策定の基本的事項

第2章 計画策定の基本的事項

第1節 概況

1 沿革

明治35年の国鉄中央本線の開通、昭和27年の国道19号の指定と道路改良により、中部圏の中核都市である名古屋市との結びつきが深まり、今日の都市としての発展の基礎が築かれました。

昭和30年2月に、町村合併促進法に基づき、土岐津町、下石町、妻木町、駄知町、泉町の5町と、鶴里村、曾木村、肥田村の3村が合併して「土岐市」が誕生しました。

平成14年7月からは多治見市、瑞浪市、笠原町との合併に関し法定合併協議会を設置し協議を行ってききましたが、平成16年1月の住民意向調査の結果を受けて、単独市としての途を選択し、現在に至っています。

2 位置

本市は、岐阜県の東南部に位置し、東は瑞浪市、西は多治見市及び可児市、南は愛知県瀬戸市、豊田市、北は御嵩町に接しています。名古屋市からは40km圏にあり、鉄道で名古屋駅まで約40分の距離にあります。

表 2-1-1 土岐市の位置



資料: 地理院地図

3 地勢と自然

本市は、東西12.49km、南北16.86km、面積は116.02km²※で、その約7割を丘陵地が占めています。地形は南に高く北に低く、特に南部は急峻な山地となっています。中央部の丘陵地は、陶土採掘や窯業用燃料として樹木を伐採したため、昭和初期にははげ山と化していましたが、その後約50年間にわたり治山事業が続けられ、現在は緑豊かな丘陵が取り戻されています。

市街地は、北部を横断する土岐川流域および支流の肥田川、妻木川流域の平坦部に開け、中央丘陵を環状に取り巻くように形成されています。

※令和7年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)より、土岐市は境界の一部が未定のため参考値。

4 気候

平均気温15℃前後、平均湿度70%と温和な気候であり、年間降水量は1,500mm程度、夏季の降水量が多く、降雪は少なくなっています。

第2章 計画策定の基本的事項

第2節 人口動態

1 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

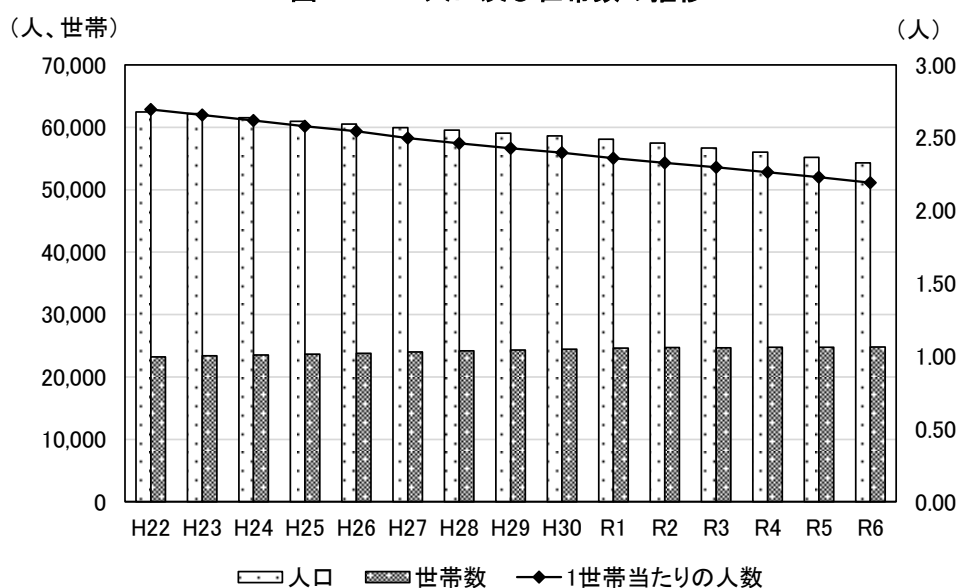
人口は減少傾向を、世帯数は増加傾向を示しています。人口よりも世帯数の増加率が大きいために1世帯当たりの人数は緩やかに減少しています。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人数 (人)
平成22年	62,482	23,197	2.69
平成23年	62,202	23,407	2.66
平成24年	61,563	23,507	2.62
平成25年	60,955	23,642	2.58
平成26年	60,527	23,791	2.54
平成27年	59,970	24,016	2.50
平成28年	59,555	24,198	2.46
平成29年	59,095	24,339	2.43
平成30年	58,633	24,454	2.40
令和元年	58,099	24,615	2.36
令和2年	57,487	24,700	2.33
令和3年	56,710	24,690	2.30
令和4年	56,047	24,761	2.26
令和5年	55,200	24,756	2.23
令和6年	54,328	24,794	2.19

出典：土岐市総務部総務課「人口と世帯数の推移(各年 10月1日現在)」

図 2-2-1 人口及び世帯数の推移



2 人口の年齢構成

本市の年齢構成別人口の推移を表2-2-2及び図2-2-2に示します。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加しています。

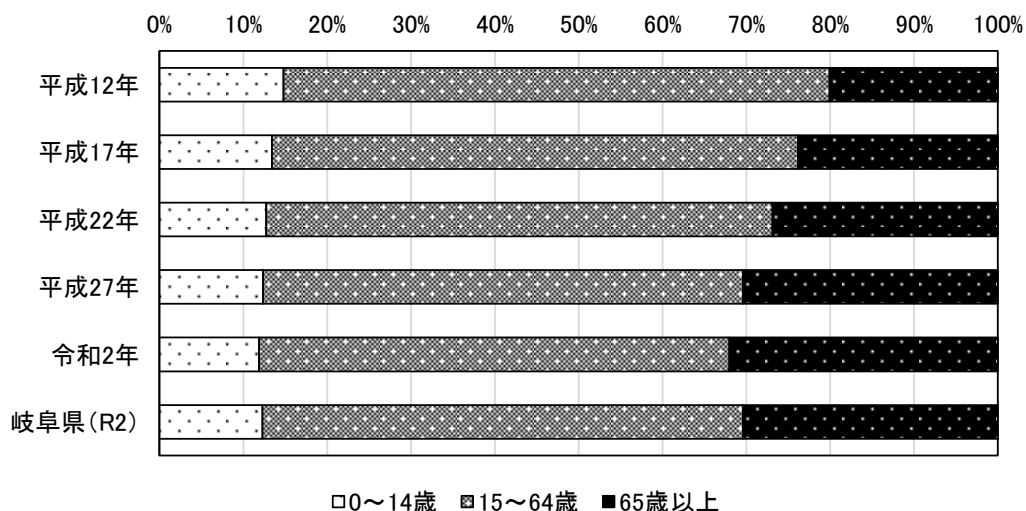
表 2-2-2 年齢構成別人口の推移

(単位:人)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
平成12年	9,363	41,207	12,690	63,283
平成17年	8,331	38,964	14,802	62,102
平成22年	7,703	36,495	16,252	60,475
平成27年	7,118	33,018	17,548	57,827
令和2年	6,573	31,041	17,734	55,348
岐阜県(R2)	242,504	1,133,872	602,366	1,978,742

出典:国勢調査

図 2-2-2 年齢構成別人口の推移



第2章 計画策定の基本的事項

第3節 産業の動向

1 就業人口

本市の産業(大分類)別の就業者数の推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

令和3年における本市の就業者人口は25,262人であり、平成26年以降、4人減少しています。

また、本市の産業(大分類)別の事業所数と就業者数の比率を表2-3-2に示します。

令和3年における就業者の産業構造は、製造業が33.3%、次いで卸売・小売業が24.0%とこの2業種で就業者数の5割以上を占めています。

表 2-3-1 産業(大分類)別の就業者数の推移

(単位:人)

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
平成26年	35	9,927	15,273	25,266
平成28年	29	10,045	15,420	25,494
令和3年	47	9,828	15,387	25,262
岐阜県(R3)	9,560	280,201	594,906	884,667

出典:土岐市統計書(平成26年は7月1日、平成28、令和3年は6月1日現在)

図 2-3-1 産業(大分類)別の就業者数の推移

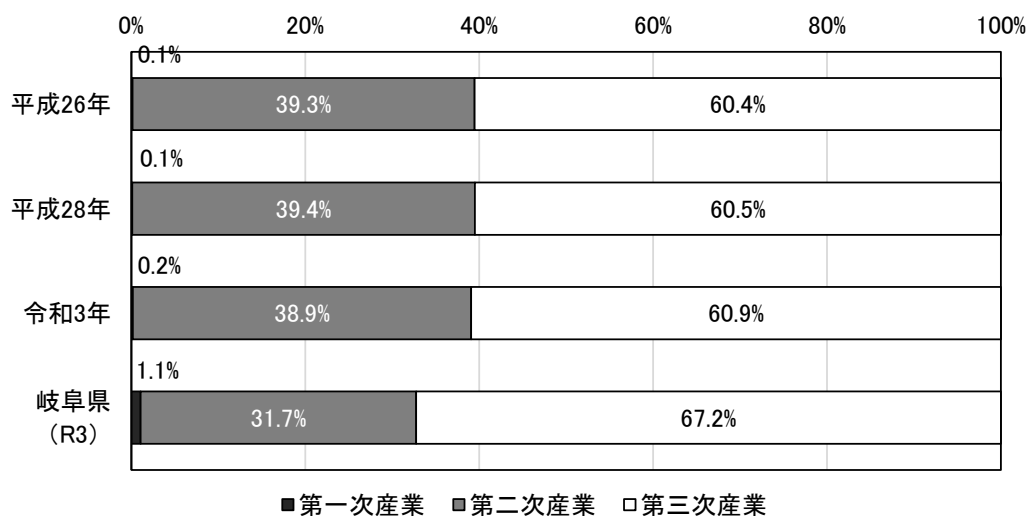


表 2-3-2 産業(大分類)別の事業所数と就業者数の比率

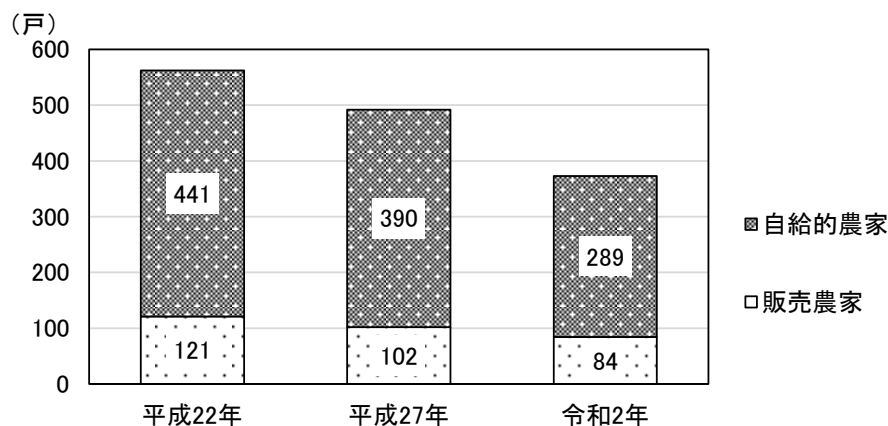
(単位:事業所、人)

	平成28年				令和3年			
	事業所数	割合	就業者数	割合	事業所数	割合	就業者数	割合
全産業	3,392	100.0%	25,494	100.0%	3,090	100.0%	25,262	100.0%
第一次産業	3	0.1%	29	0.1%	4	0.1%	47	0.2%
農業、林業	3	0.1%	29	0.1%	4	0.1%	47	0.2%
漁業		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
第二次産業	1,201	35.4%	10,045	39.4%	1,065	34.5%	9,828	38.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1%	10	0.0%	2	0.1%	18	0.1%
建設業	300	8.8%	1,434	5.6%	278	9.0%	1,408	5.6%
製造業	899	26.5%	8,601	33.7%	785	25.4%	8,402	33.3%
第三次産業	2,188	64.5%	15,420	60.5%	2,021	65.4%	15,387	60.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.0%	26	0.1%	1	0.0%	1	0.0%
情報通信業	13	0.4%	50	0.2%	10	0.3%	70	0.3%
運輸業、郵便業	72	2.1%	1,204	4.7%	74	2.4%	1,192	4.7%
卸売業、小売業	964	28.4%	6,174	24.2%	868	28.1%	6,074	24.0%
金融業、保険業	36	1.1%	397	1.6%	34	1.1%	366	1.4%
不動産業、物品賃貸業	71	2.1%	201	0.8%	82	2.7%	233	0.9%
学術研究、専門・技術サービス業	78	2.3%	603	2.4%	79	2.6%	638	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	318	9.4%	1,997	7.8%	279	9.0%	1,608	6.4%
生活関連サービス業、娯楽業	227	6.7%	905	3.5%	205	6.6%	782	3.1%
教育、学習支援業	60	1.8%	240	0.9%	53	1.7%	220	0.9%
医療、福祉	196	5.8%	2,214	8.7%	209	6.8%	2,895	11.5%
複合サービス事業	16	0.5%	197	0.8%	12	0.4%	165	0.7%
サービス業	136	4.0%	1,212	4.8%	115	3.7%	1,143	4.5%

2 農業

本市における農家数の推移を図2-3-2に示します。
農家数は減少しており、販売農家、自給的農家ともにそれぞれ減少しています。

図 2-3-2 農家数の推移



出典:土岐市統計書

第2章 計画策定の基本的事項

3 商業

本市における商業の概況を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

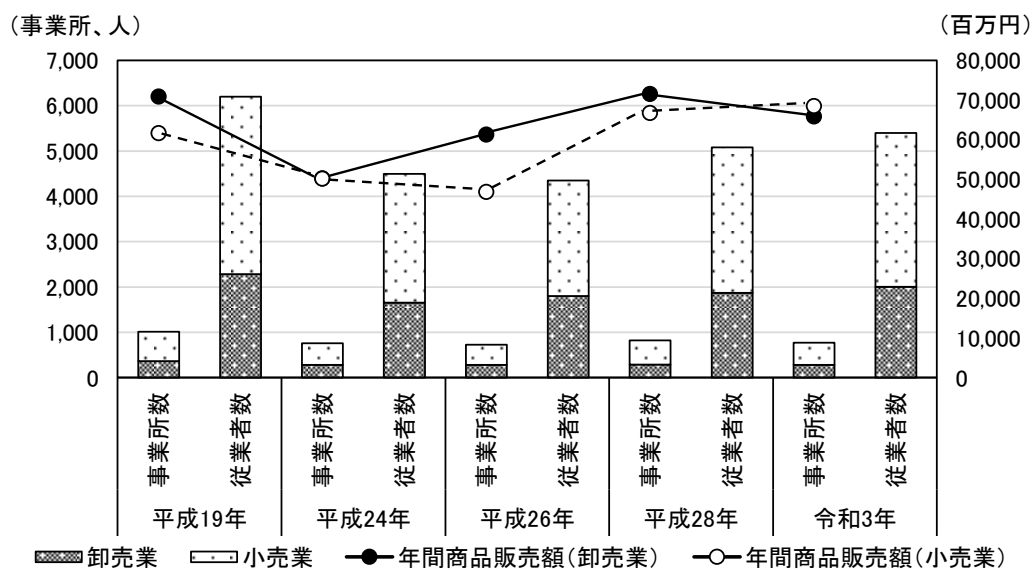
事業所数は変動していますが、従業員数は平成26年を境に増加に転じています。年間商品販売額は卸売業では変動していますが、小売業では平成26年を境に増加に転じています。

表 2-3-3 商業の概況

	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)		
	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業
平成19年	1,012	365	647	6,202	2,282	3,920	132,636	70,904	61,732
平成24年	756	279	477	4,495	1,653	2,842	100,533	50,302	50,231
平成26年	725	281	444	4,347	1,804	2,543	108,190	61,327	46,863
平成28年	822	286	536	5,083	1,870	3,213	138,322	71,548	66,774
令和3年	774	279	495	5,400	2,005	3,395	134,464	65,909	68,555

出典：土岐市統計書

図 2-3-3 商業の概況



4 工業

本市における工業の概況を表2-3-4及び図2-3-4に示します。

事業所数は減少傾向で推移していましたが、令和4年に増加しています。従業員数は増加傾向にあります。年間商品販売額は平成30年を境に増加傾向で推移しています。

表 2-3-4 工業の概況

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成29年	(308)	(7,455)	(16,443,241)
平成30年	(301)	(7,647)	(16,246,795)
令和元年	(294)	(7,638)	(17,000,645)
令和2年	(286)	(7,754)	(17,493,899)
令和4年	356	8,110	18,947,960
令和5年	360	8,466	20,927,595

出典:土岐市統計書

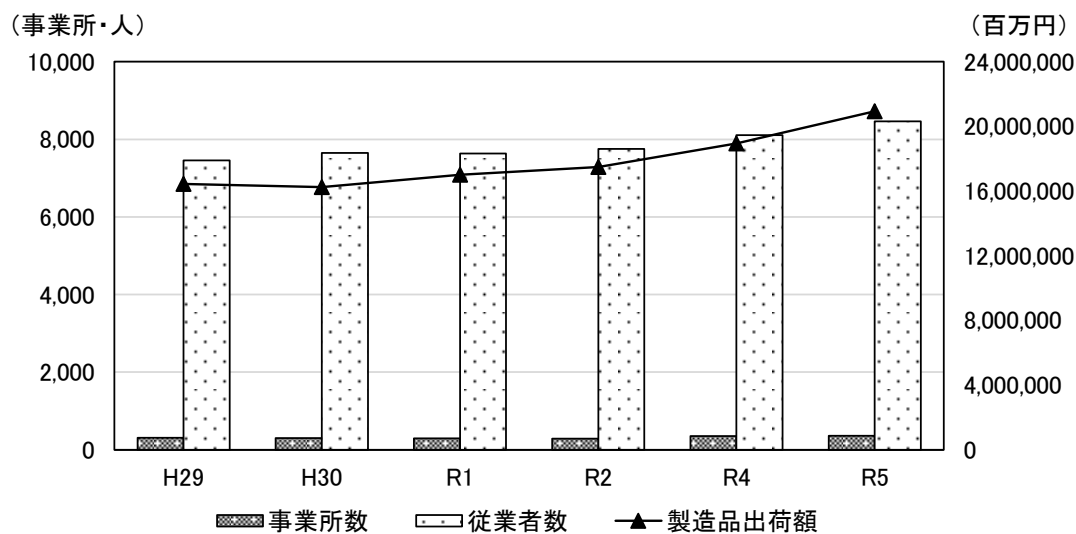
()内は従業者3人以下の事業所分を全て除く

製造品出荷額等総額には、製造工程から出たくず・廃物・その他の収入が含まれている。

平成29年以降の製造品出荷額等については、前年1月～12月の実績である。

令和4年以降の個人事業主は未調査。総数、出荷額等には含まれていない。

図 2-3-4 工業の概況



第2章 計画策定の基本的事項

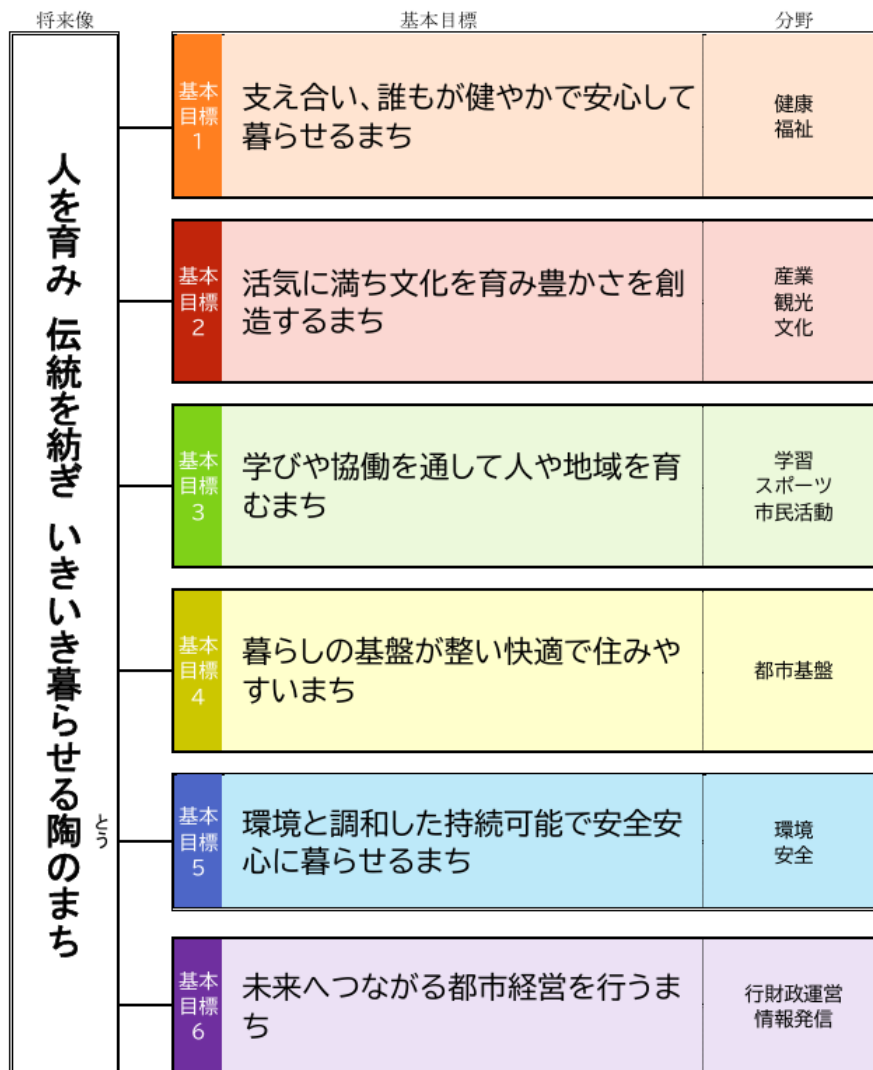
第4節 長期計画・開発計画

1 総合計画

総合計画とは、将来のまちの姿を市民と行政、市議会が共有し、それを実現させるための道筋を示すものです。第七次土岐市総合計画（2026～2035）では、まちの将来像を「人を育み 伝統を紡ぎ いきいき暮らせる陶のまち」と掲げ、時代潮流や本市の現状、課題等を踏まえた上で、さらにその先を見据え、土岐市に住み、土岐市で働き、土岐市で学ぶ市民、そして本市を訪れるすべての人々が幸せを実感できるまちづくりを進めています。

計画の体系図を図2-4-1に示します。

図2-4-1 計画体系図



資料：第七次土岐市総合計画基本構想（令和7年3月）

2 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）における地域別まちづくりの目標を表2-4-1に示します。

表 2-4-1 地域別まちづくりの目標

地域	まちづくりの基本方向
土岐津 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・丘陵地と市街地との連携を強化する交通網の整備 ・地場産業集積地における居住環境の改善と活性化 ・土岐プラズマ・リサーチパークや中山鉱山跡地を活用した産業機能や広域交流機能の強化
西陵 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地間を環状に連絡する交通体系の整備 ・地域における生活自立性を高めるための都市機能の強化 ・地場産業集積地における居住環境の改善と活性化
南部 丘陵 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森林資源の保全と活用 ・地域を支える定住人口を確保するための集落地における居住環境の整備 ・国道 363 号バイパスの整備や観光資源の活用による広域的な交流の活性化
駄知 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路から幹線道路へアクセスする道路の整備 ・地域における生活自立性を高めるための都市機能の強化 ・地場産業集積地における居住環境の改善と活性化 ・美濃焼の情報発信地としての機能強化
肥田 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地間を環状に連絡する交通体系の整備 ・地域における生活自立性を高めるための都市機能の強化 ・地場産業集積地における居住環境の改善と活性化
泉 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 土岐市駅周辺の都市機能の強化とアクセス性の向上 ・まちなか居住の促進による JR 土岐市駅周辺人口の定住化 ・地場産業集積地における居住環境の改善と活性化 ・本市のゲートタウンにふさわしい賑わいの形成
北部 丘陵 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路 IC に近接した産業ゾーンの形成 ・緑に囲まれた居住環境の維持・形成 ・豊かな自然を活用したレクリエーションゾーンの形成

資料：土岐市都市計画マスタープラン（令和3年3月）

第2章 計画策定の基本的事項

第5節 ごみを取り巻く社会情勢

1 国の一般廃棄物に関する目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）を定めています。令和5年6月に、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、基本方針の内容を変更しました。その際、数値目標については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとしていましたが、令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で目標値を改定しています。

また、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月。以下、「第五次循環基本計画」という。）では、地域経済の活性化・魅力ある地域づくりライフスタイル転換、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大などを国の取組のポイントとしています。

廃棄物処理法の基本方針の数値目標、第五次循環基本計画の数値目標を表2-5-1及び表2-5-2に示します。

表 2-5-1 廃棄物処理法の基本方針の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	令和4年度に対し、令和12年度において約9%削減 1人1日当たりの生活系ごみ(資源除く)478グラム
一般廃棄物の 出口側の循環利用率	令和4年度の20%に対し、令和12年度において約26%に増加
焼却量	1人1日当たりのごみ焼却量580グラム(令和12年度)
最終処分量	令和4年度に対し、令和12年度において約5%削減

表 2-5-2 第五次循環基本計画の数値目標

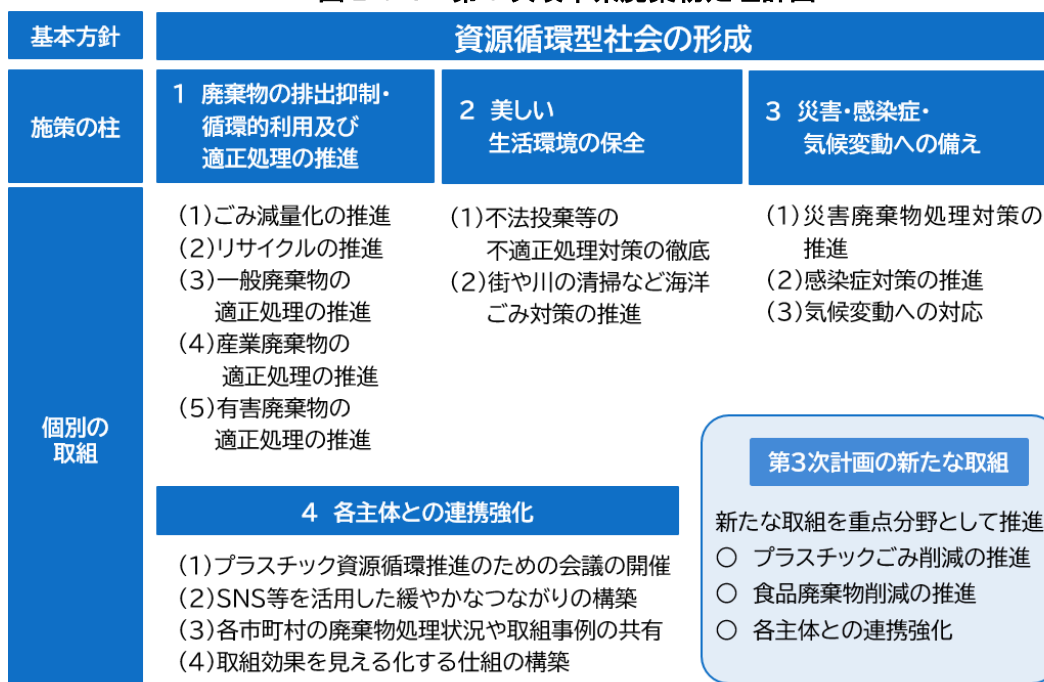
指標	数値目標
1人1日当たりのごみ焼却量	令和12年度において約580g/人/日
廃棄物エネルギーを 外部に供給している 施設の割合	令和9年度において46%
長期広域化・集約化 計画を策定した都道 府県の割合	令和9年度において100%
最終処分場の 残余容量・残余年数	令和12年度において令和2年度の水準(22年分)を維持

2 岐阜県の一般廃棄物に関する目標

岐阜県（以下「県」という。）では、令和3年3月に「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。基本方針を「資源循環型社会の形成」として、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱とし、個別の取組を推進しています。

なお、「第3次岐阜県廃棄物処理計画」においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の減量化の目標値、プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標値が定められています。「第3次岐阜県廃棄物処理計画」における一般廃棄物の減量化に関する目標値を表2-5-3に示します。

図2-5-1 第3次岐阜県廃棄物処理計画



出典：第3次岐阜県廃棄物処理計画(概要版)(令和3年3月)

表2-5-3 「第3次岐阜県廃棄物処理計画」における一般廃棄物の減量化に関する目標値及びプラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標値

目標項目	H30 (2018) 実績	R7 (2025) 目標値	R12 (2030) 目標値
ごみ総排出量(千トン)	652	608	548
生活系ごみ排出量(g/人/日)	679	629	595
事業系ごみの削減率	—	5%減	10%減
再生利用率 ()内は再生利用量(千トン)	23.3%* (162*)	28%* (170*)	29%* (159*)
中間処理による減量(千トン)	481	396	352
最終処分量(千トン)	50	42	37

※民間回収量含む

第2章 計画策定の基本的事項

3 前計画における目標

前計画では、計画の基本方針である環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて各種の取り組みを推進し、その取り組みによる成果を確認・評価するため、3つの目標を設定しています。3つの目標を表2-5-4に示します。

基本方針

「市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、省エネルギー、廃棄物の排出抑制やリサイクルなどに取り組み、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を進めます。」

表 2-5-4 前計画の目標値

目標項目	H21 実績	R5 実績	R7 目標値
排出抑制の目標(g/人日)	1,027	900	975 (5%以上の削減)
再生利用の目標(%)	17.7	17.1	21.2
最終処分の目標(t/年) (一般廃棄物最終処分量)	9,771 (4,100)	8,226 (3,145)	8,087 (2,415) (17%以上の削減)

第3章 ごみ処理基本計画

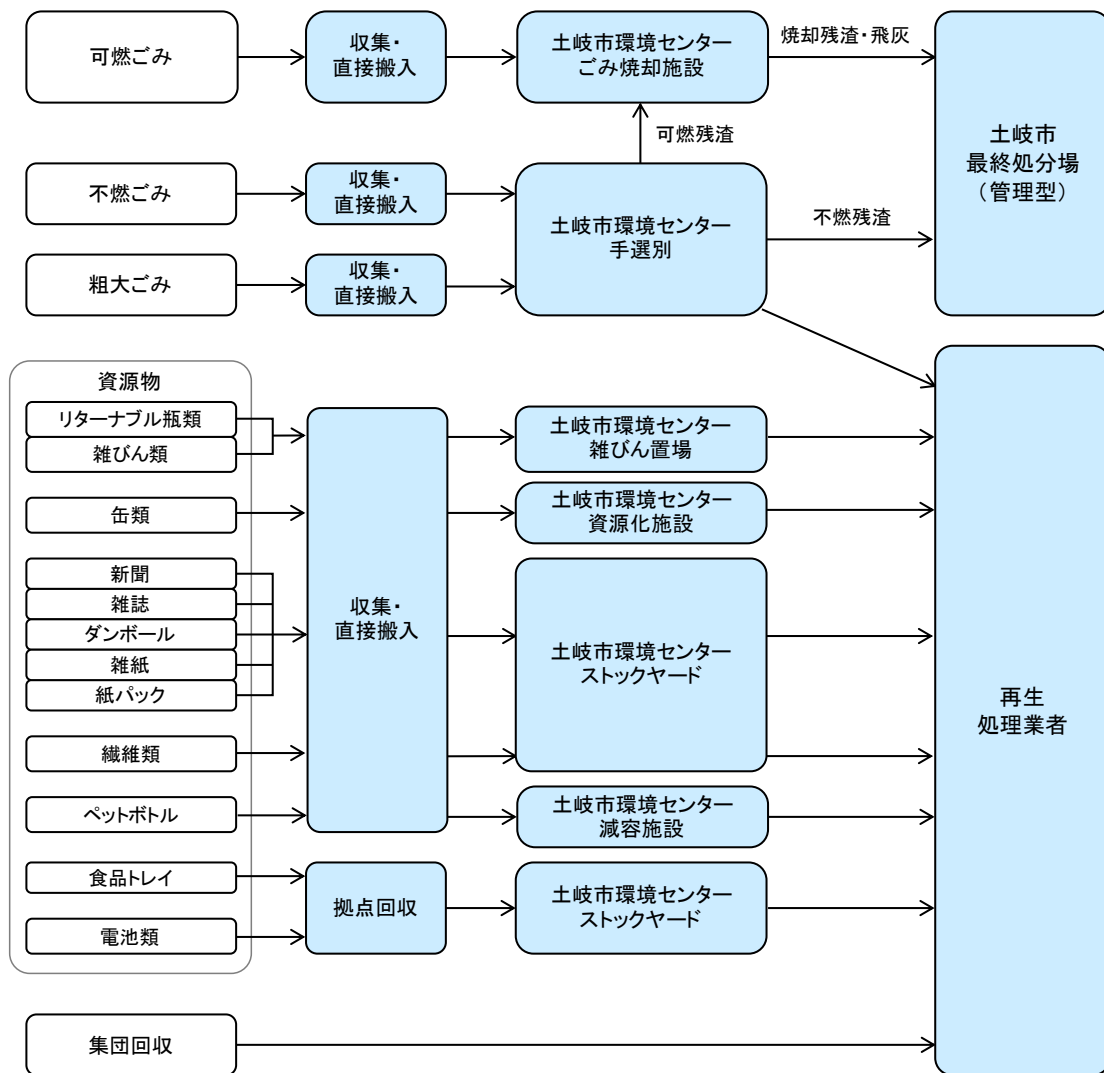
第1節 ごみ処理の状況

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-1-1に示します。

前計画策定時の平成22年度と比較して令和5年度から、食品トレイ、電池類の拠点回収※が追加されました。

図 3-1-1 本市のごみ処理フロー（令和6年度）



※令和6年4月現在

※拠点回収は、特定の場所に回収ボックスを設置し、市民が都合の良い時に持ち込む方式です。


第3章 ごみ処理基本計画

2 ごみ処理体制

(1) 分別区分

ごみの分別区分を表 3-1-1 に示します。

表 3-1-1 ごみの分別区分（令和6年度）

区分	ごみの種類	具体例
燃えるごみ	生ごみ・台所ごみ	
	プラスチックごみ	洗剤などの容器・発泡スチロールなど
	CD・DVD	
	木くず・木製品	
	紙くず	
	ゴム・革製品のごみ	
	布団・ジュータン	
燃えないごみ	金属くず	スプレー缶・やかん・フライパンなど
	ガラスくず	飲食用びん以外のガラス・ガラス製品
	陶磁器くず	
	家電製品(小型)	扇風機、CDプレーヤーなど
	小型掃除機	
	小型モーター	
	木製以外の家庭用品・器具	
	鏡	
	電子レンジ・オーブン	
	ジュース・ビールなどのふた	
	乾電池	
資源物	リターナブル瓶類	一升びん、ビールびん
	雑びん類	ドリンクびん、酒びん、調味料びん等
	缶類	ジュースやビール、缶詰などの飲食用の缶(4L程度まで)
	紙類	新聞・チラシ 雑誌類 ダンボール 雑紙(食品・菓子などの紙箱・包装紙など) 牛乳パック
	繊維類	古着、布きれ、ぼろ布、毛布(電気毛布は除く)
	ペットボトル	 マークがついているもの(飲料用、酒類用)
食品トレイ		
粗大ごみ	自転車 金属製の家具・器具(中型)	
有害ごみ	リチウムイオン電池	
家電リサイクル法対象品	冷蔵庫・冷凍庫 エアコン 液晶テレビ プラズマテレビ ブラウン管テレビ 衣類乾燥機 洗濯機	
市のごみステーションに出せないごみ	パソコン	
	多量なごみ	引っ越しやかたづけ、庭木の手入れなど一時的に多量に出るごみ
	事業から出る一般廃棄物	会社・商店など
	産業廃棄物	
市で収集・処理できないもの	タイヤ バッテリー スプリング入りマットレス・ソファー バイク 温水器 薬品・農薬 消火器 塗料・オイルの入った缶 ※その他農機具・ガスボンベ・ドラム缶・大型モーター・エンジンなど、処理が困難・危険なもの	

出典：2024年度収集カレンダー

(2) 収集・運搬

令和6年度の収集・運搬体制（令和6年度）を表3-1-2に示します。

収集・運搬は、直営により行っています。

前計画策定時の平成22年度と令和6年度の収集運搬体制は変わりませんが、燃えるごみのステーション数は899箇所から880箇所へと減少しています。また、燃えないごみのステーション数は899箇所から862箇所へと減少し、粗大ごみのステーション数は899箇所から509箇所へと減少しています。一方、資源物のステーション数は492箇所から509箇所へと増加しています。

収集頻度は変わっておりません。

表3-1-2 収集・運搬体制（令和6年度）

区分		収集方法	ステーション数	頻度	収集車両	収集容器
燃えるごみ		ステーション	880	週2回	4tパッカー車7台	指定袋
燃えないごみ			862	月2回	4tパッカー車2台	指定袋
資源物	リターナブル瓶類		509	月1回	4tパッカー車2台	コンテナ
	雑びん類		509	月1回	4tパッカー車2台	コンテナ
	缶類		509	月1回	4tパッカー車2台	網かご
	紙類		509	月1回	4tパッカー車2台	紐結束
	繊維類		509	月1回	4tパッカー車2台	指定以外の袋
	ペットボトル		509	月1回	4tパッカー車2台	網かご
	食品トレイ	拠点回収	—	随時	—	回収ボックス
粗大ごみ		ステーション	509	月1回	4tパワーゲート式貨物2台	—
有害ごみ		拠点回収	—	随時		回収ボックス

※令和6年4月現在

ステーション: 決められた収集場所に指定された収集日にごみを出す方式です。

回収ボックス: 本庁、各支所、泉公民館及び泉西公民館に設置しています。

第3章 ごみ処理基本計画

(3) 中間処理施設の概要

ごみ処理施設の概要を表 3-1-3 に示します。

燃えるごみは、環境センターにおいて焼却処理を行っています。

資源物は環境センター資源化施設へ搬入され、缶類、ペットボトルについては選別・圧縮されて資源化業者に引き渡されています。その他の資源物は、それぞれ業者の中間処理施設で資源化しています。

表 3-1-3 ごみ処理施設の概要

区分		
施設名称	土岐市環境センター	
所在地	岐阜県土岐市泉町久尻 1532 番地の 1 の 1	
敷地面積	17,600 m ²	
処理能力	70t/日 (23.3/8h × 3 炉)	
処理方式	機械化バッチ燃焼方式	
建築面積	焼却施設	1,545 m ²
	計量棟	63 m ²
	業務棟	270 m ²
	車庫倉庫棟	847 m ²
	資源化施設	218 m ²
	減容施設	101 m ²
	ストックヤード	446 m ²
供用開始	平成 2 年 3 月	

(4) 最終処分場の概要

本市の最終処分場の概要を表3-1-4に示します。

表3-1-4 最終処分場の概要

項目	内容		
施設名称	土岐市最終処分場		
所在地	岐阜県土岐市泉町久尻字長湫及び字滝ヶ洞地内		
全体面積	153,000m ²		
埋立面積	管理型	安定型	合計
	52,500m ²	56,500m ²	109,000m ²
埋立容量	532,000m ³	375,000m ³	907,000m ³
残余容量	202,792m ³	204,495m ³	407,287m ³
埋立期間	平成元年6月～		
埋立方法	サンドイッチ方式		
埋立ごみの種類	燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		

※残余容量は、令和7年3月31日現在

第3章 ごみ処理基本計画

3 ごみ排出量の実績

(1) ごみ区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義を図3-1-2に示します。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

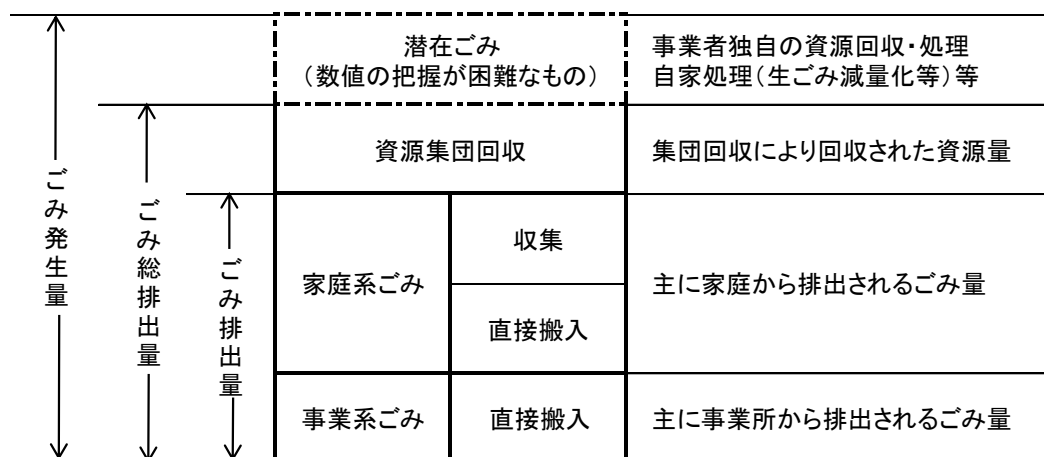
しかし、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているもの等（潜在ごみ）については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本市のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを家庭系ごみ、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとします。

また、家庭系ごみについては収集方式の違いにより、収集ごみ及び直接搬入ごみに分類します。

図3-1-2 ごみ区分の定義



(2) ごみ排出量の推移

ア ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量の推移を表3-1-5及び図3-1-3に示します。

ごみ総排出量は、平成22年度から平成27年度まで減少しましたが、平成28年度から平成29年度にかけて一時的に増加しました。その後、平成30年度には再び減少に転じています。この増減の背景には、平成30年度に導入したごみの有料化があります。平成29年度の増加は、有料化直前の駆け込みによるもので、平成30年度以降は、その効果により排出量が減少しています。

なお、令和6年度のごみ総排出量は平成22年度の23,293.5tから約27%減少し、17,086.1tとなっています。

表3-1-5 ごみ総排出量の推移

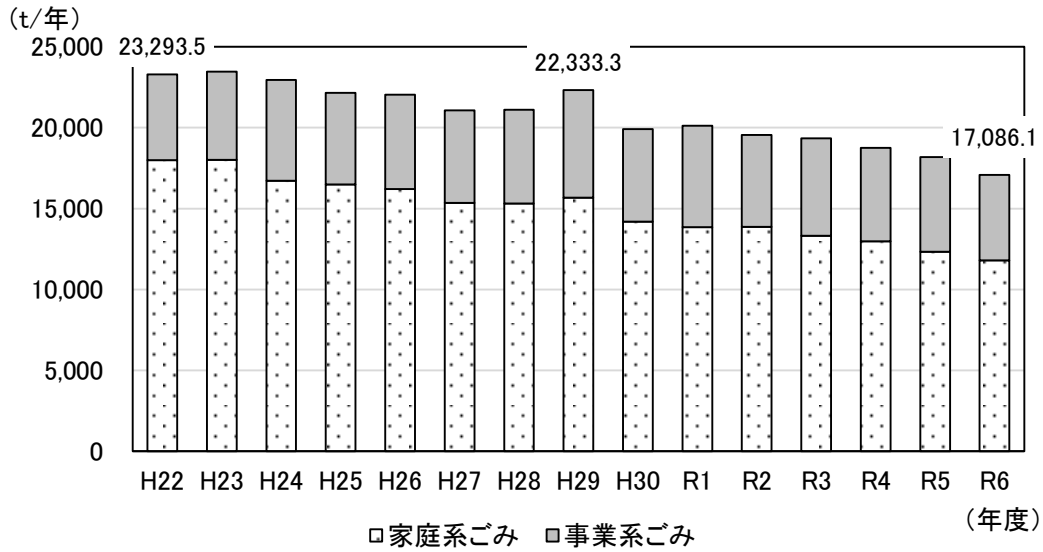
(単位:t)

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画収集人口(10月1日)	62,482	62,202	61,563	60,955	60,527	59,970	59,555	59,095	58,633	58,099
1人1日平均排出量	1,021	1,031	1,021	996	998	960	971	1,035	930	947
ごみ総排出量	23,293.5	23,462.1	22,942.5	22,161.7	22,038.0	21,061.8	21,107.8	22,333.3	19,912.8	20,128.1
家庭系ごみ	17,996.4	18,003.8	16,713.7	16,492.7	16,199.3	15,345.2	15,313.8	15,677.6	14,198.7	13,857.0
燃えるごみ	13,289.3	13,252.3	12,387.8	12,161.5	12,069.1	11,593.7	11,698.1	12,235.1	10,949.5	10,723.6
不燃ごみ	1,085.5	1,090.3	926.7	892.8	844.5	786.8	751.8	857.1	749.3	671.3
草木	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
戸別収集	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源物	2,063.2	1,970.1	1,869.6	1,990.6	1,940.3	1,761.7	1,690.9	1,507.3	1,487.6	1,432.0
粗大ごみ	119.0	318.9	202.7	196.9	227.4	78.6	93.7	91.5	97.8	166.5
集団回収	1,439.2	1,358.9	1,326.9	1,251.0	1,118.1	1,124.4	1,079.2	986.7	914.5	863.7
事業系ごみ	5,297.1	5,458.3	6,228.8	5,669.0	5,838.7	5,716.6	5,794.1	6,655.7	5,714.1	6,271.0
燃えるごみ	5,055.8	5,003.2	4,703.3	4,690.8	4,696.3	5,059.3	5,274.8	5,202.4	5,320.5	5,304.4
不燃ごみ	241.3	277.6	879.7	394.1	358.9	248.4	225.9	1,281.8	265.3	807.7
草木	0.0	177.5	645.9	584.1	783.5	408.9	293.4	171.5	128.4	158.9

項目	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口(10月1日)	57,487	56,710	56,047	55,200	54,328
1人1日平均排出量	932	935	917	900	862
ごみ総排出量	19,547.9	19,345.4	18,761.7	18,178.4	17,086.1
家庭系ごみ	13,881.6	13,312.9	12,984.0	12,340.8	11,797.4
燃えるごみ	10,895.6	10,051.7	9,734.1	9,296.8	8,911.2
不燃ごみ	690.5	789.4	834.3	804.6	681.4
草木	0.0	0.0	1.3	0.0	168.3
戸別収集	0.0	3.2	16.2	16.7	18.4
資源物	1,741.9	1,741.0	1,644.5	1,560.1	1,375.8
粗大ごみ	123.3	370.1	298.2	247.1	247.5
集団回収	430.3	357.5	455.5	415.6	394.8
事業系ごみ	5,666.4	6,032.5	5,777.7	5,837.6	5,288.8
燃えるごみ	4,538.3	4,351.6	4,442.5	4,228.3	4,103.9
不燃ごみ	484.6	941.2	427.2	728.8	304.8
草木	643.5	739.8	907.9	880.5	880.1

※端数処理のため合計は一致しないことがあります。

図3-1-3 ごみ排出量の推移

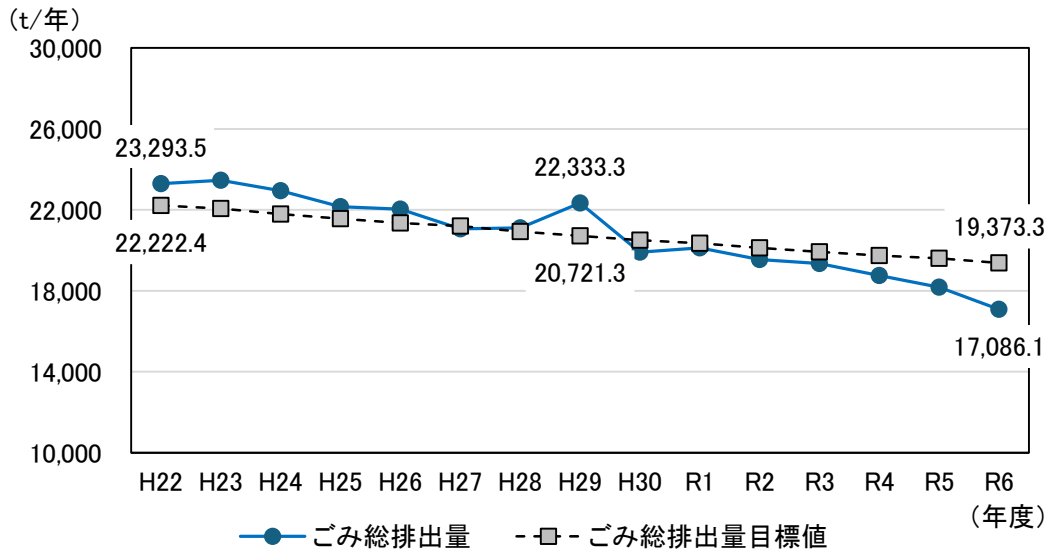


イ ごみ総排出量の目標値との比較

ごみ総排出量の実績値と前計画の目標値を図3-1-4に示します。

ごみ総排出量は減少傾向にありますが、平成28年度から平成29年度にかけて増加しました。平成29年度は、見通し20,721.3t/年に対し、実績は22,333.3t/年となり、1,612.0t増加しました。しかし、平成30年度以降は減少に転じ、総排出量は目標値を下回りました。令和6年度では、見通しの19,373.3t/年に対し、実績は17,086.1t/年となり、目標値より2,287.2tの削減と排出抑制が進んでいます。

図3-1-4 ごみ総排出量の実績値と目標値



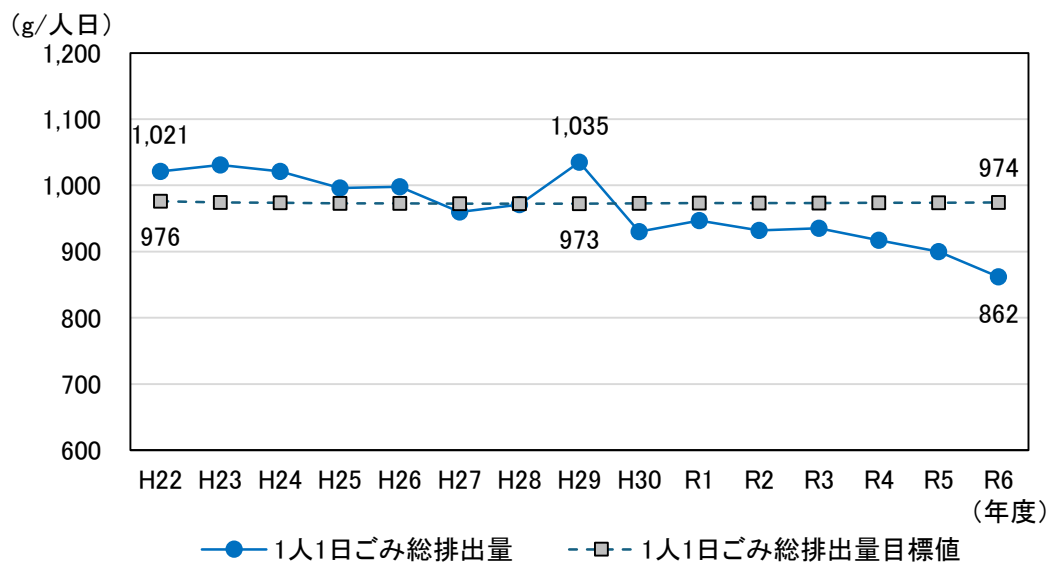
ウ 1人1日ごみ総排出量の実績値と目標値との比較

1人1日ごみ総排出量の実績値と前計画の目標値を図3-1-5に示します。

1人1日ごみ総排出量*はごみ総排出量と同様の傾向を示しています。平成22年度から減少傾向を示していますが、平成28年度から平成29年度にかけて増加し、平成29年度の見通し973g/人日に対し、実績は1,035t/年となり、62g増加しました。しかし、平成30年度以降は再び減少に転じ、目標値を下回りました。令和6年度では、見通しの974g/人日に対し、実績は862g/人日となり、目標値より112gの削減となりました。

【※1人1日ごみ総排出量(g/人日)＝ごみの排出量(t)÷行政区内人口÷年間日数÷1,000,000】

図3-1-5 1人1日ごみ総排出量の実績値と目標値



第3章 ごみ処理基本計画

エ 家庭系ごみ排出量の実績

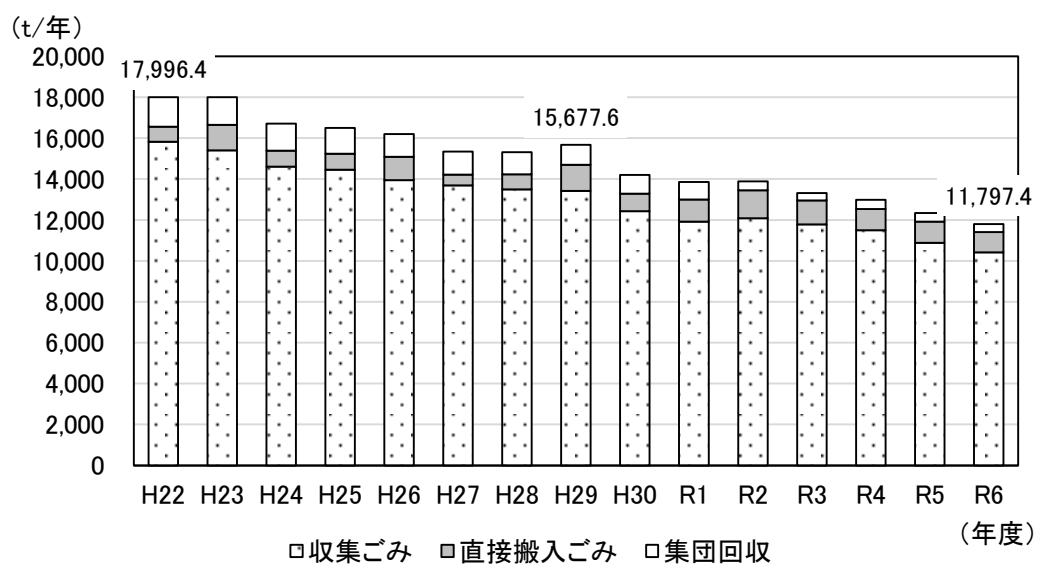
家庭系ごみ排出量の推移を表3-1-6及び図3-1-6に示します。

表3-1-6 家庭系ごみ排出量の推移

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画収集人口(10月1日)	62,482	62,202	61,563	60,955	60,527	59,970	59,555	59,095	58,633	58,099
1人1日家庭系ごみ	789	791	744	741	733	699	704	727	663	652
家庭系ごみ	17,996.4	18,003.8	16,713.7	16,492.7	16,199.3	15,345.2	15,313.8	15,677.6	14,198.7	13,857.0
収集ごみ	15,818.6	15,408.0	14,611.3	14,451.7	13,942.1	13,689.5	13,495.4	13,419.1	12,431.1	11,921.5
燃えるごみ(焼却場)	12,830.5	12,599.7	11,969.7	11,722.2	11,325.0	11,244.4	11,150.2	11,129.7	10,286.5	9,916.0
不燃ごみ(管理型)	885.5	813.5	741.1	707.7	650.0	654.7	639.4	752.3	647.6	565.3
不燃ごみ(安定型)	10.1	1.5	9.0	9.2	8.5	11.1	0.0	9.7	4.7	3.7
可燃性粗大ごみ(焼却場)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3	0.2	0.5	0.0
不燃性粗大ごみ(管理型)	29.3	23.1	21.9	22.0	18.1	17.4	14.7	20.0	4.2	4.6
草木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
戸別収集	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源物	2,063.2	1,970.1	1,869.6	1,990.6	1,940.3	1,761.7	1,690.9	1,507.3	1,487.6	1,432.0
直接搬入ごみ	738.6	1,236.9	775.5	790.1	1,139.2	531.4	739.1	1,271.8	853.1	1,071.8
燃えるごみ(焼却場)	458.8	652.6	418.1	439.3	744.1	349.3	547.9	1,105.4	663.0	807.6
不燃ごみ(管理型)	78.7	135.8	9.6	9.0	6.6	1.0	3.2	9.4	10.3	0.3
不燃ごみ(安定型)	111.3	139.4	167.0	167.0	179.3	119.9	109.2	85.7	86.7	102.0
可燃性粗大ごみ(焼却場)	89.8	295.8	180.8	174.9	209.1	61.1	78.8	71.2	93.2	161.8
不燃性粗大ごみ(管理型)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
草木	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集団回収	1,439.2	1,358.9	1,326.9	1,251.0	1,118.1	1,124.4	1,079.2	986.7	914.5	863.7

項目	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口(10月1日)	57,487	56,710	56,047	55,200	54,328
1人1日家庭系ごみ	662	643	635	611	595
家庭系ごみ	13,881.6	13,312.9	12,984.0	12,340.8	11,797.4
収集ごみ	12,088.4	11,785.3	11,490.9	10,882.4	10,415.1
燃えるごみ(焼却場)	9,726.7	9,470.3	9,325.4	8,848.6	8,564.5
不燃ごみ(管理型)	616.3	566.2	499.5	452.3	443.5
不燃ごみ(安定型)	0.1	0.0	2.4	2.1	9.8
可燃性粗大ごみ(焼却場)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3
不燃性粗大ごみ(管理型)	3.5	4.7	2.9	2.5	2.3
草木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
戸別収集	0.0	3.2	16.2	16.7	18.4
資源物	1,741.9	1,741.0	1,644.5	1,560.1	1,375.8
直接搬入ごみ	1,362.8	1,170.1	1,037.6	1,042.9	987.5
燃えるごみ(焼却場)	1,169.0	581.5	408.7	448.2	346.7
不燃ごみ(管理型)	0.6	3.5	2.0	0.6	3.3
不燃ごみ(安定型)	73.5	219.7	330.4	349.7	224.7
可燃性粗大ごみ(焼却場)	119.3	365.0	295.3	244.5	244.5
不燃性粗大ごみ(管理型)	0.4	0.5	0.0	0.0	0.5
草木	0.0	0.0	1.3	0.0	167.7
集団回収	430.3	357.5	455.5	415.6	394.8

図 3-1-6 家庭系ごみ排出量の推移



第3章 ごみ処理基本計画

オ 事業ごみ排出量の実績

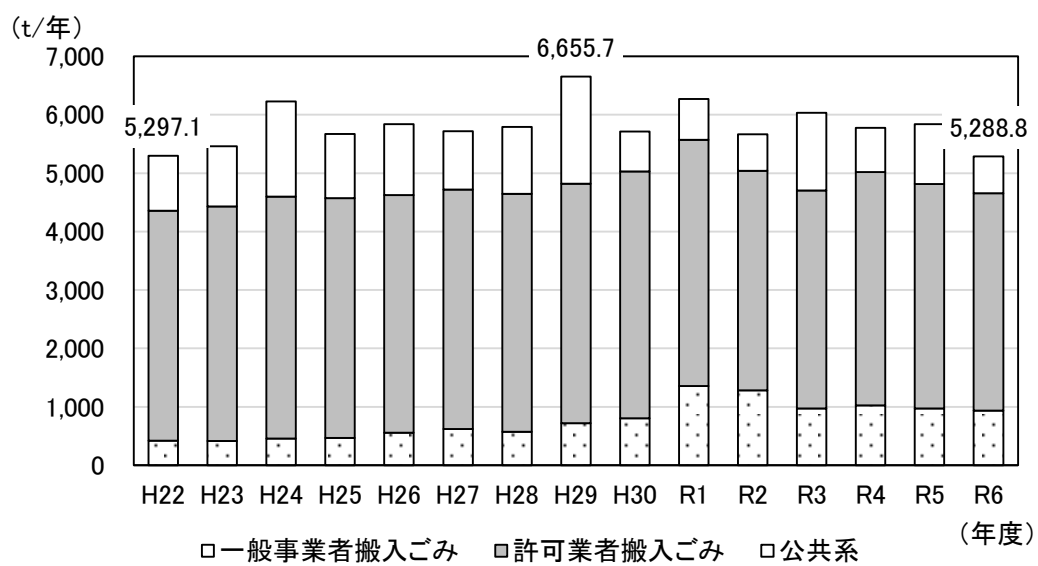
事業ごみ排出量の推移を表3-1-7及び図3-1-7に示します。

表3-1-7 事業系ごみ排出量の推移

項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画収集人口（10月1日）	62,482	62,202	61,563	60,955	60,527	59,970	59,555	59,095	58,633	58,099
1人1日事業系ごみ	232	240	277	255	264	260	267	309	267	295
事業系ごみ	5,297.1	5,458.3	6,228.8	5,669.0	5,838.7	5,716.6	5,794.1	6,655.7	5,714.1	6,271.0
一般事業者搬入ごみ	418.7	413.6	455.5	466.6	558.1	617.4	569.8	721.0	800.8	1,354.9
燃えるごみ（焼却場）	411.0	361.5	314.1	339.9	327.8	467.3	461.8	610.1	712.1	750.9
不燃ごみ（管理型）	2.4	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	498.3
不燃ごみ（安定型）	5.3	10.6	8.2	5.8	4.3	6.6	6.9	0.3	0.1	0.0
可燃性粗大ごみ（焼却場）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草木	0.0	40.9	132.7	120.9	226.1	143.6	101.0	110.6	88.6	105.7
許可業者搬入ごみ	3,939.6	4,015.4	4,144.1	4,106.0	4,065.8	4,100.4	4,077.8	4,098.3	4,227.1	4,214.9
燃えるごみ（焼却場）	3,808.2	3,880.2	3,987.8	3,966.3	3,939.7	3,974.8	3,953.1	3,989.0	4,106.6	4,095.1
不燃ごみ（管理型）	8.1	2.2	0.9	3.5	0.5	6.5	6.4	4.3	2.5	0.0
不燃ごみ（安定型）	123.3	121.3	155.5	136.2	125.6	119.0	118.0	103.0	118.0	119.5
可燃性粗大ごみ（焼却場）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草木	0.0	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	2.0	0.0	0.3
公共系	938.8	1,029.4	1,629.2	1,096.4	1,214.8	998.9	1,146.5	1,836.5	686.3	701.3
燃えるごみ（焼却場）	836.6	761.5	401.4	384.6	428.8	617.2	859.9	603.4	501.8	458.4
不燃ごみ（管理型）	101.9	142.9	582.3	71.3	93.0	48.6	46.1	1,081.0	56.2	67.5
不燃ごみ（安定型）	0.4	0.0	132.3	177.4	135.5	67.7	48.4	93.2	88.5	122.4
可燃性粗大ごみ（焼却場）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草木	0.0	125.0	513.2	463.2	557.5	265.4	192.1	58.9	39.8	52.9

項 目	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口（10月1日）	57,487	56,710	56,047	55,200	54,328
1人1日事業系ごみ	270	291	282	289	267
事業系ごみ	5,666.4	6,032.5	5,777.7	5,837.6	5,288.8
一般事業者搬入ごみ	1,279.6	972.4	1,025.6	973.5	936.2
燃えるごみ（焼却場）	488.3	467.8	363.7	314.9	284.7
不燃ごみ（管理型）	285.2	1.4	1.8	1.2	2.2
不燃ごみ（安定型）	0.1	0.8	0.4	37.1	1.4
可燃性粗大ごみ（焼却場）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草木	506.0	502.5	659.7	620.3	647.9
許可業者搬入ごみ	3,759.5	3,733.0	3,995.5	3,839.3	3,722.5
燃えるごみ（焼却場）	3,660.0	3,634.8	3,862.5	3,732.2	3,636.1
不燃ごみ（管理型）	0.0	62.2	96.5	83.4	76.1
不燃ごみ（安定型）	97.6	32.4	13.2	14.9	8.7
可燃性粗大ごみ（焼却場）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草木	1.9	3.6	23.2	8.8	1.5
公共系	627.3	1,327.1	756.6	1,024.8	630.1
燃えるごみ（焼却場）	390.0	249.0	216.3	181.2	183.1
不燃ごみ（管理型）	50.0	768.0	139.2	358.8	48.2
不燃ごみ（安定型）	51.7	76.3	176.1	233.4	168.1
可燃性粗大ごみ（焼却場）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草木	135.7	233.7	225.0	251.5	230.6

図3-1-7 事業系ごみ排出量の推移



第3章 ごみ処理基本計画

4 資源化の実績

(1) 資源化量の推移

資源化量の推移を表3-1-8及び図3-1-8に示します。

本市では、直営収集による資源物のほか、集団回収、草木、埋立場より再分別*及び直搬搬入の資源物を資源化しています。資源化量は減少傾向を示しており、平成22年度においては4,024.7tですが、令和6年度は3,061.9tとなり、24%減少しています。

【※埋立場より再分別：土岐市最終処分場の安定型より、資源化可能なものを再分別したもの。】

表3-1-8 資源化量の推移

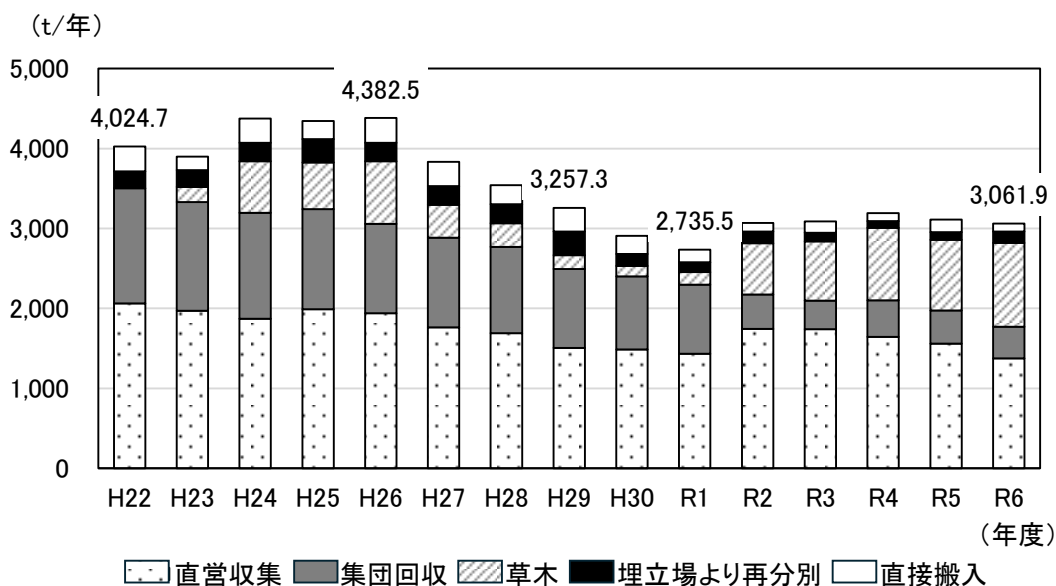
(単位:t/年)

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
資源化量										
直営収集	2,063.2	1,970.1	1,869.6	1,990.6	1,940.3	1,761.7	1,690.9	1,507.3	1,487.6	1,432.0
リターナブル瓶類	1.5	1.0	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
雑びん類	408.2	400.5	378.8	378.0	360.3	360.3	338.9	334.4	315.0	294.9
缶類	170.4	166.8	152.6	149.3	133.3	129.7	122.5	122.5	124.3	118.8
紙類	1,225.7	1,143.9	1,118.9	1,229.0	1,225.0	1,050.3	1,017.4	812.3	807.1	796.8
繊維類	74.3	90.2	76.0	83.6	85.5	87.8	85.4	110.9	97.9	89.8
ペットボトル	164.9	150.9	124.9	135.4	124.9	127.7	123.5	124.2	141.2	131.6
店頭	18.1	16.8	17.8	15.1	11.1	5.8	2.9	3.0	2.3	0.0
集団回収	1,439.2	1,358.9	1,326.9	1,251.0	1,118.1	1,124.4	1,079.2	986.7	914.5	863.7
リターナブル瓶類	6.8	6.7	5.7	5.1	4.3	4.2	3.4	3.3	2.7	2.5
缶類	7.6	7.4	7.5	6.9	6.1	6.6	6.3	5.9	5.9	6.0
紙類	1,321.7	1,243.4	1,214.3	1,140.2	1,020.9	1,023.8	984.8	891.6	827.5	774.7
繊維類	103.2	101.2	99.4	98.8	86.8	89.7	84.7	85.9	78.4	80.4
草木	0.0	190.8	645.9	584.1	783.5	408.9	293.4	171.5	128.4	158.9
埋立場より再分別	209.8	210.7	230.0	292.5	230.1	232.7	238.6	297.0	150.4	120.9
直接搬入	312.4	168.5	301.2	226.3	310.6	303.6	238.1	294.9	228.1	159.9
合計	4,024.7	3,899.0	4,373.5	4,344.5	4,382.5	3,831.4	3,540.1	3,257.3	2,909.0	2,735.5
ごみ総排出量	23,293.5	23,462.1	22,942.5	22,161.7	22,038.0	21,061.8	21,107.8	22,333.3	19,912.8	20,128.1
資源化率(%)	17.3%	16.6%	19.1%	19.6%	19.9%	18.2%	16.8%	14.6%	14.6%	13.6%

項目	R2	R3	R4	R5	R6
資源化量					
直営収集	1,741.9	1,741.0	1,644.5	1,560.1	1,375.8
リターナブル瓶類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雑びん類	285.0	278.9	273.5	266.6	248.3
缶類	121.5	115.4	113.2	101.3	96.7
紙類	1,073.9	1,092.7	1,020.7	960.5	805.7
繊維類	135.0	125.1	102.0	90.2	100.0
ペットボトル	126.5	128.9	135.1	141.6	125.0
店頭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集団回収	430.3	357.5	455.5	415.6	394.8
リターナブル瓶類	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
缶類	3.1	2.4	3.8	3.8	3.8
紙類	390.9	329.4	411.6	375.3	354.7
繊維類	35.8	25.7	40.1	36.5	36.3
草木	643.5	739.8	909.2	880.5	1,048.4
埋立場より再分別	145.7	106.7	84.5	96.6	144.1
直接搬入	106.5	143.9	96.8	159.6	98.8
合計	3,067.8	3,088.9	3,190.5	3,112.3	3,061.9
ごみ総排出量	19,547.9	19,345.4	18,761.7	18,178.4	17,086.1
資源化率(%)	15.7%	16.0%	17.0%	17.1%	17.9%

※端数処理のため合計は一致しないことがあります。

図 3-1-8 資源化量の推移



(2) 集団回収

集団回収量の推移を表 3-1-9 及び図 3-1-9 に示します。

収集前段階における資源化を促進するため、自治会に対しては、減量化・資源化事業促進奨励金制度による資源回収、小中学校のPTA等の公的団体に対しては、集団回収奨励金制度による集団回収を行ってきました。

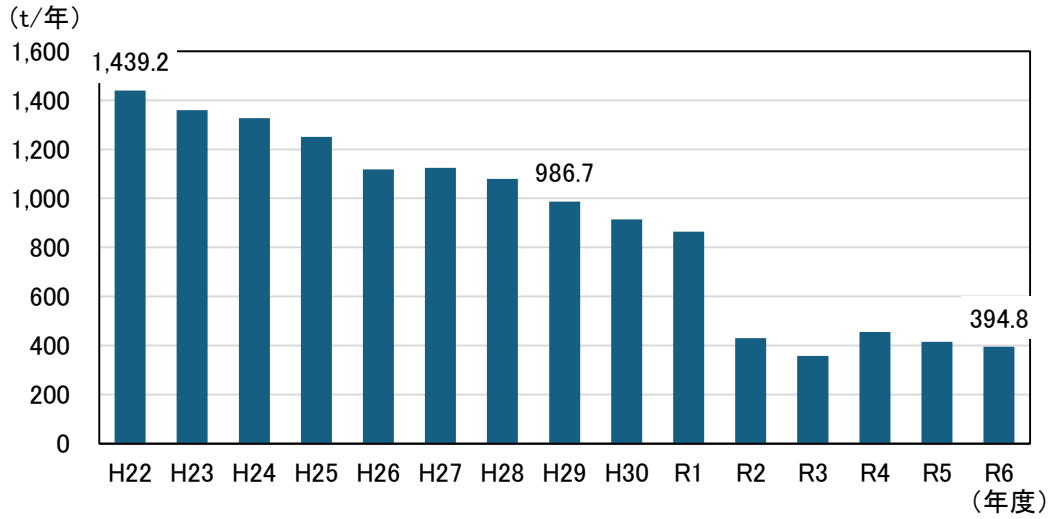
平成 22 年度の集団回収量は 1,439.2t ですが、令和 6 年度は 394.8t となり、平成 22 年度から 7 割以上減少しています。

表 3-1-9 集団回収量の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
集団回収 (合計)	1,439.2	1,358.9	1,326.9	1,251.0	1,118.1	1,124.4	1,079.2	986.7	914.5	863.7
リターナブル瓶類	6.8	6.7	5.7	5.1	4.3	4.2	3.4	3.3	2.7	2.5
缶 類	7.6	7.4	7.5	6.9	6.1	6.6	6.3	5.9	5.9	6.0
紙 類	1,321.7	1,243.4	1,214.3	1,140.2	1,020.9	1,023.8	984.8	891.6	827.5	774.7
繊維類	103.2	101.2	99.4	98.8	86.8	89.7	84.7	85.9	78.4	80.4
年度	R2	R3	R4	R5	R6					
集団回収 (合計)	430.3	357.5	455.5	415.6	394.8					
リターナブル瓶類	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0					
缶 類	3.1	2.4	3.8	3.8	3.8					
紙 類	390.9	329.4	411.6	375.3	354.7					
繊維類	35.8	25.7	40.1	36.5	36.3					

※端数処理のため合計は一致しないことがあります。

図 3-1-9 集団回収量の推移



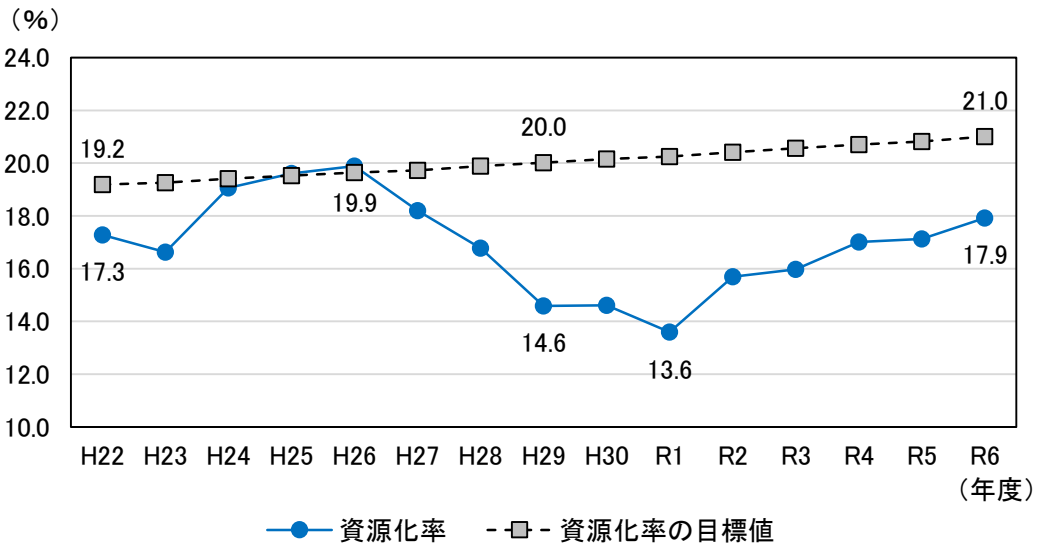
(3) 資源化率の目標値との比較

資源化率の実績値と前計画の目標値を図 3-1-10 に示します。

資源化率は平成 27 年度から令和元年度にかけて減少傾向を示し、目標値と大きく乖離していましたが、令和 2 年度以降は、コロナ禍により集団回収量が減少したものの、直営収集や草木の回収量の増加により、資源化率は増加に転じています。

資源化率は全国的に減少しており、主な原因として、住民による容器包装廃棄物の排出抑制が進んでいること、容器包装類の軽量化が進んでいること、新聞や雑誌等の発行部数がデジタル化により減少していること、資源物の店頭回収等が進んでいることがあげられます。これらの要因が重なり合い、資源物の回収量が減少し、資源化率の低下につながっています。

図 3-1-10 資源化率の実績値と目標値



※資源化率=資源化量÷ごみ総排出量×100

5 中間処理量の実績

焼却処理量の推移を表3-1-10及び図3-1-11に示します。

燃えるごみは焼却処理施設で処理し、残渣は最終処分場に埋立処分しています。

焼却処理量は、平成22年度から平成27年度にかけて減少し、平成28年度に増加に転じましたが、平成30年度以降、再び減少に転じています。平成22年度の焼却処理量は18,805.8tですが、令和6年度は13,697.8tとなり、27%減少しています。

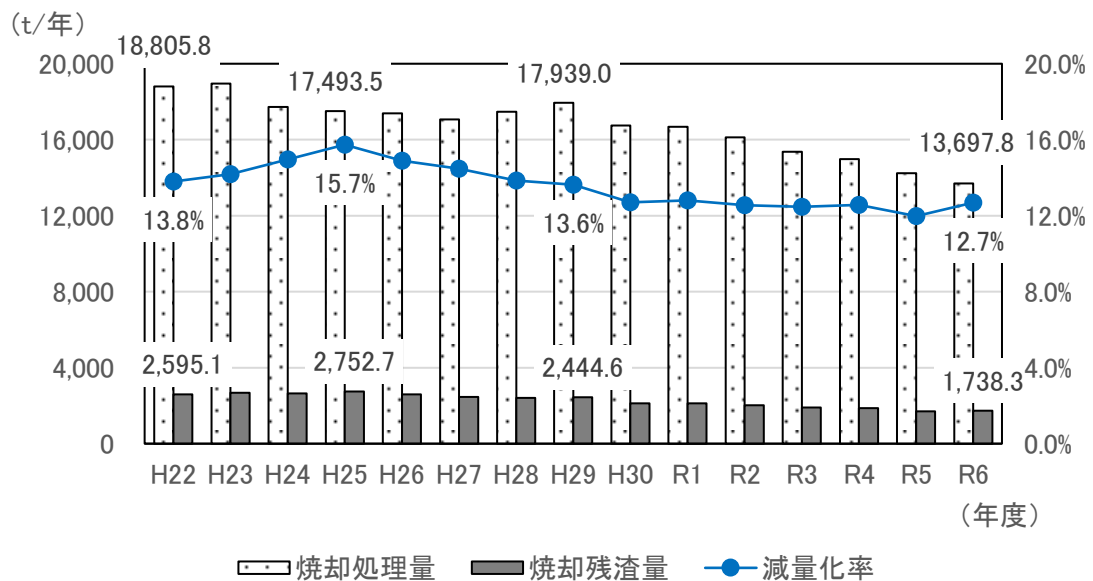
表 3-1-10 焼却処理量の推移

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
焼却処理量 (t/年)	18,805.8	18,942.0	17,721.9	17,493.5	17,389.3	17,057.1	17,465.6	17,939.0	16,748.5	16,680.9	
焼却残渣量 (t/年)	2,595.1	2,687.7	2,651.6	2,752.7	2,590.9	2,468.1	2,418.5	2,444.6	2,127.7	2,134.9	
減量化率 (%)	13.8%	14.2%	15.0%	15.7%	14.9%	14.5%	13.8%	13.6%	12.7%	12.8%	
項目	R2	R3	R4	R5	R6						
焼却処理量 (t/年)	16,113.2	15,360.3	14,970.7	14,238.2	13,697.8						
焼却残渣量 (t/年)	2,022.3	1,914.5	1,880.8	1,705.1	1,738.3						
減量化率 (%)	12.6%	12.5%	12.6%	12.0%	12.7%						

※焼却残渣量は、焼却灰と飛灰の合計を示します。

※減量化率＝焼却残渣量÷焼却処理量×100

図 3-1-11 焼却処理量の推移



第3章 ごみ処理基本計画

6 最終処分量の実績

(1) 最終処分量の推移

最終処分量の推移を表 3-1-11 及び図 3-1-12 に示します。

平成 22 年度から令和 6 年度の一般廃棄物最終処分量は、年間 2,585.2t~4,306.6t の間で推移しています。

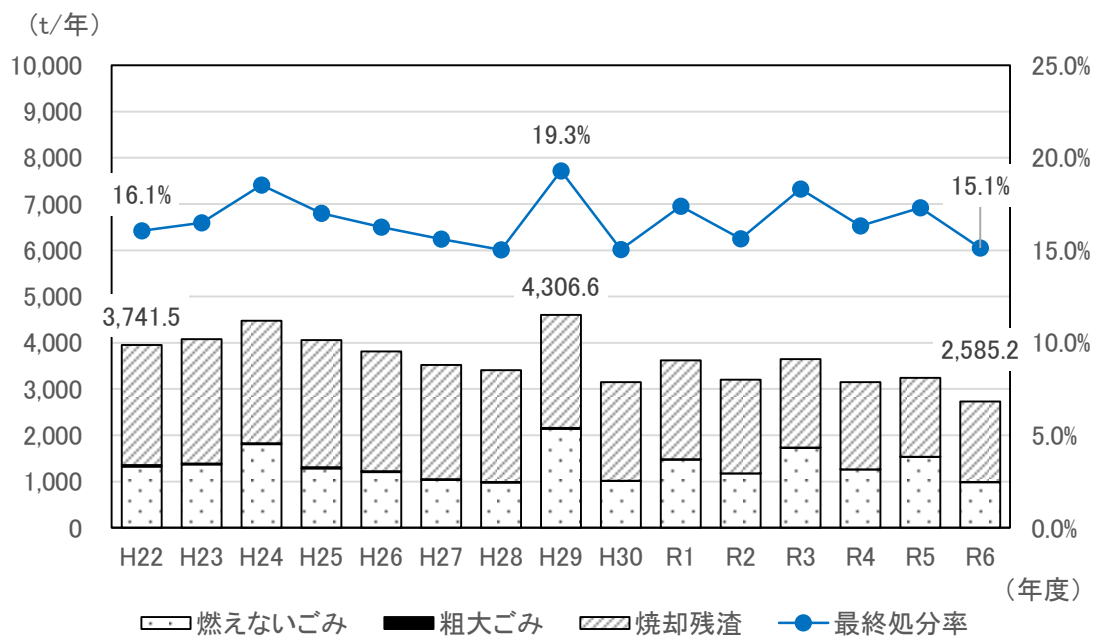
表 3-1-11 最終処分量の推移

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
燃えないごみ (t/年)	1,326.9	1,367.9	1,806.3	1,286.9	1,203.4	1,035.2	977.7	2,138.9	1,014.5	1,479.0
粗大ごみ (t/年)	29.3	23.1	21.9	22.0	18.1	17.4	14.7	20.1	4.2	4.6
焼却残渣 (t/年)	2,595.1	2,687.7	2,651.6	2,752.7	2,590.9	2,468.1	2,418.5	2,444.6	2,127.7	2,134.9
埋立場より再分別 (t/年)	209.8	210.7	230.0	292.5	230.1	232.7	238.6	297.0	150.4	120.9
一般廃棄物最終処分量 (t/年)	3,741.5	3,868.0	4,249.8	3,769.1	3,582.3	3,288.0	3,172.3	4,306.6	2,996.0	3,497.6
ごみ総排出量 (t/年)	23,293.5	23,462.1	22,942.5	22,161.7	22,038.0	21,061.8	21,107.8	22,333.3	19,912.8	20,128.1
最終処分率 (%)	16.1%	16.5%	18.5%	17.0%	16.3%	15.6%	15.0%	19.3%	15.0%	17.4%

項目	R2	R3	R4	R5	R6
燃えないごみ (t/年)	1,175.1	1,730.6	1,262.5	1,534.4	988.2
粗大ごみ (t/年)	3.9	5.1	2.9	2.5	2.8
焼却残渣 (t/年)	2,022.3	1,914.5	1,880.8	1,705.1	1,738.3
埋立場より再分別 (t/年)	145.7	106.7	84.5	96.6	144.1
一般廃棄物最終処分量 (t/年)	3,055.6	3,543.5	3,061.7	3,145.4	2,585.2
ごみ総排出量 (t/年)	19,547.9	19,345.4	18,761.7	18,178.4	17,086.1
最終処分率 (%)	15.6%	18.3%	16.3%	17.3%	15.1%

※最終処分率＝一般廃棄物最終処分量÷ごみ総排出量×100

図 3-1-12 最終処分量の推移

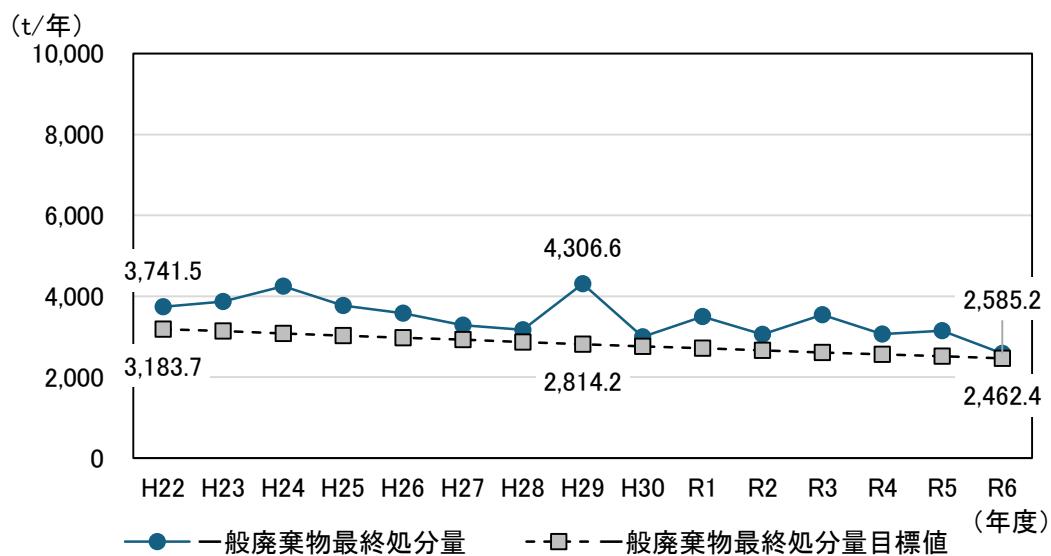


(2) 最終処分量の目標値との比較

最終処分量の実績値と前計画の目標値を図 3-1-13 に示します。

一般廃棄物最終処分量は、目標値に向け削減が進んでいましたが、令和6年度では、目標の2,462.4t/年に対し、実績は2,528.2/年となっています。

図 3-1-13 最終処分量の実績値と目標値



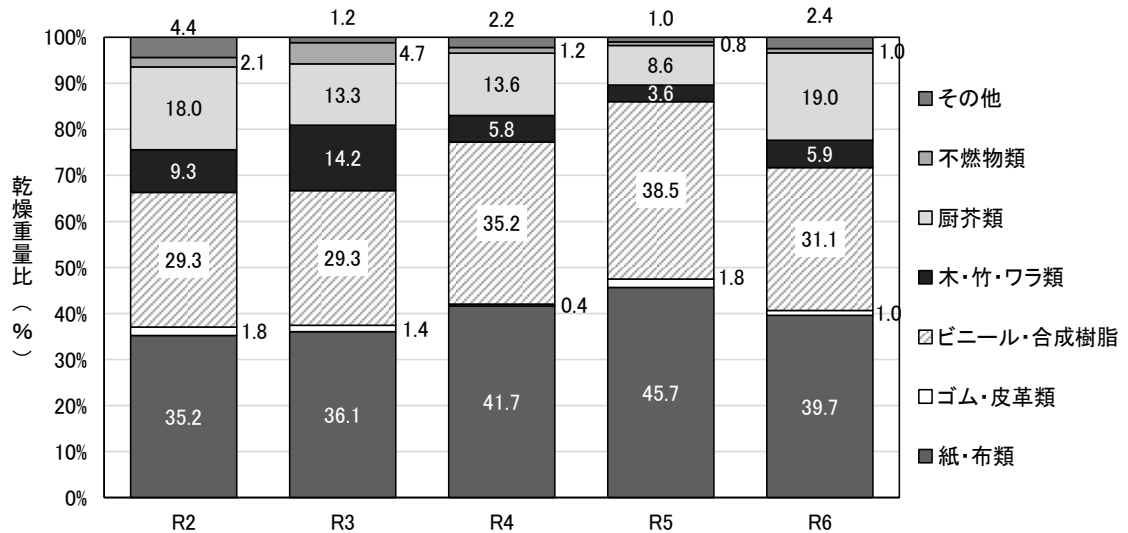
第3章 ごみ処理基本計画

7 ごみ質分析結果

燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）を図3-1-14に示します。

環境センターの焼却施設では、燃えるごみのごみ質調査を行っています。令和3年度から令和5年度にかけて、紙・布類の割合が増加し、厨芥類の割合が減少していましたが、令和6年度は紙・布類の割合が減少し、厨芥類の割合が増加に転じています。

図3-1-14 燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）



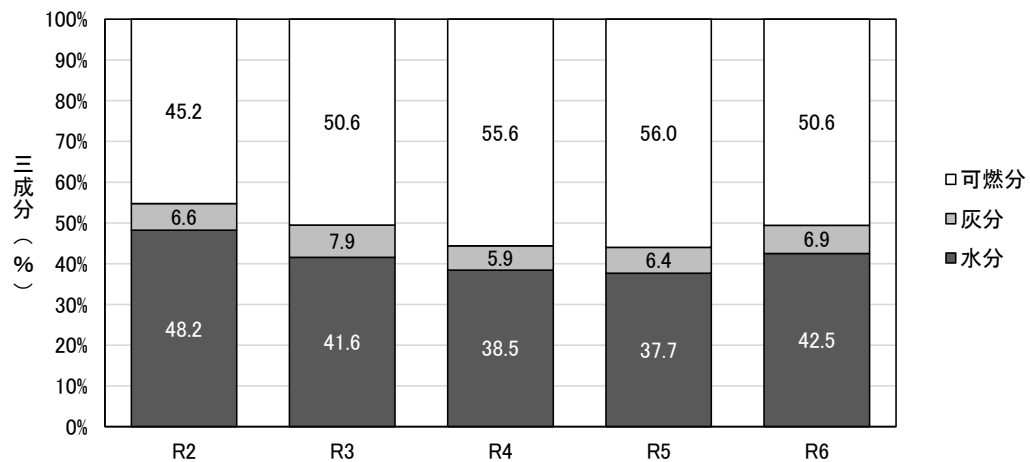
資料: 各年検査報告書

燃えるごみの三成分値*を図3-1-15に示します。

令和2年度から令和5年度にかけて、水分が減少し、可燃分が増加していましたが、令和6年度は水分が増加し、可燃分が減少しました。

【※三成分値: 可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの】

図3-1-15 燃えるごみの三成分値（重量比）



資料: 各年検査報告書

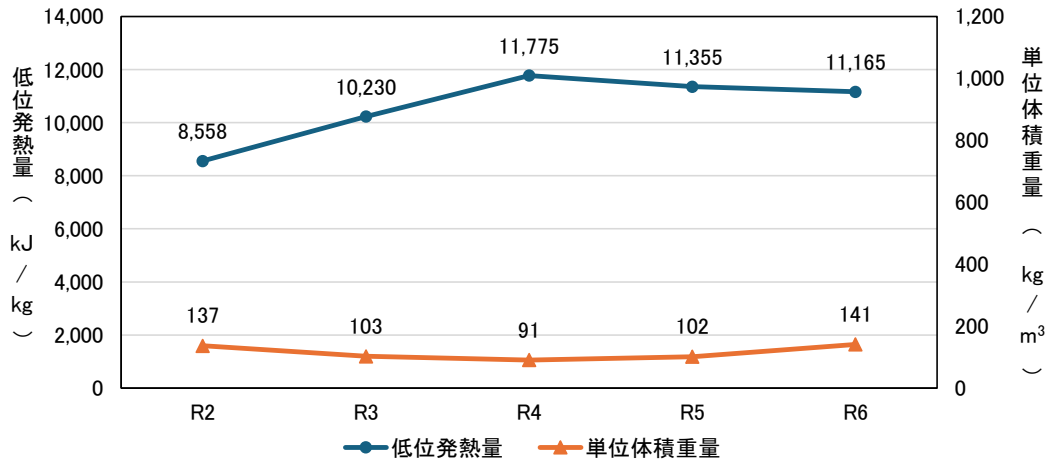
燃えるごみの低位発熱量^{※1}及び単位体積重量^{※2}を図3-1-16に示します。

低位発熱量は令和2年度から令和4年度にかけて上昇していましたが、近年では減少傾向に転じています。単位容積重量は令和2年度から令和4年度にかけて減少していましたが、近年では上昇に転じています。

【※1 低位発熱量:燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの】

【※2 単位体積重量:燃えるごみを一定の容器が一杯になるまで入れ、その際の重量を容器の容積で除した値を示すもの】

図3-1-16 燃えるごみの低位発熱量及び単位体積重量



資料: 各年検査報告書

8 類似自治体との比較検討

類似自治体との比較を図3-1-17に示します。

本データは環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績）に基づきます。また、令和5年度の実績値と評価項目の基準値を100としたときの指標値の比率（指数）で表しています。

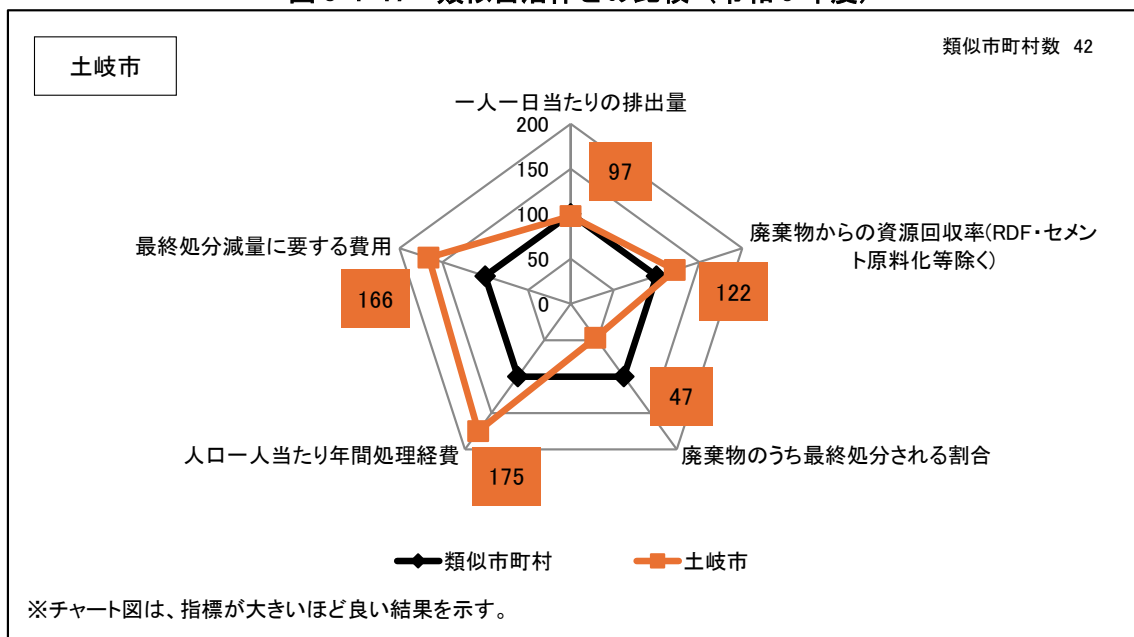
1人1日当たりの排出量は、評価項目の基準値100に対して97であり、類似自治体と同程度の排出量となっています。

廃棄物からの資源回収率は、評価項目の基準値100に対して122であり、類似自治体より資源回収率が高い状況となっています。原因として、本市では草木の回収量が高いことがあげられます。

廃棄物のうち最終処分される割合は、評価項目の基準値100に対して47であり、類似自治体より最終処分量が多い状況となっています。原因として、本市では、燃えないごみといった直接埋立量の割合が多いことがあげられます。

人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、評価項目の基準値100に対してそれぞれ160を超えており、類似自治体より非常に良好であることを示しています。

図3-1-17 類似自治体との比較（令和5年度）



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実態調査結果)

注：廃棄物のうち最終処分される割合に、本市の産業廃棄物は含まれません。

(1) 1人1日ごみ総排出量（一般廃棄物の発生）

1人1日ごみ総排出量の比較を図3-1-18に示します。

前計画策定時に公表されていた平成20年度当時の本市の1人1日ごみ総排出量は1,055g/人日、類似自治体平均1,017g/人日であり、指標値は96.4となっていました。令和5年度現在では、本市は900g/人日、指標値は97となっており、平成20年度当時に比べ、1人1日ごみ総排出量の削減が進んでいます。

しかし、表3-1-12に示すように、本市の令和5年度の1人1日ごみ総排出量は、国平均851/人日、県平均828/人日、類似自治体平均877g/人日を上回っており、排出抑制が必要です。

さらに、県が令和7年度目標値としている880g/人日[※]を上回っています。

【[※]第3次岐阜県廃棄物処理計画より 令和7年度目標 一般廃棄物排出量608千トン÷令和7年推計人口1,892千人より算出】

図3-1-18 1人1日ごみ総排出量の比較

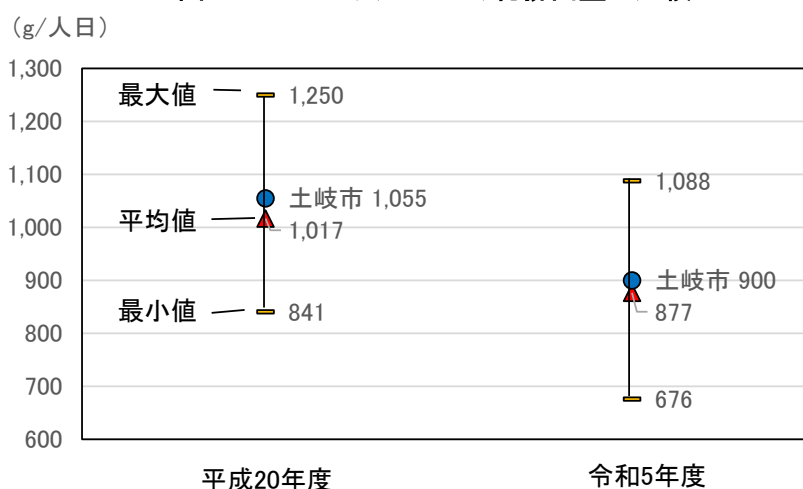


表3-1-12 令和5年度の国や県の1人1日ごみ総排出量

	土岐市	県平均	国平均	類似自治体平均
1人1日ごみ総排出量	900	828	851	877

※1人1日ごみ総排出量＝総排出量÷人口÷年日数

注：類似自治体は環境省一般廃棄物処理実態調査(令和5年度)に基づく値を使用しています。

第3章 ごみ処理基本計画

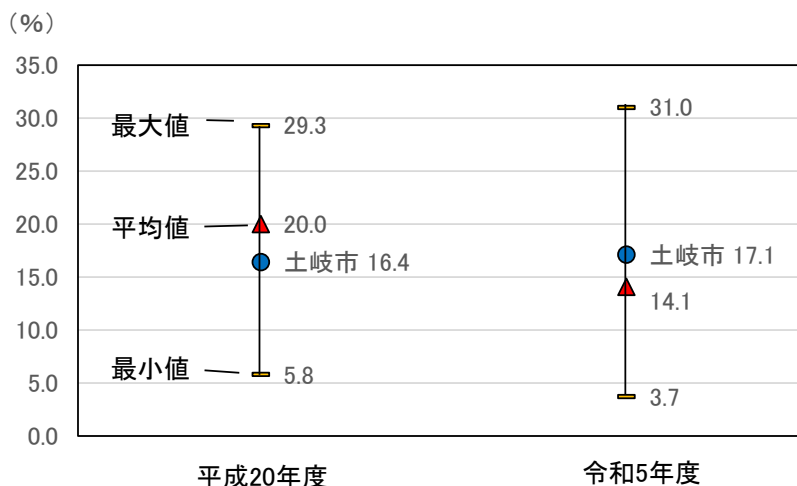
(2) 廃棄物からの資源回収率（一般廃棄物の再生利用）

資源回収率※の比較を図3-1-19に示します。

前計画策定時に公表されていた平成20年度当時の本市の資源回収率は16.4%、類似自治体平均20.0%であり、指標値は82.0となっていました。令和5年度現在では、本市の資源回収率は17.1%、指標値は122となっており良好です。

【※資源回収率＝総資源化量(直接資源化量＋中間処理後再生利用量)÷ごみ総排出量×100】

図3-1-19 資源回収率の比較



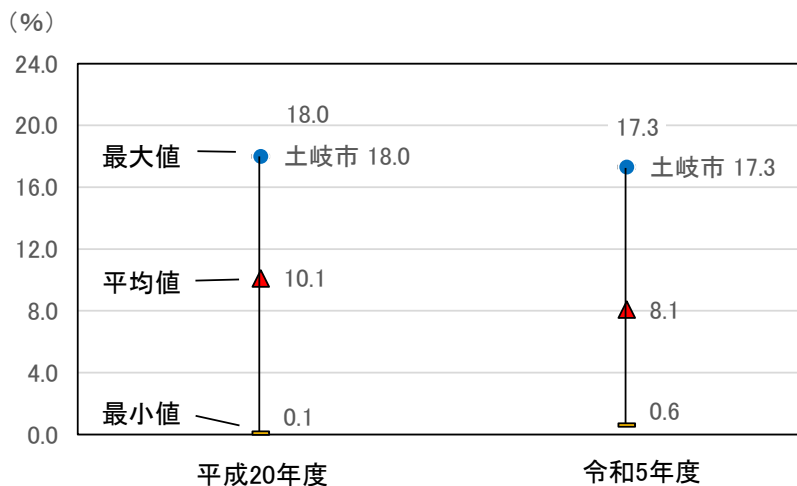
(3) 廃棄物のうち最終処分される割合（一般廃棄物最終処分）

廃棄物のうち最終処分される割合※の比較を図3-1-20に示します。

前計画策定時に公表されていた平成20年度当時の本市の最終処分される割合は18.0%、類似自治体平均10.1%であり、指標値は56.1となっていました。令和5年度現在では、本市の最終処分される割合は17.3%、指標値は47となっており、大幅な最終処分量の削減が必要です。

【※最終処分される割合＝最終処分量÷ごみ総排出量×100】

図3-1-20 廃棄物のうち最終処分される割合の比較



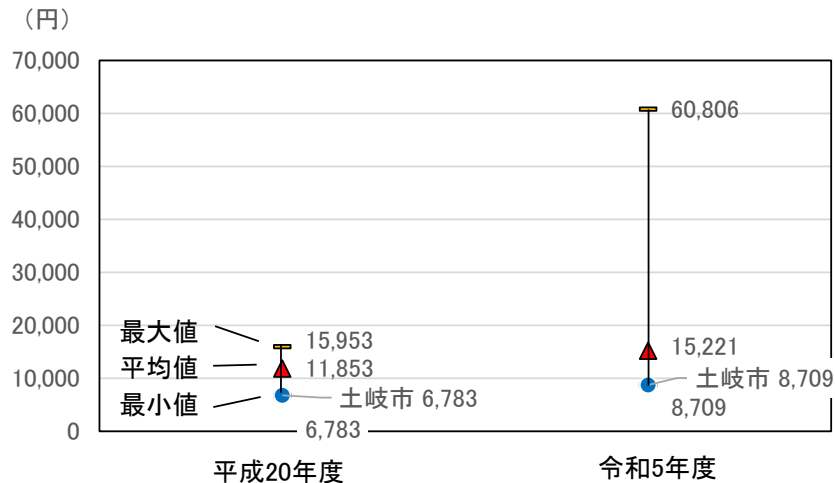
(4) 人口1人当たり年間処理経費（人口1人当たりの費用）

人口1人当たりの処理費用^{*}の比較を図3-1-21に示します。

前計画策定時に公表されていた平成20年度当時の本市の人口1人当たりの処理費用は6,783円/t、類似自治体平均11,853円/tであり、指標値は174.7と大変良好でした。令和5年度現在では、本市の人口1人当たりの処理費用は8,709円/t、指標値は175と大変良好です。

【※人口1人当たりの年間処理費用＝廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口】

図3-1-21 人口1人当たりの処理費用の比較



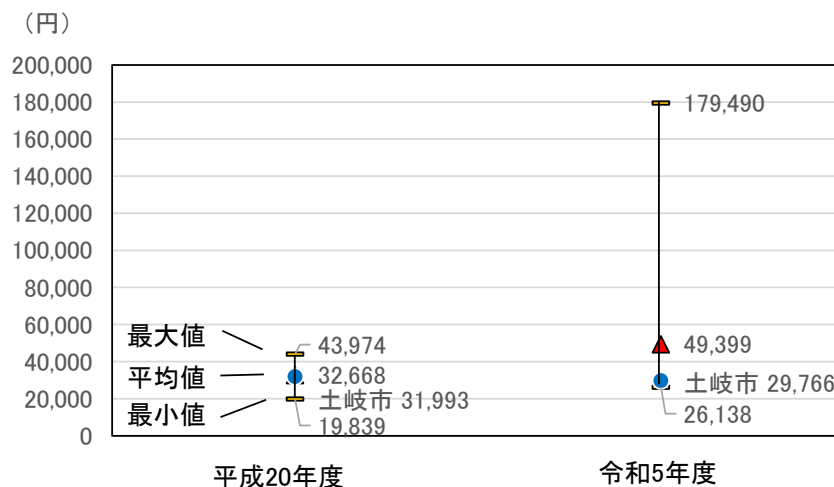
(5) 最終処分減量に要する費用（最終処分費用）

最終処分減量に要する費用^{*}の比較を図3-1-22に示します。

前計画策定時に公表されていた平成20年度当時の本市の最終処分減量に要する費用は31,993円/t、類似自治体平均32,668円/tであり、指標値は102.1と良好でした。令和5年度現在では、本市の最終処分減量に要する費用は29,766円/t、指標値は166と大変良好です。

【※最終処分減量に要する費用＝最終処分減量に要する総費用÷(ごみ総排出量－最終処分量)】

図3-1-22 最終処分減量に要する費用の比較



第3章 ごみ処理基本計画

9 施策の評価

前計画を策定してから、これまで行ってきた施策の評価を表3-1-13に示します。

表 3-1-13 前計画の施策の評価(1)

数値目標		評価	理由
排出抑制の目標	目標 R7:975g/人日 実績 R6:862g/人日	○	目標を達成している。
再生利用	目標 R7:21.2% 実績 R6:17.9%	△	容器類の軽量化、雑誌類のデジタル化等が進んでいることもあり、目標は達成していないが、資源物の分別が継続されている。
最終処分 (一般廃棄物最終処分量)	目標 R7:2,415t/年 実績 R6:2,585t/年	△	目標に向けて、削減が進んでいる。
行政の役割		評価	理由
① 環境教育、普及啓発の充実		○	HP 等で、ごみの減量化・リサイクルに関するお知らせを行っている。
② 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底		○	1 日の搬入量を制限している。搬入許可申請時に説明している。
③ 環境物品等の使用促進		○	グリーン購入の基本方針を公表し、取り組んでいる。
住民の役割		評価	理由
① ごみ排出ルール of 徹底		○	ガイドブック等の作成、分別促進アプリ等を紹介している。食品トレイ、インクカートリッジ等の拠点回収を促進している。
② 住民団体による集団回収の促進等		○	ごみ減量化、資源化事業促進奨励金、集団回収奨励金を交付し、資源物の回収を促進している。
③ 容器包装廃棄物の排出抑制		○	ごみガイドブック等で周知している。
④ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等		○	HP 等で「ゼロカーボンアクション」を促進している。
事業者の役割		評価	理由
① 発生源における排出抑制		○	ごみ搬入量は減少傾向にある。
② 過剰包装の抑制		△	事業者の自主的取組
③ 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制		○	岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」※の登録数 13 件。(令和 7 年 1 月 9 日時点)
④ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等		△	事業者の自主的取組
⑤ 食品廃棄物の排出抑制		△	事業者の自主的取組

※使い捨てプラスチックの使用合理化、再生材やバイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替などプラスチック資源の循環に取組む事業所を登録する、県の制度

表 3-1-13 前計画の施策の評価(2)

収集・運搬	評価	理由
① 収集形態、収集回数		
燃えるごみは、週2回の直営収集によるステーション回収とする。	○	継続して実施している。
燃えないごみは、月2回の収集頻度を減少させ月1回とし、資源物を月2回に増加させる。	—	資源収集の回数増加には多額の費用がかかるので実施できなかった。
粗大ごみは、直接搬入もしくは個別回収とする。	○	粗大ごみの直営搬入を実施中
	△	個別回収は高齢者のみ実施中
事業系一般廃棄物は、現自己搬入または許可業者による処理とする。	○	継続して実施している。
② 収集処理できない物	評価	理由
収集処理できない物は、購入先などで引き取ってもらうよう周知する。 A) 有毒性のある物 B) 感染性のある物 C) 危険性・引火性のある物 D) その他処理が困難な物	○	ごみガイドブック等で周知している。
③ 在宅医療廃棄物	評価	理由
感染性を有していない在宅医療廃棄物について、収集運搬する。	○	ごみガイドブック等で周知している。
④ 収集・運搬体制	評価	理由
A) 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続する。	○	カラス対策用ネットを支給、ごみ集積場所整備支援事業を実施している。
B) 住民ニーズに迅速な対応をするため、直営による収集を継続する。	○	継続して実施している。
C) 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図る。	○	継続して実施している。
D) 可燃ごみ及び粗大ごみ処理手数料の見直しを随時行う。	○	5年ごとに見直しを行い、前回は平成30年度に実施した。(平成35年度(令和5年度)はコロナ禍の影響が残っていたため見送った)
中間処理	評価	理由
燃えるごみは、環境センター焼却施設で処理する。	○	継続して実施している。
燃えないごみは、分別し資源を回収後、最終処分場にて埋立処分する。	○	継続して実施している。
資源回収は、環境センター資源化施設で選別・圧縮・保管した後、資源再生業者に引き渡す。	○	継続して実施している。
粗大ごみは、分別し資源を回収後、最終処分場にて埋立処分する。分別後の燃えるものは環境センター焼却施設で焼却処理する。	○	継続して実施している。
最終処分	評価	理由
安定5品目(プラスチック、金属、ガラス陶磁器、ゴム、がれき)は安定型処分場で埋立処分する。	○	継続して実施している。
汚泥、焼却残渣の他、環境に影響を及ぼすおそれのあるものは、管理型処分場で埋立処分する。	○	継続して実施している。

○:達成済み、実施中 △:一部実施 —:未実施

第3章 ごみ処理基本計画

第2節 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

ごみ総排出量は減少傾向にあり、令和6年度では、前計画の見通しの19,373.3t/年に対し、実績は17,086.1t/年となり、目標値より排出抑制が進んでいます。

また、1人1日ごみ総排出量はごみ総排出量と同様の減少傾向を示しており、令和6年度では862g/人日となり、目標値より100g以上の削減と排出抑制が進んでいます。

今後、さらなる排出抑制及び再資源化の推進により、環境負荷の低減を図る必要があります。そのためには、生産・流通・消費の各段階において、簡易包装の推奨やマイバッグの持参促進など、ごみの発生を抑制するための仕組みづくりが不可欠です。

こうした仕組みを実現するためには、排出抑制の取り組みを一層推進・強化することが求められます。あわせて、環境教育を通じた啓発活動の実施が大切です。

排出抑制では、燃えるごみのごみ質分析結果に基づき、品目ごとにどの程度削減が可能かを検討する必要があります。特に、令和6年度の燃えるごみは、三成分分析から水分含有率が高くなっていることから、水切りの徹底により排出量の削減が期待されます。あわせて、食品ロスの削減も有効な手段であり、これらの対策を進めることで燃えるごみ全体の減量が可能となります。不燃ごみについては、本市では最終処分場へ埋め立てていることから、資源物として再利用可能なものを適切に選別し、排出量の抑制を図る必要があります。

また、事業系ごみにおいても、水切りや食品ロスの削減といった家庭系と同様の取り組みにより、さらなる減量化が求められます。加えて、再資源化の推進には、ごみの分別を徹底することが不可欠です。

これらの取り組みを効果的に進めるためには、市民への十分な周知と理解促進が必要です。

(2) 収集・運搬

ごみ総排出量の減少に伴い、収集運搬量の減少が想定され、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制と環境負荷の低減が求められます。収集運搬経路や頻度、ステーションの配置など、地域の状況を鑑みながら検討していくことが必要です。

また、不適物の混入は、燃えるごみの収集や処理を進める上でも支障を来すため、分別ルールの周知徹底が求められます。

(3) 中間処理

土岐市環境センターは、平成2年2月から稼働を開始しています。稼働後35年が経過していることから、多様化するごみへの分別対応や長期的に処理を継続するため、広域化を含めた今後の管理運営・施設整備について検討することが必要です。また、機能維持のため、より一層の適正な維持管理、効率的な処理体制の確保が求められます。

不燃ごみは、本市では最終処分場に埋め立てていることから、排出量をできる限り削減するために、資源物を回収しやすい方法の検討が必要です。

(4) 最終処分

本市の最終処分率は令和6年度15.1%（産業廃棄物、災害廃棄物を除く）であり、類似自治体の平均値が8.1%であることを踏まえると、非常に高くなっています。

本市では管理型と安定型の最終処分場を所有していますが、埋立容量には限りがあることから、最終処分量をできるだけ削減することが求められます。

(5) 資源化

本市では、直営収集による資源物のほか、集団回収、草木、埋立場より再分別及び直搬搬入の資源物の資源化を進めています。しかし、容器類の軽量化や雑誌類のデジタル化が進展していることもあり、資源化量は減少し、令和6年度の資源化率は17.9%となり、前計画の目標値21.2%は未達成となっています。

前計画の目標値を達成するためには、新たな資源物の資源化が考えられます。現在、本市ではプラスチックごみを燃えるごみとして収集し、焼却処理を行っていますが、国は、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」（令和3年法律第60号。）を施行し、さらなる資源循環を推進しています。この法律に基づき、現在の処理方法から、より高度なマテリアルリサイクル（再生利用）への移行が求められています。

これらを実現するためには、プラスチックごみの処理方法に関する方針を確定し、市民に適切な分別を促すための啓発活動が必要です。また、分別収集されたプラスチックごみを適切に処理するための施設整備や分別収集の徹底を図ることも必要です。

(6) 処理経費

類似自治体と比較すると、本市の1人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、類似自治体より非常に良好です。将来においても、極力、現状の処理体系を維持することが求められます。

(7) 不法投棄対策

不法投棄対策として監視活動を行っていますが、夜間に市外からの持込があり、山麓部では不法投棄を監視することが大変困難となっています。

現在は通報の度に対応していますが、現段階では不法投棄をなくす有効な手段が見つからず、苦慮している状況であり、更なる不法投棄対策が必要です。

(8) 情報発信と具体的な行動

本市では、ごみに関する情報は、ごみカレンダーの他、ホームページならびに広報に掲載をしています。また、ホームページではチャットボットを活用していますが、ごみ処理の流れや処理コストなど、ごみ処理行政に関する情報が不足しています。

住民への説明責任を果たし、環境意識の高揚を図るため、ごみに関する情報の内容及び量の充実を図る必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第3節 基本方針

第七次土岐市総合計画では、「人を育み 伝統を紡ぎ いきいき暮らせる陶のまち」をまちの将来像とし、土岐市に関わる全ての人が幸せに暮らし続けられるよう、歴史や文化に根差した伝統を守り、市民とともに未来に向けて持続可能なまちづくりを進めていくことを目指しています。

これをうけ、本計画では、次の2つを基本方針とし、適正な処理及び処分を進めます。

基本方針1

市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量化・資源化

- プラスチックごみの資源化に向けた収集体制を確立し、処理施設を整備します。
- 拠点回収や民間事業者との連携により3R (Reduce, Reuse, Recycle) を推進します。
- 食品ロスの削減を推進します。
- 環境教育に取り組めます。

基本方針2

効率的・安定的な廃棄物処理

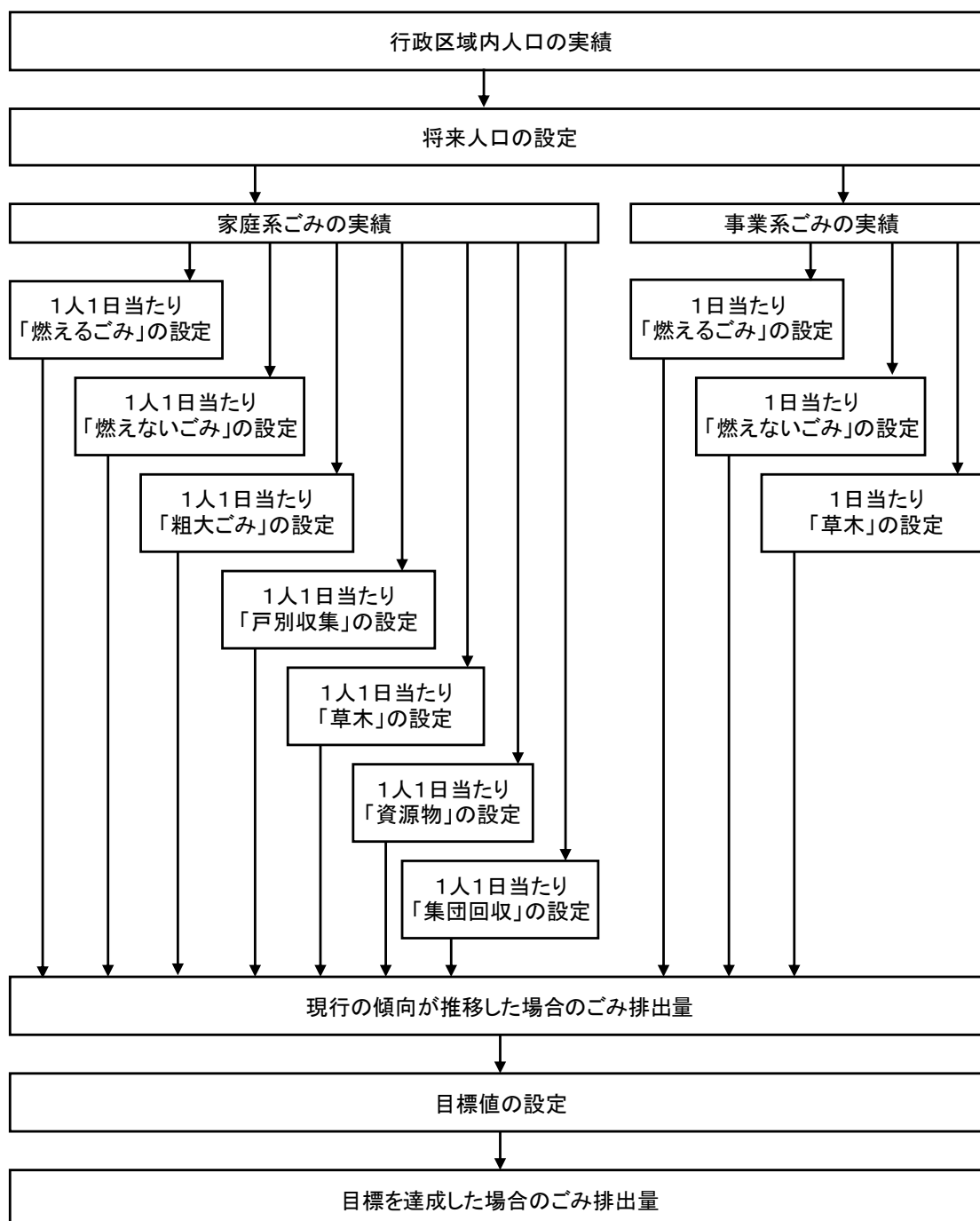
- ごみ焼却施設等の広域化について検討を進めます。
- 安定的な処理を行うため、長期計画に基づき施設の適切な整備を実施します。
- リチウムイオン電池の適正な回収方法の周知に取り組めます。

第4節 ごみ排出量の将来予測

1 ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測は、次のような手順で行います。

図3-4-1 ごみ排出量の予測手順



2 推計式の特徴

現状の傾向が推移した場合のごみ排出量は、1人1日当たりの家庭系ごみ、事業系ごみとして、区分ごとに推計式を用いて予測します。使用する推計式の概要を次に示します。

この予測方法は、過去の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5年先、10年先といった中長期の予測に適した方法です。直近の将来値とは乖離することもある。予測式の採用は、各予測式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用します。

表 3-4-1 本計画で使用する推計式の概要

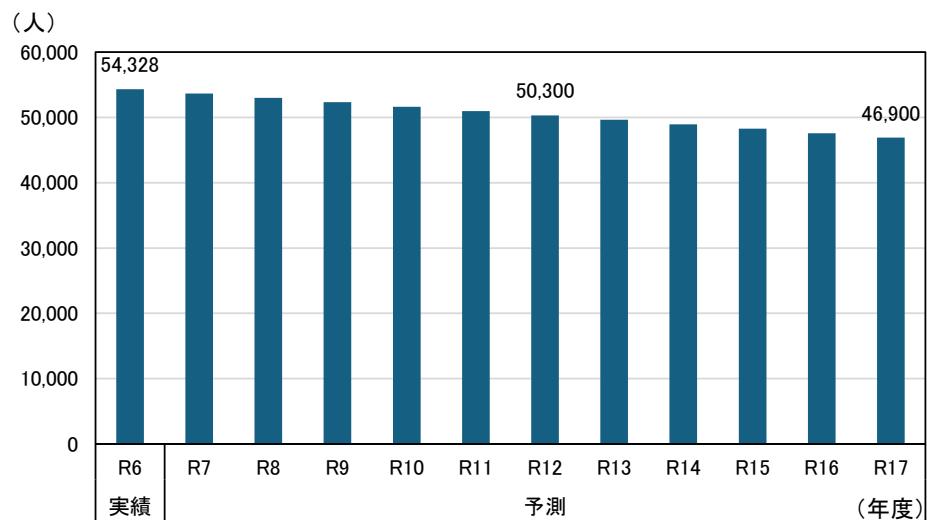
予測式の種類・数式	模式図	特徴
①一次傾向線 $y = a \cdot x + b$		最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線 $y = a \cdot b^x$ ($a > 1, b > 0$)		実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$ ($a > 0, b > 0$)		逓減増加・減少を示す曲線であり、実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的あてはまりが良い。
④対数式 $y = a \cdot \log x + b$ ($x > 0$)		徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との比較的乖離が少ない。
⑤ロジスティック式 $y = k / (1 + a \cdot e^{-bx})$ ($a > 0, b > 1$) K: 飽和定数 E: 自然対数の底		人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例するが、同時にその時の人口の大きさに関係する抵抗を受けるという理論による予測式。飽和水準（K 値）を上限として、上限と下限で左右対称となる。

※「ごみ処理施設構造指針解説（厚生省水道環境部監修）（1987年8月）」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線である。二次傾向線のかわりに、対数曲線を加えて検討した。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いた。

3 人口の予測

第七次土岐市総合計画では、本計画の目標年度である令和17（2035）年時点での総人口46,900人を目標人口としています。よって、本計画では、これを将来人口とします。本市の将来人口を図3-4-2に示します。

図 3-4-2 将来人口



資料：第七次土岐市総合計画答申書

第3章 ごみ処理基本計画

4 ごみ排出量の予測

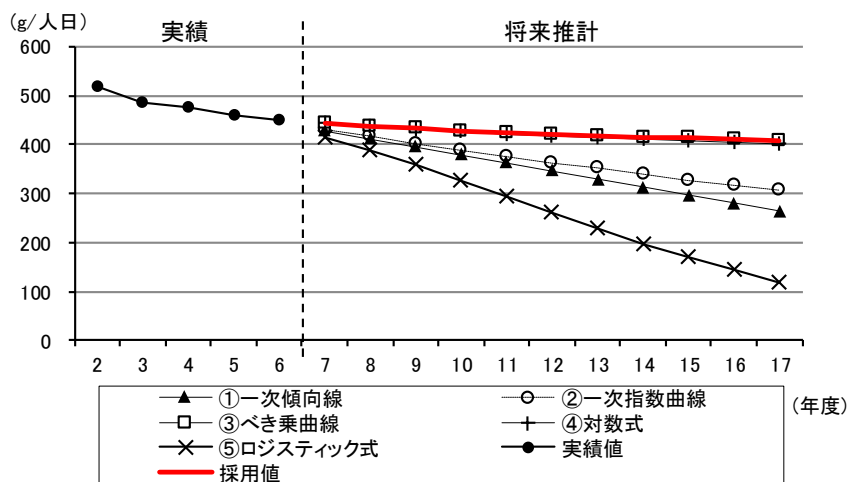
家庭系ごみは人口1人1日当たりのごみ量、事業系ごみは1日当たりのごみ量から、現状の傾向が推移した場合を仮定します。

(1) 家庭系燃えるごみの予測結果

実績値は減少傾向を示していることから、本計画では最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

図3-4-3 家庭系燃えるごみの予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	519.3						
3	485.6						
4	475.8						
5	460.2						
6	449.4						
7		428.5	430.8	444.0	442.9	415.6	444.0
8		412.0	416.3	438.1	436.4	388.1	438.1
9		395.5	402.2	433.0	430.7	358.3	433.0
10		378.9	388.7	428.6	425.8	326.7	428.6
11		362.4	375.6	424.7	421.3	294.0	424.7
12		345.9	362.9	421.2	417.3	261.1	421.2
13		329.4	350.7	418.0	413.6	228.8	418.0
14		312.9	338.9	415.1	410.3	198.0	415.1
15		296.3	327.5	412.4	407.1	169.3	412.4
16		279.8	316.4	410.0	404.2	143.2	410.0
17		263.3	305.8	407.7	401.5	119.8	407.7
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-16.52000	529.18923	518.97725	-97.12435	-0.23081	
	定数 b	527.62000	0.96630	-0.08707	518.44782	0.09378	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.94007	0.94755	0.98989	0.99008	0.89798	
	決定係数順位	4	3	2	1	5	
	数値順位	4	3	1	2	5	

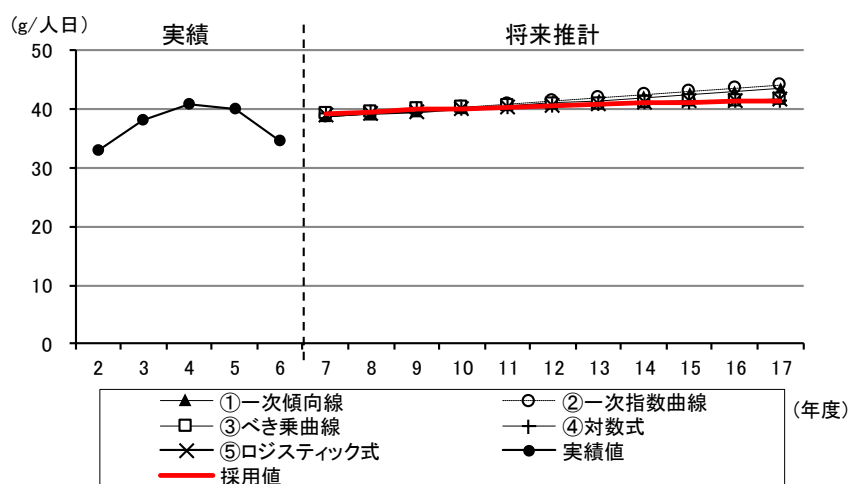


(2) 家庭系不燃ごみの予測結果

実績値は令和2年度から令和4年度まで増加傾向にありましたが、令和5年度から減少に転じています。令和2年度と令和6年度を比較すると増加していることから、本計画では最も緩やかに増加する対数式を採用します。

図3-4-4 家庭系不燃ごみの予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	32.9						
3	38.1						
4	40.8						
5	39.8						
6	34.4						
7		38.6	38.6	39.1	39.1	38.9	39.1
8		39.1	39.1	39.5	39.4	39.2	39.4
9		39.6	39.6	39.8	39.8	39.5	39.8
10		40.0	40.1	40.1	40.0	39.9	40.0
11		40.5	40.7	40.4	40.3	40.2	40.3
12		41.0	41.2	40.6	40.5	40.4	40.5
13		41.4	41.8	40.8	40.7	40.7	40.7
14		41.9	42.3	41.0	40.9	41.0	40.9
15		42.4	42.9	41.2	41.0	41.2	41.0
16		42.8	43.5	41.4	41.2	41.4	41.2
17		43.3	44.1	41.6	41.3	41.6	41.3
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.47000	35.62374	34.89121	5.24057	0.06890	
	定数 b	35.79000	1.01337	0.06331	35.02078	0.23445	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.04714	0.04388	0.16849	0.17858	0.05949	
	決定係数順位	4	5	2	1	3	
	数値順位	2	1	4	5	3	



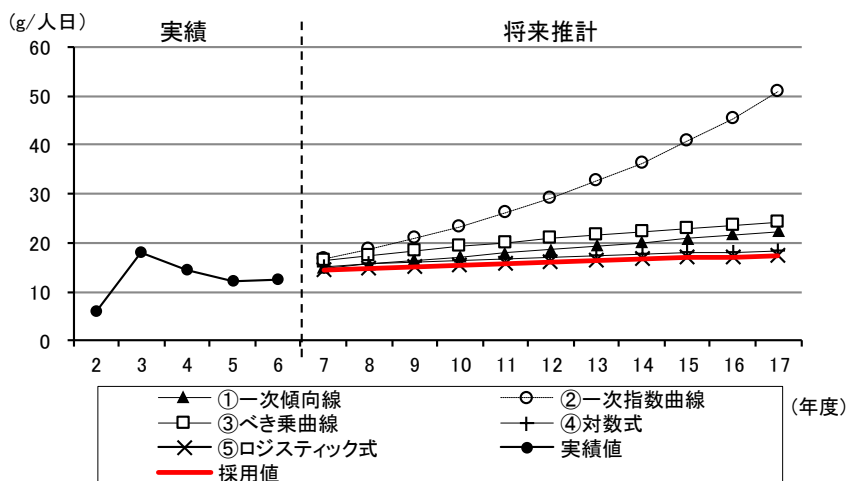
第3章 ごみ処理基本計画

(3) 家庭系粗大ごみの予測結果

実績値は令和2年度から令和3年度にかけて増加しましたが、その後減少に転じています。令和2年度と令和6年度を比較すると増加していることから、本計画では最も緩やかに増加するロジスティック式を採用します。

図 3-4-5 家庭系粗大ごみの予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	5.9						
3	17.9						
4	14.6						
5	12.2						
6	12.5						
7		14.9	16.6	16.5	15.2	14.4	14.4
8		15.6	18.6	17.5	15.7	14.8	14.8
9		16.4	20.8	18.4	16.1	15.1	15.1
10		17.1	23.2	19.3	16.5	15.5	15.5
11		17.9	26.0	20.1	16.8	15.8	15.8
12		18.6	29.0	20.9	17.1	16.1	16.1
13		19.4	32.5	21.6	17.4	16.4	16.4
14		20.1	36.3	22.3	17.7	16.6	16.6
15		20.9	40.6	23.0	17.9	16.9	16.9
16		21.6	45.4	23.6	18.1	17.1	17.1
17		22.4	50.8	24.2	18.3	17.3	17.3
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.75000	8.48357	8.14139	7.21167	0.09893	
	定数 b	10.37000	1.11831	0.39334	9.62113	0.66176	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.07291	0.05106	0.14354	0.20541	0.08017	
	決定係数順位	4	5	2	1	3	
	数値順位	3	1	2	4	5	

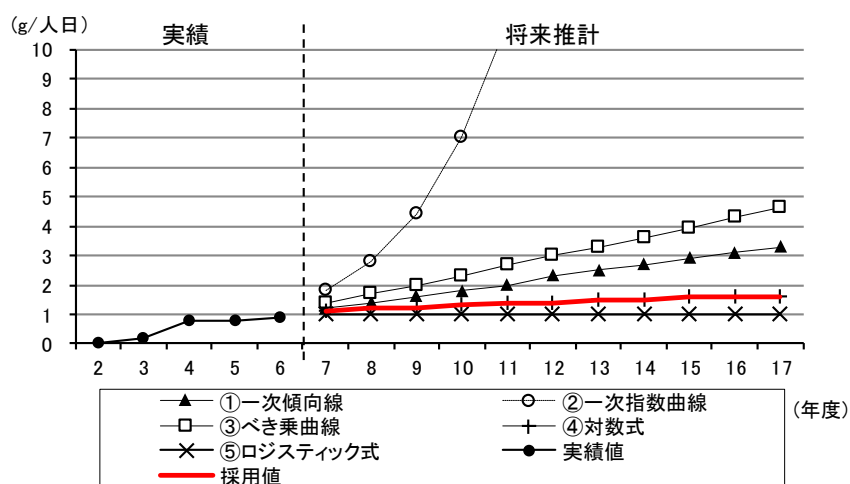


(4) 家庭系戸別収集の予測結果

実績値は令和3年度から令和6年度にかけて増加傾向を示していることに加え、収集戸数も増加していることから、本計画では最も緩やかに増加する対数式を採用します。

図3-4-6 家庭系戸別収集の予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	0.0						
3	0.2						
4	0.8						
5	0.8						
6	0.9						
7		1.2	1.8	1.4	1.1	1.0	1.1
8		1.4	2.8	1.7	1.2	1.0	1.2
9		1.6	4.4	2.0	1.2	1.0	1.2
10		1.8	7.0	2.3	1.3	1.0	1.3
11		2.0	10.9	2.7	1.4	1.0	1.4
12		2.3	17.2	3.0	1.4	1.0	1.4
13		2.5	27.0	3.3	1.5	1.0	1.5
14		2.7	42.4	3.6	1.5	1.0	1.5
15		2.9	66.5	3.9	1.6	1.0	1.6
16		3.1	104.5	4.3	1.6	1.0	1.6
17		3.3	164.0	4.6	1.6	1.0	1.6
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.21000	0.18856	0.24697	1.13809	1.10289	
	定数 b	0.15000	1.57023	1.08017	0.28230	6.08736	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.71707	0.56137	0.70456	0.86137	0.81408	
	決定係数順位	3	5	4	1	2	
	数値順位	3	1	2	4	5	



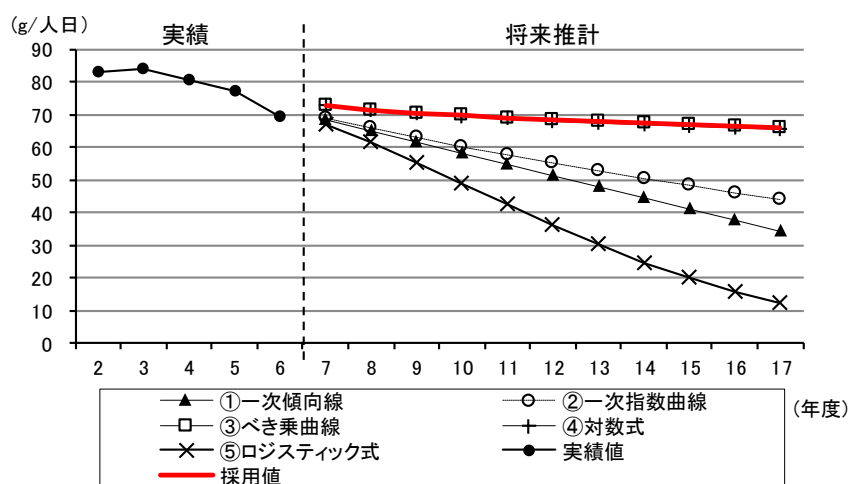
第3章 ごみ処理基本計画

(5) 家庭系資源物の予測結果

実績値は減少傾向を示していることから、本計画では最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

図 3-4-7 家庭系資源物の予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	83.0						
3	84.1						
4	80.4						
5	77.2						
6	69.4						
7		68.6	68.8	72.6	72.6	67.1	72.6
8		65.2	65.9	71.5	71.5	61.6	71.5
9		61.8	63.0	70.6	70.5	55.5	70.6
10		58.4	60.3	69.8	69.6	49.1	69.8
11		55.0	57.6	69.1	68.8	42.6	69.1
12		51.5	55.1	68.4	68.1	36.3	68.4
13		48.1	52.8	67.9	67.5	30.3	67.9
14		44.7	50.5	67.4	66.9	24.8	67.4
15		41.3	48.3	66.9	66.3	20.1	66.9
16		37.9	46.2	66.4	65.8	16.0	66.4
17		34.5	44.2	66.0	65.3	12.6	66.0
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-3.41000	89.82685	86.23821	-17.11960	-0.28184	
	定数 b	89.05000	0.95662	-0.09638	85.93895	0.06985	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.83530	0.81606	0.62053	0.64150	0.90871	
	決定係数順位	2	3	5	4	1	
	数値順位	4	3	1	2	5	

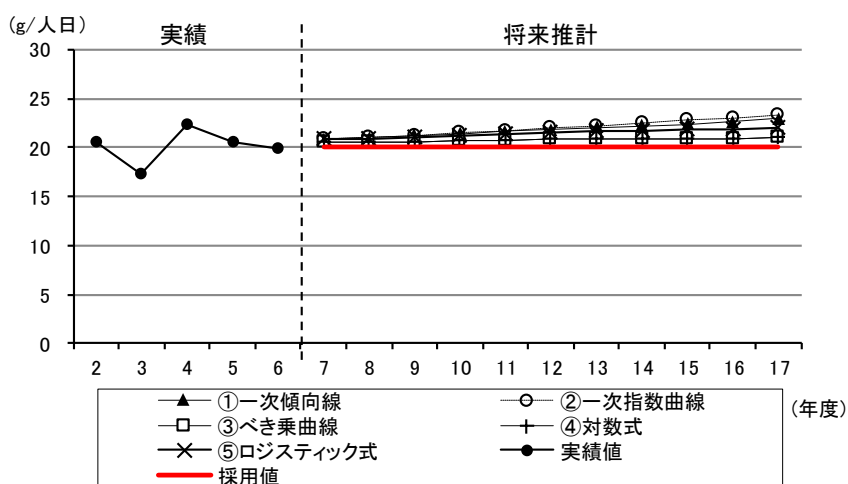


(6) 集団回収の予測結果

実績値は変動していることから、本計画では過去5年間の平均値が推移するものとします。

図3-4-8 集団回収の予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	20.5						
3	17.3						
4	22.3						
5	20.6						
6	19.9						
7		20.8	20.8	20.5	20.5	20.8	20.1
8		21.0	21.0	20.5	20.6	20.9	20.1
9		21.2	21.2	20.6	20.6	21.1	20.1
10		21.4	21.5	20.7	20.7	21.2	20.1
11		21.6	21.7	20.7	20.7	21.3	20.1
12		21.8	22.0	20.8	20.8	21.5	20.1
13		22.0	22.2	20.8	20.8	21.6	20.1
14		22.2	22.5	20.9	20.9	21.7	20.1
15		22.4	22.8	20.9	20.9	21.8	20.1
16		22.6	23.0	20.9	20.9	21.9	20.1
17		22.9	23.3	21.0	21.0	22.0	20.1
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.21000	19.37132	19.58877	1.07133	0.04472	
	定数 b	19.49000	1.01158	0.02443	19.67450	0.23477	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.03359	0.03327	0.02702	0.02664	0.03437	
	決定係数順位	2	3	4	5	1	
	数値順位	2	1	4	4	3	



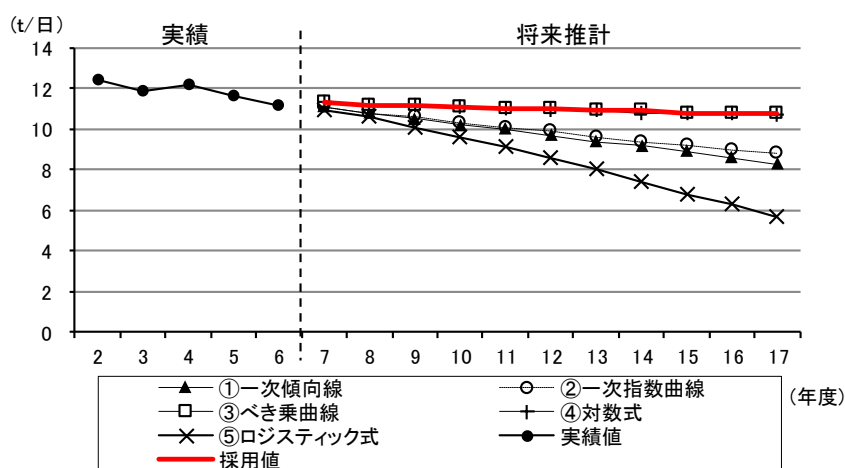
第3章 ごみ処理基本計画

(7) 事業系燃えるごみの予測結果

実績値は減少傾向を示していることから、本計画では最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

図3-4-9 事業系燃えるごみの予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	12.4						
3	11.9						
4	12.2						
5	11.6						
6	11.2						
7		11.1	11.1	11.3	11.3	10.9	11.3
8		10.8	10.8	11.2	11.2	10.6	11.2
9		10.5	10.6	11.2	11.2	10.1	11.2
10		10.2	10.3	11.1	11.1	9.6	11.1
11		10.0	10.1	11.0	11.0	9.1	11.0
12		9.7	9.9	11.0	10.9	8.6	11.0
13		9.4	9.6	10.9	10.9	8.0	10.9
14		9.2	9.4	10.9	10.8	7.4	10.9
15		8.9	9.2	10.8	10.8	6.8	10.8
16		8.6	9.0	10.8	10.8	6.3	10.8
17		8.3	8.8	10.8	10.7	5.7	10.8
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-0.27000	12.69550	12.47477	-1.45584	-0.17419	
	定数 b	12.67000	0.97735	-0.05346	12.46539	0.08652	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.79934	0.79449	0.70201	0.70811	0.82220	
	決定係数順位	2	3	5	4	1	
	数値順位	4	3	1	1	5	

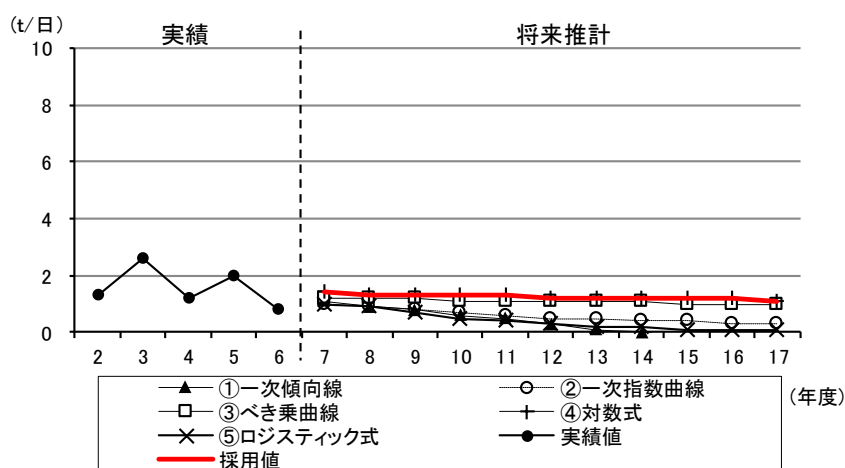


(8) 事業系不燃ごみの予測結果

実績値は変動していますが、令和2年度と令和6年度を比較すると減少していることから、本計画では最も緩やかに増加する対数式を採用します。

図3-4-10 事業系不燃ごみの予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	1.3						
3	2.6						
4	1.2						
5	2.0						
6	0.8						
7		1.1	1.0	1.2	1.4	1.0	1.4
8		0.9	0.9	1.2	1.3	0.9	1.3
9		0.8	0.8	1.2	1.3	0.7	1.3
10		0.6	0.7	1.1	1.3	0.5	1.3
11		0.5	0.6	1.1	1.3	0.4	1.3
12		0.3	0.5	1.1	1.2	0.3	1.2
13		0.1	0.5	1.1	1.2	0.2	1.2
14		0.0	0.4	1.1	1.2	0.2	1.2
15		-0.2	0.4	1.0	1.2	0.1	1.2
16		-0.3	0.3	1.0	1.2	0.1	1.2
17		-0.5	0.3	1.0	1.1	0.1	1.1
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	-0.16000	2.10445	1.76378	-0.54672	-0.29857	
	定数 b	2.06000	0.88396	-0.20200	1.80735	0.29099	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.12500	0.09870	0.03196	0.04447	0.13638	
	決定係数順位	2	3	5	4	1	
	数値順位	5	3	2	1	4	



第3章 ごみ処理基本計画

(9) 事業系草木の予測結果

実績値は近年横ばい傾向で推移していることから、本計画では最も緩やかに増加するロジスティック式を採用します。

図3-4-11 事業系草木の予測結果

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
2	1.8						
3	2.0						
4	2.5						
5	2.4						
6	2.4						
7		2.7	2.8	2.6	2.6	2.6	2.6
8		2.9	3.0	2.7	2.6	2.6	2.6
9		3.0	3.2	2.8	2.7	2.7	2.7
10		3.2	3.5	2.8	2.8	2.7	2.7
11		3.3	3.7	2.9	2.8	2.7	2.7
12		3.5	4.0	3.0	2.8	2.7	2.7
13		3.7	4.4	3.0	2.9	2.7	2.7
14		3.8	4.7	3.1	2.9	2.7	2.7
15		4.0	5.1	3.1	2.9	2.7	2.7
16		4.1	5.5	3.1	3.0	2.7	2.7
17		4.3	5.9	3.2	3.0	2.7	2.7
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	$y=k / (1+a \cdot e^{-bx})$	
	定数 a	0.16000	1.75475	1.81193	0.98967	0.35169	
	定数 b	1.74000	1.07871	0.20391	1.80846	0.60680	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.69565	0.66162	0.79555	0.81097	0.78114	
	決定係数順位	4	5	2	1	3	
	数値順位	2	1	3	4	5	

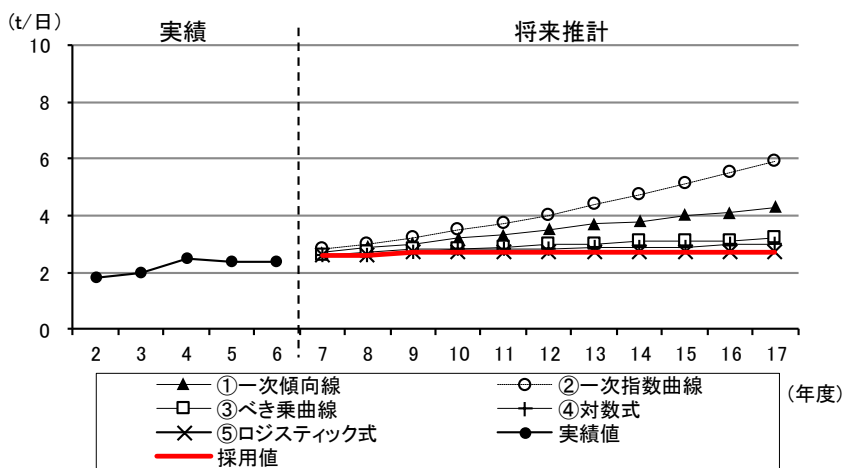


表3-4-2 現状の施策下で推移した場合のごみ排出量

項目	単位	実績		予測						
		R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17
計画収集人口	人	57,487	54,328	53,657	52,986	52,315	51,644	50,973	50,300	46,900
年間日数	日	365	365	365	365	366	365	365	365	366
ごみ総排出量	t/年	19,547.9	17,086.1	17,333	16,992	16,828	16,518	16,266	16,019	14,999
家庭系ごみ	t/年	13,881.6	11,797.4	11,748	11,480	11,265	11,005	10,790	10,580	9,655
燃えるごみ	t/年	10,895.6	8,911.2	8,696	8,473	8,291	8,079	7,902	7,733	6,998
不燃ごみ	t/年	690.5	681.4	766	762	762	754	750	744	709
粗大ごみ	t/年	123.3	247.5	282	286	289	292	294	296	297
草木	t/年	0.0	168.3	166	164	163	160	158	156	146
戸別収集	t/年	0.0	18.4	22	23	23	25	26	26	27
資源物	t/年	1,741.9	1,375.8	1,422	1,383	1,352	1,316	1,286	1,256	1,133
集団回収	t/年	430.3	394.8	394	389	385	379	374	369	345
収集ごみ	t/年	12,088.4	10,415.1	10,314	10,060	9,854	9,610	9,408	9,211	8,360
燃えるごみ(焼却場)	t/年	9,726.7	8,564.5	8,357	8,143	7,968	7,764	7,594	7,431	6,725
不燃ごみ(管理型)	t/年	616.3	443.5	498	496	496	490	487	484	461
不燃ごみ(安定型)	t/年	0.1	9.8	11	11	11	11	11	10	10
可燃性粗大ごみ(焼却場)	t/年	0.0	0.3	0	0	0	0	0	0	0
不燃性粗大ごみ(管理型)	t/年	3.5	2.3	3	3	3	3	3	3	3
草木	t/年	0.0	0.6	1	1	1	1	1	1	1
戸別収集	t/年	0.0	18.4	22	23	23	25	26	26	27
資源物	t/年	1,741.9	1,375.8	1,422	1,383	1,352	1,316	1,286	1,256	1,133
リターナブル瓶類	t/年	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
雑びん類	t/年	285.0	248.3	256	249	243	237	231	226	204
缶類	t/年	121.5	96.7	100	97	95	92	90	88	79
紙類	t/年	1,073.9	805.7	833	810	792	771	754	736	664
繊維類	t/年	135.0	100.0	104	101	99	96	94	92	83
ペットボトル	t/年	126.5	125.0	129	126	123	120	117	114	103
店頭	t/年	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	1,362.8	987.5	1,040	1,031	1,026	1,016	1,008	1,000	950
燃えるごみ(焼却場)	t/年	1,169.0	346.7	339	330	323	315	308	302	273
不燃ごみ(管理型)	t/年	0.6	3.3	4	4	4	4	4	4	4
不燃ごみ(安定型)	t/年	73.5	224.7	253	251	251	249	248	246	234
可燃性粗大ごみ(焼却場)	t/年	119.3	244.5	278	282	285	288	290	292	293
不燃性粗大ごみ(管理型)	t/年	0.4	0.5	1	1	1	1	1	1	1
草木	t/年	0.0	167.7	165	163	162	159	157	155	145
集団回収	t/年	430.3	394.8	394	389	385	379	374	369	345
リターナブル瓶類	t/年	0.5	0.0	0	0	0	0	0	0	0
缶類	t/年	3.1	3.8	4	4	4	4	4	4	3
紙類	t/年	390.9	354.7	354	349	346	340	336	331	310
繊維類	t/年	35.8	36.3	36	36	35	35	34	34	32
事業系ごみ	t/年	5,666.4	5,288.8	5,585	5,512	5,563	5,513	5,476	5,439	5,344
燃えるごみ(焼却場)	t/年	4,538.3	4,103.9	4,125	4,088	4,099	4,052	4,015	4,015	3,953
不燃ごみ	t/年	484.6	304.8	511	475	476	475	475	438	403
草木	t/年	643.5	880.1	949	949	988	986	986	986	988

第3章 ごみ処理基本計画

表 3-4-3 現状の施策下で推移した場合の処理処分量

項目	単位	実績			予測						
		R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	
1人1日平均排出量	g/人日	931.6	861.6	885	879	879	876	874	873	874	
家庭系ごみ1人1日排出量	g/人日	661.6	594.9	600	594	588	584	580	576	562	
家庭系ごみ1人1日排出量（資源除く）	g/人日	558.1	505.6	507.1	502.0	497.6	493.9	490.7	487.8	476.4	
燃えるごみ	g/人日	519.3	449.4	444.0	438.1	433.0	428.6	424.7	421.2	407.7	
燃えないごみ	g/人日	32.9	34.4	39.1	39.4	39.8	40.0	40.3	40.5	41.3	
粗大ごみ	g/人日	5.9	12.5	14.4	14.8	15.1	15.5	15.8	16.1	17.3	
草木	g/人日	0.0	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	
戸別収集	g/人日	0.0	0.9	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.6	
資源物	g/人日	83.0	69.4	72.6	71.5	70.6	69.8	69.1	68.4	66.0	
集団回収	g/人日	20.5	19.9	20.1	20.1	20.1	20.1	20.1	20.1	20.1	
事業系ごみ	g/人日	270.0	266.7	285.2	285.0	290.5	292.5	294.3	296.2	311.3	
1日平均排出量	t/日	53.6	46.8	32.2	31.5	30.9	30.2	29.6	29.0	26.5	
家庭系ごみ1日排出量	t/日	38.0	32.3	32.2	31.5	30.8	30.2	29.6	29.0	26.4	
事業系ごみ1日排出量	t/日	15.5	14.5	15.3	15.1	15.2	15.1	15.0	14.9	14.6	
燃えるごみ（焼却場）	t/日	12.4	11.2	11.3	11.2	11.2	11.1	11.0	11.0	10.8	
不燃ごみ	t/日	1.3	0.8	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	
草木	t/日	1.8	2.4	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
焼却施設 処理量	t/年	16,113.2	13,697.8	13,591	13,331	13,160	12,901	12,687	12,518	11,721	
家庭系燃えるごみ	t/年	10,895.6	8,911.2	8,696	8,473	8,291	8,079	7,902	7,733	6,998	
事業系もえるごみ	t/年	4,538.3	4,103.9	4,125	4,088	4,099	4,052	4,015	4,015	3,953	
災害廃棄物	t/年	679.3	682.7	770	770	770	770	770	770	770	
1人1日ごみ焼却量	g/人日	767.9	690.8	694	689	687	684	682	682	683	
最終処分量（再分別除く）	t/年	8,366.6	21,491.3	8,412	8,340	8,320	8,279	8,248	8,184	8,014	
不燃ごみ	t/年	1,273.1	1,909.0	1,659	1,620	1,621	1,612	1,608	1,565	1,495	
うち、災害廃棄物	t/年	98.0	920.9	380	380	380	380	380	380	380	
粗大ごみ	t/年	3.9	2.8	4	4	4	4	4	4	4	
産業廃棄物	t/年	5,213.0	17,985.3	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	
焼却残渣	t/年	2,022.3	1,738.3	1,699	1,666	1,645	1,613	1,586	1,565	1,465	
埋立場より再分別	t/年	145.7	144.1	120	120	120	120	120	120	120	
一般廃棄物最終処分量	t/年	3,055.6	2,585.1	2,862	2,790	2,770	2,729	2,698	2,634	2,464	
一般廃棄物最終処分率	%	15.6	15.1	16.5	16.4	16.5	16.5	16.6	16.4	16.4	
資源化量	t/年	3,067.9	3,061.9	3,155	3,108	3,111	3,063	3,025	2,987	2,827	
資源回収	t/年	1,741.9	1,375.8	1,422	1,383	1,352	1,316	1,286	1,256	1,133	
集団回収	t/年	430.3	394.8	394	389	385	379	374	369	345	
草木	t/年	643.5	1,048.4	1,115	1,113	1,151	1,146	1,144	1,142	1,134	
埋立場より再分別	t/年	145.7	144.1	120	120	120	120	120	120	120	
直接搬入	t/年	106.5	98.8	104	103	103	102	101	100	95	
資源化率	%	15.7	17.9	18.2	18.3	18.5	18.5	18.6	18.6	18.8	

第5節 目標の設定

1 実績と前計画及び県の目標値

表3-5-1に本市の実績と前計画の目標値を示します。

令和6年度の1人1日ごみ総排出量は、前計画の目標値を達成しています。一方で、資源化率の目標や最終処分量の目標は未達成となっています。

表 3-5-1 実績と前計画の目標値

	実績	前計画目標値		評価
		R6	R6	
計画収集人口（10月1日）（人）	54,328	54,475	53,943	－
1人1日ごみ総排出量（g/人日）	862	974	975	達成済み
1人1日家庭系ごみ（g/人日）	595	672	673	達成済み
ごみ総排出量（t/年）	17,086	19,373	19,196	達成済み
家庭系ごみ（参考）（t/年）	11,797	13,368	13,245	－
資源化率（％）	17.9	21.0	21.2	未達成
最終処分量（t/年）	21,491	8,134	8,087	未達成
一般廃棄物最終処分量（参考）（t/年）	2,585	2,462	2,415	－

県は令和3年3月に「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、平成30年度を基準にごみ排出量に関する目標値を設定しています。これらを本市に当てはめた場合の目標を表3-5-4に示します。

なお、前計画の最終処分量の目標は、産業廃棄物を含む指標でしたが、本計画は一般廃棄物に関するものであるため、災害廃棄物や産業廃棄物最終処分量は目標に含めないこととします。（本市で受け入れている産業廃棄物は、主として陶磁器くずで、処理手数料を徴収し市の財源となっています。また、陶磁器くずはあらかじめ破碎され密度は大きくなっており、そのまま、最終処分場の覆土として再利用しているものです。）

表 3-5-2 「第3次岐阜県廃棄物処理計画」における一般廃棄物の減量化に関する目標値

	実績 H30	目標値		削減率 H30-R12
		R7	R12	
ごみ総排出量（千トン）	652	608	548	-16.0%
再生利用率※ （ ）内は再生利用量（千トン）	18.1% (118)	28% (170)	29% (159)	
中間処理による減量（千トン）	484	396	352	-27.3%
最終処分量（千トン）	50	42	37	-26.0%

※民間事業者による資源物回収量を含む
削減率の算出方法：R12値÷H30値-1

第3章 ごみ処理基本計画

表 3-5-3 「第3次県廃棄物計画」の目標値を本市に当てはめた場合

	実績	指標値	考え方
	H30	R12	
ごみ総排出量 (t/年)	19,913	16,737	19,913t × (100%-16%)
1人1日家庭系ごみ (g/人日)	663	581	663g × (100%-12.4%)
資源化率 (%)	14.6	29	民間事業者による回収量含む
一般廃棄物最終処分量 (t/年) (災害、産廃、再分別除く)	2,996	2,217	2,996t × (100%-26%)
参考) 最終処分量 (t/年) (再分別除く)	9,163	6,780	9,163t × (100%-26%)

2 目標の設定

本計画では「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を踏まえた新たな目標値を設定することとし、ごみ総排出量、1人1日当たり家庭系ごみ、資源化率、最終処分量を指標とします。目標値を以下に示します。

目標値

- **ごみ総排出量**：令和12年度15,100t/年、令和17年度14,141t/年以下
令和6年度実績17,086t/年から目標年度までに17%以上の削減を目指します。
- **1人1日家庭系ごみ**：令和12年度526g/人日、令和17年度512g/人日以下
令和6年度実績595g/人日から目標年度までに14%以上の削減を目指します。
- **資源化率**：令和12年度24%、令和17年度29%以上
令和6年度実績17.9%から目標年度までに29%※を目指します。
※資源化率は、民間事業者によるスーパー、コンビニ等の拠点回収も含めます。
- **最終処分量**：令和12年度2,218t/年、令和17年度1,997t/年以下
令和6年度実績2,585t/年から目標年度までに23%以上の削減を目指します。

表 3-5-4 本計画の目標

	実績	予測			
		R6	R8	R12	R17
ごみ総排出量 (t/年)	17,086	16,799	15,100	14,141	
1人1日家庭系ごみ (g/人日)	595	584	526	512	
資源化率 (%)	17.9	19.4	24.5	29.2	
一般廃棄物最終処分量 (t/年)	2,585	2,730	2,218	1,997	

3 一人一日当たりの削減量の設定

燃えるごみには、紙類や食べ残しなどの厨芥類(生ごみ)などが多く含まれています。そこで、前項の目標値を達成するために、燃えるごみの組成から削減可能な目安を設定しました。





燃えるごみに含まれている紙類の分別、食べ残し等の削減、発生抑制により、目標年度までに1人1日当たり**127g※**の削減を目指します。

※令和17年度に本市単独(事業所の拠点回収等を含まない)で資源化率の目標(29%)を達成する場合の参考値です。

表3-5-5 1人1日当たりの削減目標

		平均ごみ質 (湿ベース)	R2~R6年度 平均排出量 内訳	削減目標	削減割合	備考
		%	g/人日	g/人・日	%	
燃えるごみ	紙類	34.4	164.4	40	24.3	紙類の分別
	布類	4.1	19.6			
	木・竹・ワラ類	7.0	33.5			
	プラスチック類	24.8	118.5	37	31.2	R16年度よりプラ類の分別
	ゴム・皮革類	0.9	4.3			
	厨芥類	25.2	120.5	27	22.4	食べ残し等の削減
	不燃物類	1.3	6.2			
	その他	2.3	11.0			
	合計	100.0	478.0	104		
不燃ごみの発生抑制			37.0	13	35.1	発生抑制
三成分	水分	41.7	199	10	5.0	水切りの強化
	灰分	6.7	32			
	可燃分	51.6	247			
	合計	100.0	478.0	10		
削減目標 合計				127		

表3-5-6 削減量の目安

紙類を分別する		A4用紙1枚で約4g
プラスチックを分別する		短辺:210mm 長辺:280mm 高さ:30mm 1枚で約10g
食べ残しを減らす		ロールパン 1/3個で約10g
水切りを徹底する		ティーバッグの水分 1個で約10g

※重量は目安です。

第3章 ごみ処理基本計画

4 目標を達成した場合の将来予測

前項の目標を達成した場合のごみ排出量を整理します。

表 3-5-7 目標達成後※のごみ排出量

項目	単位	実績		予測						
		R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17
計画収集人口	人	57,487	54,328	53,657	52,986	52,315	51,644	50,973	50,300	46,900
年間日数	日	365	365	365	365	366	365	365	365	366
ごみ総排出量	t/年	19,547.9	17,086.1	17,333	16,799	16,444	15,952	15,521	15,100	14,141
家庭系ごみ	t/年	13,881.6	11,797.4	11,748	11,287	10,881	10,439	10,045	9,661	8,797
燃えるごみ	t/年	10,895.6	8,911.2	8,696	8,144	7,678	7,193	6,748	6,319	5,041
不燃ごみ	t/年	690.5	681.4	766	743	685	622	564	505	486
粗大ごみ	t/年	123.3	247.5	282	286	289	292	294	296	297
草木	t/年	0.0	168.3	166	164	163	160	158	156	146
戸別収集	t/年	0.0	18.4	22	23	23	25	26	26	27
資源物	t/年	1,741.9	1,375.8	1,422	1,538	1,658	1,768	1,881	1,990	2,455
集団回収	t/年	430.3	394.8	394	389	385	379	374	369	345
収集ごみ	t/年	12,088.4	10,415.1	10,314	9,885	9,520	9,123	8,771	8,428	7,654
燃えるごみ(焼却場)	t/年	9,726.7	8,564.5	8,357	7,826	7,379	6,912	6,485	6,073	4,844
不燃ごみ(管理型)	t/年	616.3	443.5	498	484	446	405	367	328	317
不燃ごみ(安定型)	t/年	0.1	9.8	11	10	10	9	8	7	7
可燃性粗大ごみ(焼却場)	t/年	0.0	0.3	0	0	0	0	0	0	0
不燃性粗大ごみ(管理型)	t/年	3.5	2.3	3	3	3	3	3	3	3
草木	t/年	0.0	0.6	1	1	1	1	1	1	1
戸別収集	t/年	0.0	18.4	22	23	23	25	26	26	27
資源物	t/年	1,741.9	1,375.8	1,422	1,538	1,658	1,768	1,881	1,990	2,455
リターナブル瓶類	t/年	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
雑びん類	t/年	285.0	248.3	256	277	298	318	339	358	442
缶類	t/年	121.5	96.7	100	108	116	124	132	139	172
紙類	t/年	1,073.9	805.7	833	901	972	1,036	1,102	1,167	1,439
繊維類	t/年	135.0	100.0	104	112	121	129	137	145	179
ペットボトル	t/年	126.5	125.0	129	140	151	161	171	181	223
店頭	t/年	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入	t/年	1,362.8	987.5	1,040	1,013	976	937	900	864	798
燃えるごみ(焼却場)	t/年	1,169.0	346.7	339	318	299	281	263	246	197
不燃ごみ(管理型)	t/年	0.6	3.3	4	4	3	3	3	3	2
不燃ごみ(安定型)	t/年	73.5	224.7	253	245	226	205	186	167	160
可燃性粗大ごみ(焼却場)	t/年	119.3	244.5	278	282	285	288	290	292	293
不燃性粗大ごみ(管理型)	t/年	0.4	0.5	1	1	1	1	1	1	1
草木	t/年	0.0	167.7	165	163	162	159	157	155	145
集団回収	t/年	430.3	394.8	394	389	385	379	374	369	345
リターナブル瓶類	t/年	0.5	0.0	0	0	0	0	0	0	0
缶類	t/年	3.1	3.8	4	4	4	4	4	4	3
紙類	t/年	390.9	354.7	354	349	346	340	336	331	310
繊維類	t/年	35.8	36.3	36	36	35	35	34	34	32
事業系ごみ	t/年	5,666.4	5,288.8	5,585	5,512	5,563	5,513	5,476	5,439	5,344
燃えるごみ(焼却場)	t/年	4,538.3	4,103.9	4,125	4,088	4,099	4,052	4,015	4,015	3,953
不燃ごみ	t/年	484.6	304.8	511	475	476	475	475	438	403
草木	t/年	643.5	880.1	949	949	988	986	986	986	988

※令和17年度に本市単独(事業所の拠点回収等を含まない)で資源化率の目標(29%)を達成する場合の参考値です。

表 3-5-8 目標達成後※の処理処分量

項目	単位	実績			予測						
		R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	
1人1日平均排出量	g/人日	931.6	861.6	885	869	859	846	834	822	824	
家庭系ごみ1人1日排出量	g/人日	661.6	594.9	600	584	568	554	540	526	512	
家庭系ごみ1人1日排出量（資源除く）	g/人日	558.1	505.6	507.1	484.0	461.6	439.9	418.7	397.7	349.4	
燃えるごみ	g/人日	519.3	449.4	444.0	421.1	401.0	381.6	362.7	344.2	293.7	
紙類分別	g/人日				8.0	16.0	24.0	32.0	40.0	40.0	
プラスチック分別	g/人日									37.0	
食べ残し削減	g/人日				7.0	12.0	17.0	22.0	27.0	27.0	
水切りの徹底	g/人日				2.0	4.0	6.0	8.0	10.0	10.0	
燃えないごみ	g/人日	32.9	34.4	39.1	38.4	35.8	33.0	30.3	27.5	28.3	
排出抑制	g/人日				1.0	4.0	7.0	10.0	13.0	13.0	
粗大ごみ	g/人日	5.9	12.5	14.4	14.8	15.1	15.5	15.8	16.1	17.3	
草木	g/人日	0.0	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	
戸別収集	g/人日	0.0	0.9	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.6	
資源物	g/人日	83.0	69.4	72.6	79.5	86.6	93.8	101.1	108.4	143.0	
紙類分別	g/人日				8.0	16.0	24.0	32.0	40.0	40.0	
プラスチック分別	g/人日									37.0	
集団回収	g/人日	20.5	19.9	20.1	20.1	20.1	20.1	20.1	20.1	20.1	
事業系ごみ	g/人日	270.0	266.7	285.2	285.0	290.5	292.5	294.3	296.2	311.3	
1日平均排出量	t/日	53.6	46.8	32.2	30.9	29.8	28.6	27.5	26.5	24.1	
家庭系ごみ1日排出量	t/日	38.0	32.3	32.2	30.9	29.7	28.6	27.5	26.5	24.0	
事業系ごみ1日排出量	t/日	15.5	14.5	15.3	15.1	15.2	15.1	15.0	14.9	14.6	
燃えるごみ（焼却場）	t/日	12.4	11.2	11.3	11.2	11.2	11.1	11.0	11.0	10.8	
不燃ごみ	t/日	1.3	0.8	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	
草木	t/日	1.8	2.4	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	
焼却施設 処理量	t/年	16,113.2	13,697.8	13,591	13,002	12,547	12,015	11,533	11,104	9,764	
家庭系燃えるごみ	t/年	10,895.6	8,911.2	8,696	8,144	7,678	7,193	6,748	6,319	5,041	
事業系燃えるごみ	t/年	4,538.3	4,103.9	4,125	4,088	4,099	4,052	4,015	4,015	3,953	
災害廃棄物等	t/年	679.3	682.7	770	770	770	770	770	770	770	
1人1日ごみ焼却量	g/人日	767.9	690.8	694	672	655	637	620	605	569	
最終処分量（再分別除く）	t/年	8,366.6	21,491.3	8,412	8,280	8,166	8,036	7,918	7,768	7,547	
不燃ごみ	t/年	1,273.1	1,909.0	1,659	1,601	1,544	1,480	1,422	1,326	1,272	
うち、災害廃棄物	t/年	98.0	920.9	380	380	380	380	380	380	380	
粗大ごみ	t/年	3.9	2.8	4	4	4	4	4	4	4	
産業廃棄物	t/年	5,213.0	17,985.3	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	5,170	
焼却残渣	t/年	2,022.3	1,738.3	1,699	1,625	1,568	1,502	1,442	1,388	1,221	
埋立場より再分別	t/年	145.7	144.1	120	120	120	120	120	120	120	
一般廃棄物最終処分量（災害廃棄物除く）	t/年	3,055.6	2,585.1	2,862	2,730	2,616	2,486	2,368	2,218	1,997	
一般廃棄物最終処分率	%	15.6	15.1	16.5	16.3	15.9	15.6	15.3	14.7	14.1	
資源化量	t/年	3,067.9	3,061.9	3,155	3,261	3,412	3,507	3,609	3,707	4,134	
資源回収	t/年	1,741.9	1,375.8	1,422	1,538	1,658	1,768	1,881	1,990	2,455	
集団回収	t/年	430.3	394.8	394	389	385	379	374	369	345	
草木	t/年	643.5	1,048.4	1,115	1,113	1,151	1,146	1,144	1,142	1,134	
埋立場より再分別	t/年	145.7	144.1	120	120	120	120	120	120	120	
直接搬入	t/年	106.5	98.8	104	101	98	94	90	86	80	
資源化率	%	15.7	17.9	18.2	19.4	20.7	22.0	23.3	24.5	29.2	

※令和17年度に本市単独（事業所の拠点回収等を含まない）で資源化率の目標（29%）を達成する場合の参考値です。

第3章 ごみ処理基本計画

第6節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

目標を達成するために、市民・事業者・行政が、それぞれの役割でごみの排出抑制や資源化を推進する必要があります。役割の体系図を図3-6-1に示します。

図3-6-1 施策体系図

基本方針	基本方針に基づく主な役割	
市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量化・資源化	市民	食品ロス及び生ごみの削減
		排出ルールの徹底
		環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
		再使用（リユース）の実践
		集団回収への協力
		環境教育と啓発活動への参加
	事業者	食品ロスの削減
		過剰包装の抑制
		流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
		環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
		店頭回収やリサイクルボックスの設置
		行政・事業者間の連携強化
		適正な処理・処分の実施
	行政	プラスチックごみの資源化
		食品ロスの削減
		分別方法の周知
		回収方法・収集体制を見直し
		事業系ごみの適正処理の促進
		環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
		集団回収への支援
	効率的・安定的な廃棄物処理	行政
施設の適切な整備		
リチウムイオン電池の適正な回収方法の周知		

1 市民の役割

役割	役割の内容
食品ロス及び生ごみの削減	食材の在庫を確認し、必要な分だけ購入し、期限内に食べきれずに廃棄することがないように努めます。
	買い物際には、すぐに食べる場合、消費期限・賞味期限の近い食品から選ぶ「てまえどり」を実践します。
	家庭では料理を必要な分だけ作り、食材を無駄なく使いきります。
	飲食店では食べ残しがないよう料理をおいしく食べきり、残った料理は持ち帰るなどの工夫に取り組みます。
	宴会や会食では、乾杯後30分間は料理を楽しみ、お開き10分前にも料理を楽しむ『30・10運動』を実践します。
	家庭では使い切れずに余った食品については、地域のフードバンク等への提供に協力します。
	生ごみ削減のために、食品ロスの削減に努めるとともに、生ごみ処理機等を活用して生ごみの削減に取り組みます。
	生ごみを燃えるごみとしては排出する際には、水きりをしっかり行います。
排出ルール徹底	『土岐市ごみのガイドブック』に基づいて適切にごみを分別し、決められた日にごみを出します。また、ごみの分別を徹底し、ごみの排出抑制に努めます。(継)
環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	商品の購入にあたっては自ら買い物袋やマイバック、リターナブル容器等を持参し、使い捨て用品の使用を抑制します。(継)
	可能な限り物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境負荷の少ないグリーン製品やサービスを積極的に選択します。(継)
再利用(リユース)の実践	繰り返し使える容器や詰め替え用の容器を使用し、再生品を選んで購入します。
	家庭で使用しなくなった品物は、リサイクルショップやフリーマーケットの場で再利用します。
	商品の購入においては、長期間使用できる製品を選んだり、リユース品を活用したり、できるだけごみが出ないように努めます。
集団回収への協力	住民団体による集団回収に積極的に協力し、資源の有効活用とごみの減量に努めます。(継)
環境教育と啓発活動への参加	廃棄物に関する地域イベントや環境学習会に積極的に参加し、環境保全に対する意識を高めることに努めます。

※(継)は、前計画から継続する施策です。

第3章 ごみ処理基本計画

2 事業者の役割

役割	役割の内容
食品ロスの削減	一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商習慣を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近付いている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないように販売方法を工夫します。(継)
	外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組みます。(継)
	食品小売業や外食産業においては、自らの食品ロス削減の取組みを適切に情報提供することなどにより、消費者の理解の促進に努めます。(継)
	「ぎふ食べきり運動」の協力店への登録を行い、利用者へ食品ロス削減への理解を得るように努めます。
	フードバンク活動や子ども食堂などの協力を推進します。
過剰包装の抑制	事業者は、過剰包装の自粛に加え、再使用・再生利用が可能な素材や形状の包装を採用するとともに回収・資源化ルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制に取り組みます。
	製品や容器等が廃棄物となった場合にも、適正な循環的利用及び処分が円滑に行われるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用可能な製品や耐久性に優れた製品の製造・販売、適正処理が困難とならない製品の開発・提供に努めます。(継)
流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制	容器包装の利用や製造にあたっては、リターナブル容器を活用した総菜の量り売りの推進などにより、容器包装廃棄物の発生抑制に努めます。(継)
	包装容器の規格化や材料・構造面での工夫を行い、内容物の詰め替え方式の採用を通じて、容器包装の減量化に積極的に努めます。(継)
環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	グリーン購入やグリーン契約等に積極的に取り組みます。(継)
店頭回収やリサイクルボックスの設置	事業者は店舗や事業所の空きスペースを店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。
行政・事業者間の連携強化	事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。
	地域で実施される清掃活動や環境イベントに積極的に参加し、行政や地域住民と連携を図ります。
適正な処理・処分の実施	排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進し、適正な処理・処分に努めます。

3 行政の役割

役割	役割の内容
プラスチックごみの資源化	プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチックごみの資源化を促進し、環境負荷の低減を目指します。
食品ロスの削減	生ごみの堆肥化・減量促進補助金の交付により、市民による生ごみの自家処理を促進することで、燃えるごみの削減とCO ₂ の排出抑制に努めます。
	食品ロス削減の観点から、食材の在庫確認と必要な分だけの購入、期限内の消費を促す「てまえどり」の実践を呼び掛けます。
	家庭では料理を必要な分だけ作り、食材を使い切るように啓発を行います。
	飲食店では食べ残しをなくす取組みや、持ち帰りの促進を支援し、「ぎふ食べきり運動」及び宴会・会食時の「3010運動」を推進します。
	フードバンク、フードドライブ活動への支援や紹介することにより、活動への参加と理解を促進し、食品ロスの削減に努めます。
分別方法の周知	市民が分別に取り組みやすいよう、『土岐市ごみのガイドブック』の配布やごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを周知し、排出段階での分別の徹底を図ります。
	転入してくる外国人にもわかりやすい分別指導を行います。
	古紙、雑紙などの資源物が燃えるごみに含まれていることから、分別に対する啓発を継続し、間違った方法で出された場合は、警告シールを添付するなど指導に努めます。
回収方法・収集体制の見直し	収集スケジュールの見直しや回収拠点の充実、民間事業者との連携を図り、利便性を向上させて、より多くの市民が分別しやすい仕組みを構築します。
	既存のアプリの活用や民間事業者との連携など、市民が取り組める再利用（リユース）の仕組みを検討します。
	卒業後に不要となる制服やランドセルなどを回収し、必要とする家庭へ再提供するなど、地域のリユース活動を推進します。

第3章 ごみ処理基本計画

役割	役割の内容
事業系ごみの適正処理の促進	事業系廃棄物は、原則として事業者の自己責任で処理すべきものであることを周知し、事業者に対し処理方法や環境センターへの適正な搬入の徹底とごみの減量化・資源化を促す啓発・指導を行います。
	事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。(継)
環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	循環型社会の形成に向け、市自らが事業者としてグリーン購入やグリーン計画などに積極的に取り組み、率先した行動を実施します。(継)
	環境物品等に対する適切な情報提供の促進を通じて、市民や事業者による環境配慮型製品への需要転換を図ります。(継)
集団回収への支援	減量化・資源化事業促進奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付により、集団回収の取組みを支援します。(継)
環境教育の推進	ごみの減量に対する社会的な意識を高めるために、学校や地域の場において、副読本やごみ処理施設見学会などを通じた環境教育に取り組みます。(継)
	こども園の親子を対象とした出張環境教育「エコキッズ事業」(など、将来、地域を支える大人となる子どもたちを対象とした環境・エネルギー学習の場)において、食品ロス、海洋プラスチック、ごみの分別などの学習機会を提供していきます。
	民間企業や他団体の協働による環境・SDGs関連のイベントや教室を実施します。
焼却施設の広域化	ごみ処理施設等の広域化について検討を進めます。
施設の適切な整備	安定的な処理を行うため、長期計画に基づき施設の適切な整備を実施します。
リチウムイオン電池の適正な回収方法の周知	家庭で不要になったリチウムイオン電池などを含む小型充電式電池の製品は、通常の収集では発火の恐れがあるため、拠点回収を実施し、回収方法の周知を徹底します。

1 食品ロスの削減

本来は食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」は、日本では、令和5年度に約464万トン発生したと推計されています。食品ロスを減らすことは、環境への負荷を軽減し、限りある資源を有効に活用するために非常に重要です。

岐阜県では、平成30年度から県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店等の企業・団体等とともに、「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進してきました。

令和元年10月に「食品ロスの先減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されたことを受け、令和4年3月に「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定し、行政、事業者、消費者、関係団体等の取り組みを促進し、各主体間の連携強化を図ることで食品ロス削減に取り組みを展開することとされました。

こうした背景を踏まえ、本市では以下の取り組みを通じて、食品ロスの削減を積極的に推進していきます。

● 啓発活動の強化

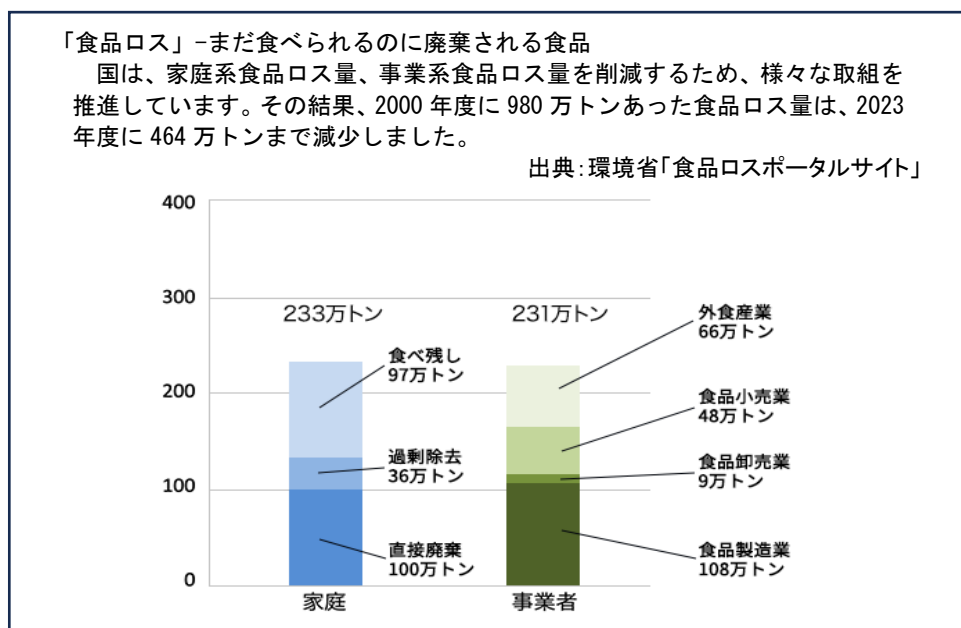
- ・食品ロス削減の重要性を広く周知するため、広報誌やホームページ、SNS、アプリなどを活用した情報発信の強化を検討します。
- ・学校教育や地域イベントを通じた啓発活動を展開し、子供から大人まで幅広い世代への理解と関心を促します。
- ・これらの取り組みにより、市民1人ひとりが食品ロスの削減に向けた行動を自ら実践し、日常生活の中で意識的に取り組むことができるように、意識の醸成と行動変容を促していきます。

● 事業者との連携

- ・外食産業や小売店と連携し、「ぎふ食べきり運動」及び「30・10運動」の推進により、食品の無駄を減らす取り組みを推進します。
- ・消費期限切れが近い食品を割引価格で販売する情報を提供する仕組み、規格外商品や余剰在庫を抱える販売者と消費者をマッチングさせる仕組みなどを紹介します。
- ・フードバンクの活用を促し、余剰食品を地域福祉に役立てる取り組みを支援することを検討します。

● 食品ロス量の把握と目標設定

- ・家庭系及び事業系ごみ中の食品廃棄物の割合を把握する調査を実施し、そのデータを基に具体的な削減目標を設定することを検討します。



第3章 ごみ処理基本計画

2 プラスチックごみの対策

令和元年5月、政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物裕入規制強化の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。その一つとして、「効果的・効率的で持続可能なリサイクル」、において使用済みプラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るための取組みの推進を行うこととしています。

令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、さらなる資源循環を推進しています。現在、本市ではプラスチックごみを燃えるごみとして収集し、焼却処分を行っていますが、法律に基づき、本市においても現在の処理方法から、資源化に向けた方法を検討し、実施していきます。

● 分別方法について

- ・プラスチックごみのマテリアルリサイクルを推進するにあたり、分別方法の見直しを行い、効率的かつ効果的な資源化が図られるように検討を進めます。
- ・市民が正しく分別できるよう、新しい分別ガイドラインの作成・配布、新たな分別方法に対する住民説明会や勉強会を開催するなど、わかりやすい情報提供に努めます。

● 啓発活動の強化

- ・市民や事業者に対する啓発活動を強化し、リサイクルの重要性や具体的な実施方法をわかりやすく周知することで、地域全体の意識向上と積極的な参加を促します。
- ・子どもや親子を対象とした環境学習やイベント等を通じて、環境意識の向上を図ります。

※3R+Renewable：R「Reduce（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）」、「Reuse（ごみにせず繰り返し使う）」、「Recycle（ごみにせず再資源化する）」に加えて、「Renewable（再生可能な資源に替える）」という考え方も、近年重要になっています。3R+Renewableを実践し、資源循環に配慮した消費行動に積極的に取り組むことが期待されています。

※Renewable：「再生可能な」という意味です。行動としては、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指します。（バイオマスプラの利用に変えるなど。）

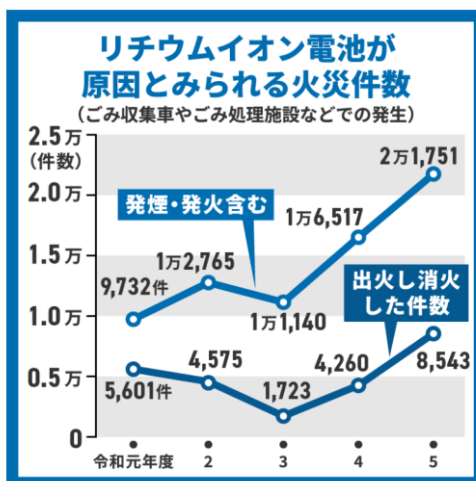


3 リチウムイオン電池の対策

全国的に、スマートフォンなどに使用されるリチウムイオン電池の充電・使用中に出火する事故が多発しています。リチウムイオン電池は強い衝撃を受けると発火するおそれがあり、誤った分別でごみに出された場合、ごみ収集車内での圧縮や処理施設での破砕時に火災が発生するケースも確認されています。

特に、リチウムイオン電池が原因とみられるごみ処理時の火災事故は近年増加しており、リチウムイオン電池の混ざった一般ごみからの出火件数は、全国において令和4年度4,260件から令和5年度8,543件へと倍増しています。また、施設の設備が破損し、復旧に数億円を要したケースや、長期間ごみの回収が停止となったケースが発生しています。

そこで、本市では、事故を防止するため、令和5年度から電池類の拠点回収を開始しました。今後も、リチウムイオン電池などの回収方法について、周知・啓発を強化します。



資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査(令和5年度実績)」から政府広報室作成

- 分別方法について

- 本市では、火災事故などを防止するため、排出方法を見直し、市役所庁舎等（市内8箇所・24時間回収）で、使用済みの電池の拠点回収を開始しました。

【回収場所】	市役所庁舎（夜間・休日通用口付近） 各支所入口前、泉公民館入口前、泉西公民館入口前
【回収する電池類】	アルカリ乾電池、マンガン乾電池 リチウム電池、ボタン電池 モバイルバッテリー 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）、他電池類全般

- 啓発活動の強化

- 本市では、市民が正しく排出できる分別方法について、情報提供に努めます。
- リチウムイオン電池は、強い衝撃や圧力が加わったり、高温の環境下にさらされると、内蔵電池が変形・破損して発煙・発火に至る場合があることから、リチウムイオン電池が含まれる製品の使用方法や充電方法について注意喚起を図ります。

第3章 ごみ処理基本計画

第7節 ごみの適正な処理に関する基本的事項

1 収集運搬計画

今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、効率的な運搬に努めます。

今後の収集頻度と収集形態を表3-7-1に示します。

図3-7-1 目標年次（令和17年度）のごみ処理フロー

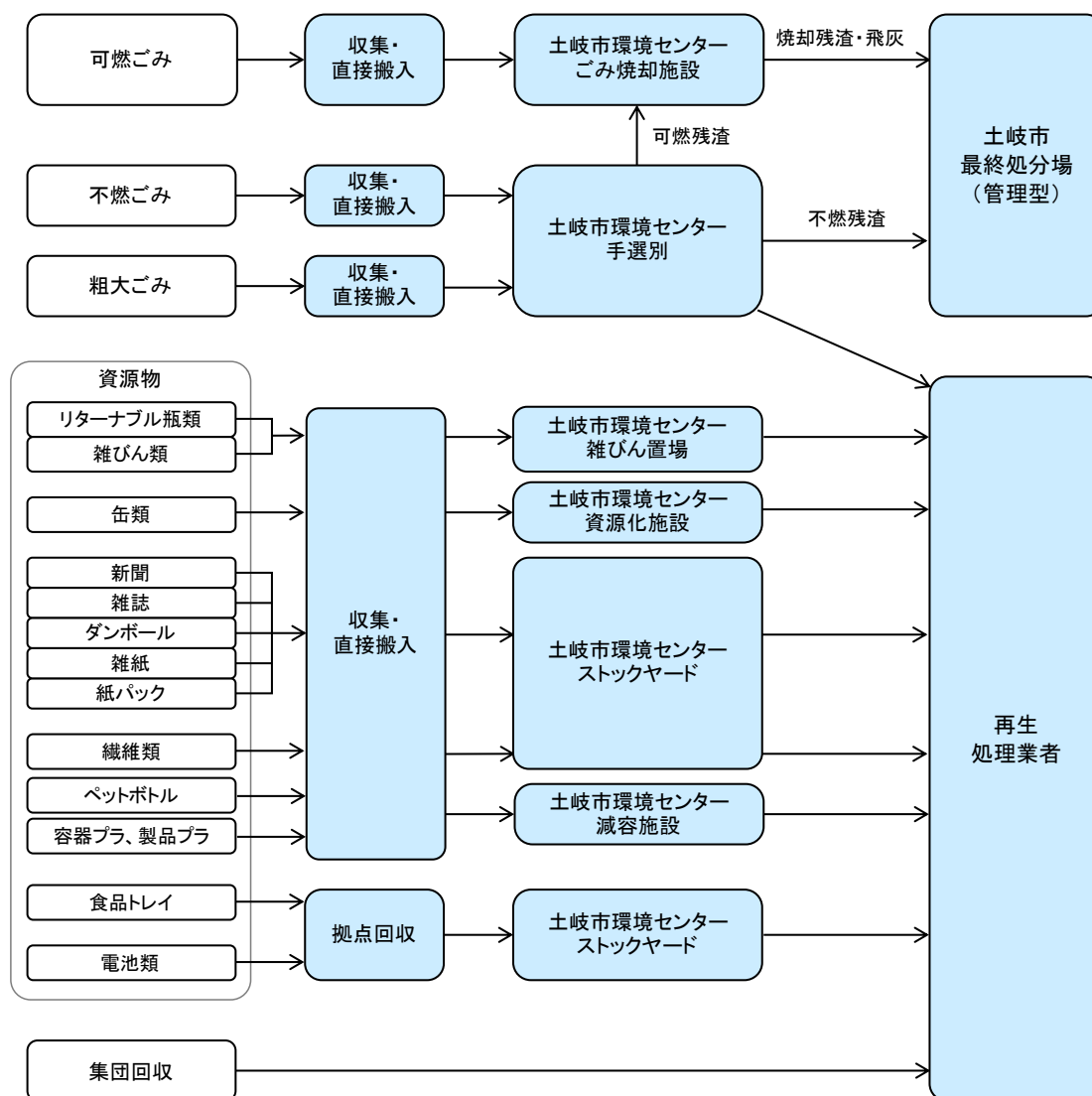


表 3-7-1 今後の収集頻度と収集形態（将来計画 目標年次：令和16年度）

区分		収集方法	頻度	収集容器
燃えるごみ		ステーション	週2回	指定袋
燃えないごみ			月2回	指定袋
資源物	リターナブル瓶類		月1回	コンテナ
	雑びん類		月1回	コンテナ
	缶類		月1回	網かご
	紙類		月1回	紐結束
	繊維類		月1回	指定以外の袋
	ペットボトル		月1回	網かご
	容器包装プラスチック 製品プラスチック		月2回	指定袋
食品トレイ	拠点回収		随時	回収ボックス
粗大ごみ		ステーション	月1回	—
電池類		拠点回収	随時	回収ボックス

また、ごみの適正かつ効率的な処理が困難・危険なため、表3-7-2に示すものを収集・処理できないものとします。これらのものは、購入先などで引き取ってもらうよう周知しています。

在宅医療廃棄物については、感染性を有していないものについてのみ本市で収集運搬するものとします。なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有しているものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行います。

今後の収集・運搬体制を表3-7-3に示します。

表 3-7-2 収集できないもの

有毒性のある物	農薬、劇薬とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの。
感染性のある物	鋭利な物(注射器、注射針)、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがある物。
危険性・引火性のある物	火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油(食用油を除く)、灯油、その他引火性のあるもの。
その他処理が困難な物	タイヤ、家電リサイクル品目等、農機具、オートバイ・スクーター、自動車、温水器、スプリング入りマットレス・ソファ、パソコンなど。

表 3-7-3 収集・運搬体制

自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
住民ニーズに迅速な対応をするため、直営による収集を継続します。
環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ及び粗大ごみ処理手数料の見直しを随時行います。

2 中間処理計画

燃えるごみは現状と同様に、環境センター焼却施設で処理します。

燃えないごみは現状と同様に、最終処分場にて埋立処分としますが、埋立する前に分別を現地で行い資源物を回収します。

資源回収は現状と同様に、環境センター資源化施設で選別・圧縮・保管した後、資源再生業者に引き渡します。なお、プラスチックごみは、環境省が推進する「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえ、資源化方法を検討します。

粗大ごみは、現状と同様に最終処分場にて埋立処分としますが、埋立する前に分別を現地で行い資源物を回収及び燃えるものは、環境センター焼却施設で焼却処理します。

3 最終処分計画

本市では管理型と安定型の最終処分場を所有していますが、埋立容量には限りがあることから、ごみの発生抑制・資源化に取り組み、減量化・減容化を徹底し、埋立量の削減を図ります。

また、最終処分では、市内の事業者が排出する産業廃棄物（主に陶磁器くず）に関し、処理手数料を徴収して処分しています。陶磁器くずは破碎され、そのまま、最終処分場の覆土として再利用しており、今後も覆土として再生利用することとします。

第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項

1 本市の施設の整備（延命化等）について

現在行われている精密機能検査の状況を踏まえながら、今後の施設の整備方針を整理します。

2 ごみ処理広域化について

東濃西部三市（土岐市・多治見市・瑞浪市）でつくる「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会」の状況などについて整理します。

年月	状況
令和6年5月	「多治見市、瑞浪市及び土岐市におけるごみ焼却施設等の整備及び管理運営の広域化に関する協定書」締結
令和7年3月	「東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想中間報告書」策定

第9節 その他のごみ処理に関する必要な事項

1 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的活用を推進します。

2 災害対策

本市は平成31年3月に「土岐市災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、本市の処理体制のみでは対応しきれないことが予想されるため、岐阜県、近隣市町及び協定締結団体等と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

3 不適正排出対策及び不法投棄防止対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

市有地の不法投棄は警察と連携して調査を行い、原因者を特定して撤去を求めています。見つからない場合はやむを得ず本市が回収しています。

また、不法投棄を防止するため、土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。また、市民、各種団体、警察等との連携を強化し、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

表 3-9-1 不法投棄件数

	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄件数 (kg)	16,810	12,420	14,960	12,930	10,910

第4章 生活排水処理基本計画

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理行政の沿革など

(1) 公共下水道

公共下水道等の整備状況を表4-1-1に示します。

本市では昭和48年に公共下水道事業に着手し、昭和60年に土岐市御幸町3丁目にある浄化センター（汚水処理場）を供用開始し、順次下水道整備を行っています。

令和6年度には計画変更を行ない、全体計画は令和27年度を目標に計画処理面積（汚水）を2,132haとしました。

事業計画では、全体計画に基づき、事業計画認可の変更を行い、計画処理面積（汚水）を2,011haとし、段階的（令和7年度まで）に下水道整備を進めています。前計画策定時に公表されていた平成21年度末の整備状況と比較すると、雨水の排水面積は平成21年度1,595haから令和5年度1,675haへと拡大、汚水の処理面積は平成21年度1,595haから令和5年度1,830haへと拡大しています。

表4-1-1 公共下水道の整備状況

目標年次	全体計画 令和17年度	事業計画(認可) 令和7年度	令和5年度末 現在の整備状況
雨水 排水面積	1,971ha	1,832ha	1,675ha
雨水 雨水調整池数	1箇所	1箇所	1箇所
汚水処理面積	2,132ha	2,011ha	1,830ha
汚水処理人口	35,086人	50,800人	46,238人
汚水処理水量 (日最大)	17,200m ³ /日	22,900m ³ /日	17,079m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法 凝集剤併用ステップ流入式 多段硝化脱窒法	標準活性汚泥法 凝集剤併用ステップ流入式 多段硝化脱窒法	標準活性汚泥法 凝集剤併用ステップ流入式 多段硝化脱窒法
処理場敷地面積	46,320m ²	46,320m ²	46,320m ²
処理施設能力 (日最大)	19,900m ³ /日	22,900m ³ /日	19,900m ³ /日
污泥処理方式	濃縮 脱水	濃縮 脱水	濃縮 脱水
污泥処分方法	有効利用	有効利用	有効利用
高度処理の方式	有	一部有	一部有
ポンプ場設置 汚水	0箇所	0箇所	0箇所
ポンプ場設置 雨水	0箇所	0箇所	0箇所

出典：土岐市 HP 建設水道部 上下水道課

※土岐市は将来的に人口減少となる想定をしているため、処理人口について全体計画処理人口が事業計画処理人口に比べ減少しています。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水を処理する施設の整備を行い、農業用用水又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を図ることを目的に整備しています。

本市では、鶴里町柿野地区にて平成20年2月より供用開始しています。その事業計画区域面積は67.3ha、計画人口は990人、計画日最大汚水量は268m³/日となっています。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、かつて、規模の大きい施設を中心に設置されていましたが、平成13年4月の浄化槽法の一部改正にともない、単独処理浄化槽の設置が禁止され、近年、一般家庭等においても合併処理浄化槽の普及が進んでいます。

本市では、下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水施設予定処理区域外で50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する際に補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽の普及に努めています。

溜まった浄化槽汚泥の収集は、本市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式となっています。

(4) 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する単独浄化槽は、便所の水洗化に従いし尿汲み取りから切り替えられてきました。しかし、単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出し水質汚濁源となっていることから、平成13年4月に浄化槽法の一部改正が行われ、その新設が原則廃止となりましたが、まだ多く単独処理浄化槽が占めていることから、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

溜まった浄化槽汚泥の収集は、本市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式となっています。許可業者が収集した浄化槽汚泥は、土岐市衛生センターで処理しています。

表4-1-2に土岐市衛生センターの概要を示します。

(5) くみ取り

し尿くみ取りは、単独浄化槽と同様に生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出し水質汚濁源となっているため、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

し尿は、民間事業者に委託して収集し、浄化槽汚泥と同様に土岐市衛生センターで処理しています。

第4章 生活排水処理基本計画

表 4-1-2 土岐市衛生センターの概要

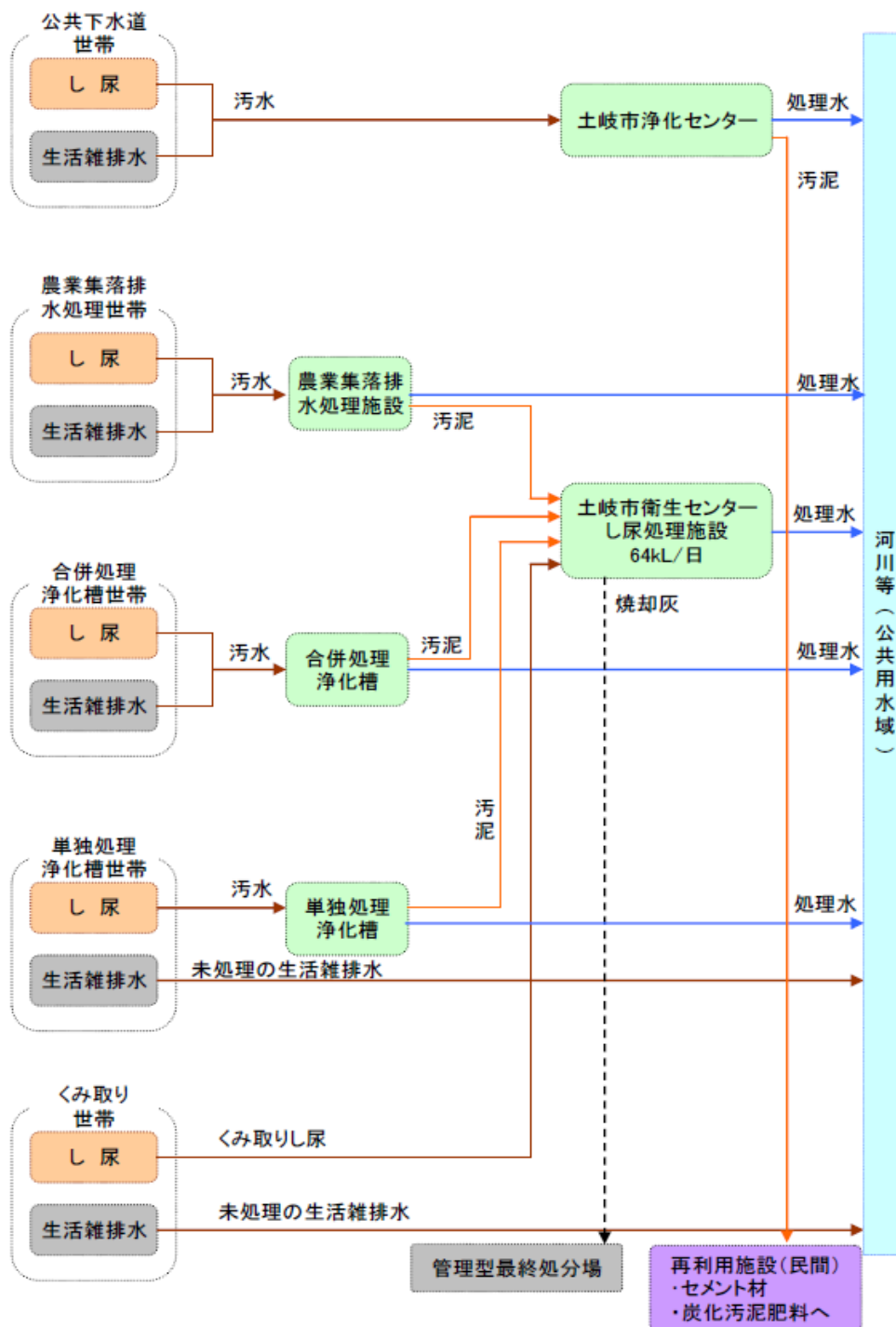
施設名称	土岐市衛生センター
施設所管	土岐市
所在地	〒509-5142 岐阜県土岐市泉町久尻 1532-1-1 TEL 0572-55-3429 FAX 0572-55-0497
計画処理能力	64kL/日(し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 34kL/日)
処理方式	水処理:主処理……膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理…凝集膜分離+活性炭吸着処理 汚泥処理:余剰汚泥…脱水+焼却 凝集汚泥…脱水+焼却 脱臭処理:高濃度臭気:焼却及び脱窒素槽で生物処理 中濃度臭気:薬液(酸+アルカリ・塩素剤) 洗浄+活性炭吸着 低濃度臭気:活性炭吸着
プロセス用水	河川の表流水
放流先	深沢川(2級河川)
し渣処分方法	焼却
汚泥処分の方法	焼却
焼却灰処理方法	搬出埋立
竣工年度	平成8年度
設計・施工	アタカ工業株式会社

2 生活排水処理体系

生活排水の処理体系を図4-1-1に示します。

土岐市衛生センターでは、収集されたし尿や汚泥を膜分離高負荷脱窒素処理方式により処理し、有機物及び窒素を分解除去するなどして適正に処理しています。

図 4-1-1 生活排水の処理体系



※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

第4章 生活排水処理基本計画

3 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表4-1-3に示します。

表 4-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水、工場排水等	土岐市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	土岐市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	土岐市

4 処理形態別人口の実績

処理形態別人口の推移を図4-1-2に示します。

水洗化・生活雑排水処理人口のうち公共下水道人口は、計画処理区域内人口に対する割合が年々増加しており、下水道の普及が進んでいます。

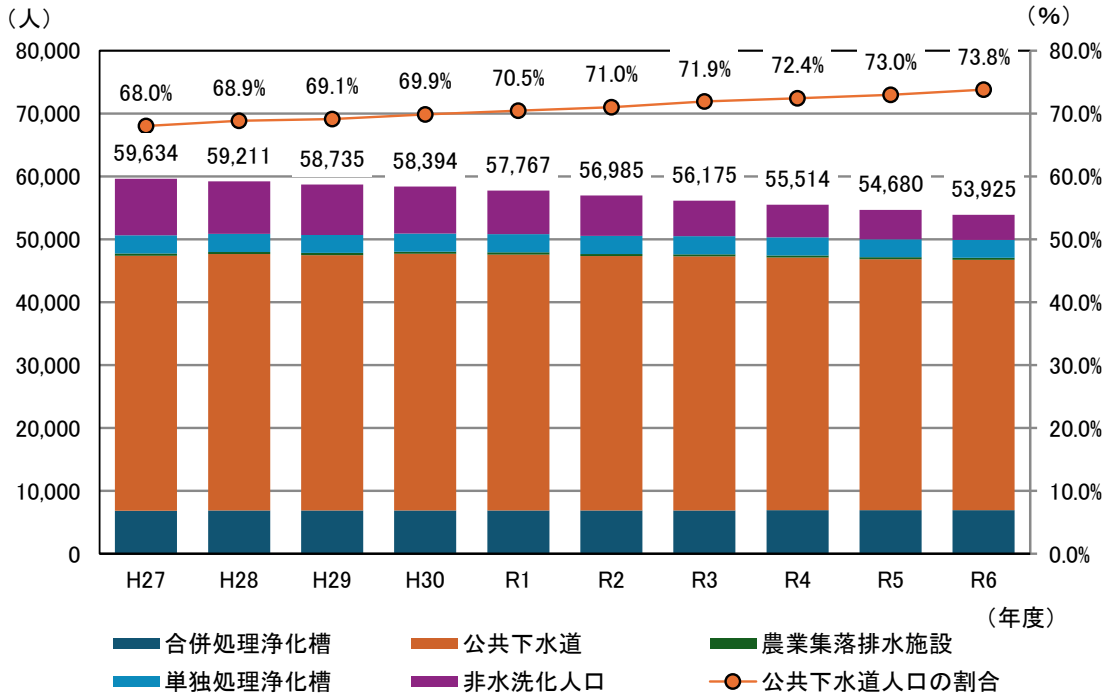
表 4-1-4 処理形態別人口の推移

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1.計画処理区域内人口	59,634	59,211	58,735	58,394	57,767	56,985	56,175	55,514	54,680	53,925
2.水洗化・生活雑排水処理人口	47,756	48,001	47,839	48,048	47,948	47,687	47,633	47,453	47,155	47,054
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	6,828	6,862	6,877	6,881	6,881	6,881	6,897	6,910	6,926	6,931
(3)公共下水道	40,574	40,785	40,602	40,813	40,711	40,457	40,399	40,209	39,900	39,806
(4)農業集落排水施設	354	354	360	354	356	349	337	334	329	317
3.水洗化・生活雑排水未処理人口	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
単独処理浄化槽	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873	2,873
4.非水洗化人口	9,005	8,337	8,023	7,473	6,946	6,425	5,669	5,188	4,652	3,998
汲み取り人口	9,005	8,337	8,023	7,473	6,946	6,425	5,669	5,188	4,652	3,998
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	80.1	81.1	81.4	82.3	83.0	83.7	84.8	85.5	86.2	87.3

資料：土岐市建設水道部上下水道課(各年3月末人口)

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

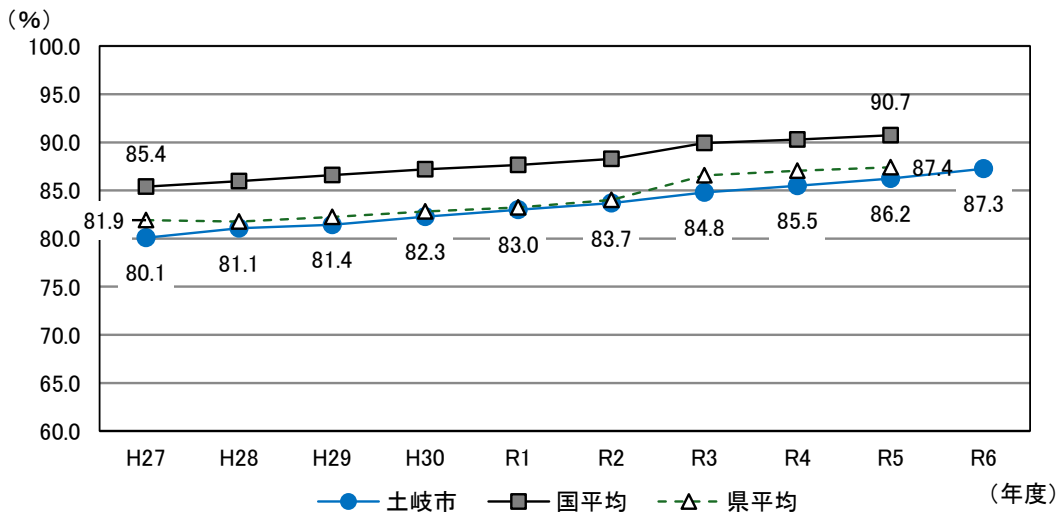
図4-1-2 処理形態別人口



5 生活排水処理率の実績

本市の生活排水処理率と、環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績データに基づき、国平均、県平均を計算した結果を図4-1-3に示します。これによると本市の令和6年度の生活排水処理率は、87.3%となっています。

図4-1-3 生活排水処理率の推移



※生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

第4章 生活排水処理基本計画

6 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の実績

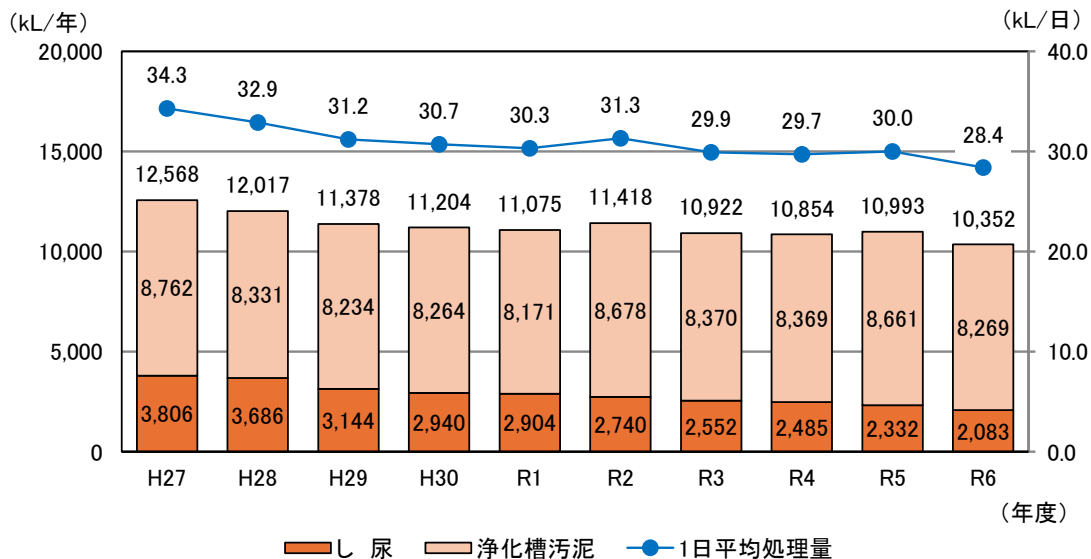
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量を表4-1-5及び図4-1-4に示します。

し尿処理量は、平成27年度に3,806kL/年でしたが、令和6年度に2,083kL/年となり、10年間で45.3%減少しています。浄化槽汚泥処理量（農業集落排水施設汚泥を含む）は、平成27年度に8,762kL/年でしたが、令和6年度に8,269kL/年となり、5.6%減少しています。これに伴い、令和6年度の1日平均処理量は28.4L/日となり、平成27年度から17.2%の減少となっています。

表 4-1-5 し尿・浄化槽汚泥収集・処理量の推移

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿 (kL/年)	3,806	3,686	3,144	2,940	2,904	2,740	2,552	2,485	2,332	2,083
浄化槽汚泥 (kL/年)	8,762	8,331	8,234	8,264	8,171	8,678	8,370	8,369	8,661	8,269
合計 (kL/年)	12,568	12,017	11,378	11,204	11,075	11,418	10,922	10,854	10,993	10,352
1日平均処理量 (kL/年)	34.3	32.9	31.2	30.7	30.3	31.3	29.9	29.7	30.0	28.4

図 4-1-4 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量



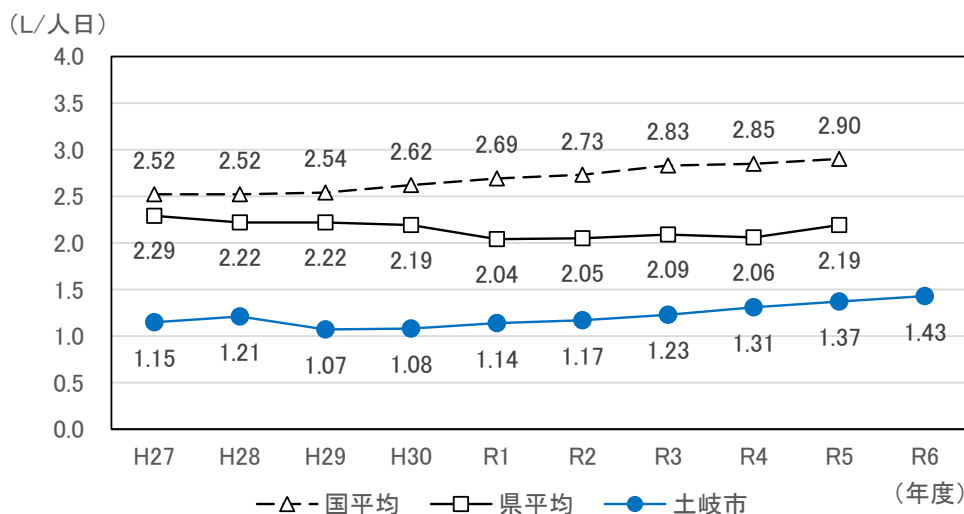
7 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の実績

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績データに基づき、国平均、県平均及び本市のし尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量を計算した結果を図4-1-5及び図4-1-6に示します。

本市の令和5年度におけるし尿の1人1日平均排出量は1.37L/人日となっており、国平均2.90L/人日、県平均2.19L/人日より低い値となっています。

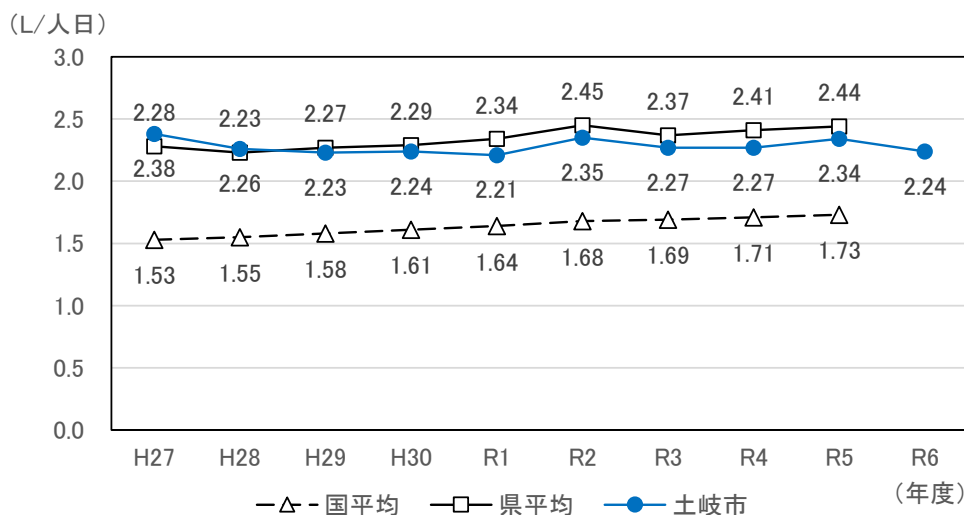
また、本市の浄化槽汚泥の1人1日平均排出量は2.34L/人日となっており、国平均1.73L/人日より高いものの、県平均2.44L/人日より低くなっています。

図4-1-5 し尿の1人1日平均排出量の推移



※し尿1人1日平均排出量(L/人日)=し尿処理量÷し尿汲み取り人口÷年間日数×1,000

図4-1-6 浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の推移



※浄化槽汚泥1人1日平均排出量(L/人/日)=浄化槽汚泥処理量÷(農業集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)÷年間日数×1,000

第4章 生活排水処理基本計画

8 生活排水処理の課題

(1) 生活雑排水処理の課題

し尿くみ取り家庭等や単独処理浄化槽を設置している家庭等においては、依然として生活雑排水を未処理のまま河川等の公共用水域へ放流しているため、河川等への水質汚濁の大きな要因となっています。生活排水処理率は、前計画の達成目標の98.4%に対し、令和6年度の実績は87.3%となり、伸び悩んでいます。

そのため、下水道処理区域内においては、下水道へ接続するよう引き続き啓発活動が必要です。下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽等への転換を勧め、地域の水質保全に寄与するよう啓発が必要です。また、合併処理浄化槽等への転換する方に対して、「土岐市浄化槽設置整備事業補助金」の存在を周知し、補助金の活用を促進することが必要です。

表 4-1-6 前計画の達成目標と実績

項目	R6(2023)実績	前計画の達成目標
生活排水率	87.3%	98.4%

(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検、清掃、法定検査（以下「浄化槽の3つの義務」という。）について、岐阜県は全国でも受検率が高い地域ではありますが、依然として浄化槽の3つの義務を行っていない世帯が見受けられます。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず、周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があることから、浄化槽の3つの義務について、より一層の周知を図る必要があります。

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理の課題

下水道整備が進むに伴い、本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集量は、年々減少することが予想されるため、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。また、土岐市衛生センターの処理能力に対して、処理量が過少になる場合の施設運営のあり方についても検討することが必要です。

土岐市衛生センターは、平成8年度に供用を開始してから30年が経過しており、老朽化が進行しています。そのため、今後も適正な維持管理に努める必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

下水道処理区域内においては、下水道の接続を促進し、し尿及び生活雑排水の処理を進めます。下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽等への転換を勧め、生活雑排水の河川への流入を防止するとともに、生活排水を適切に処理します。

また、施設の適正な維持管理を継続します。

2 目標

令和5年3月に策定された「岐阜県污水処理施設整備構想」では、污水処理人口普及率の数値目標を令和7年度までに95%以上としています。本市の令和5年度末の污水処理人口普及率は94.8%であり、ほぼ目標を達成しています。

一方、前計画の生活排水処理率の目標は、令和7年度に98.4%であり、令和6年度実績は87.3%となり未達成となっています。そこで、人口の減少や下水道の接続状況等を鑑み、生活排水処理率の目標は96%以上とします。

表 4-2-1 岐阜県污水処理施設整備構想

項目	R5 実績	R7 目標値
岐阜県 污水処理人口普及率	94.2%	95%以上
土岐市 污水処理人口普及率	94.8%	

出典：岐阜県内市町村毎の污水処理人口普及率(令和5年度末)

表 4-2-2 土岐市の目標

項目	R6 実績	R17 目標値
生活排水処理率	87.3%	96%以上

3 処理主体

生活排水の処理主体は、現状の通しとおりとします。

第4章 生活排水処理基本計画

4 処理形態別人口等の将来見通し

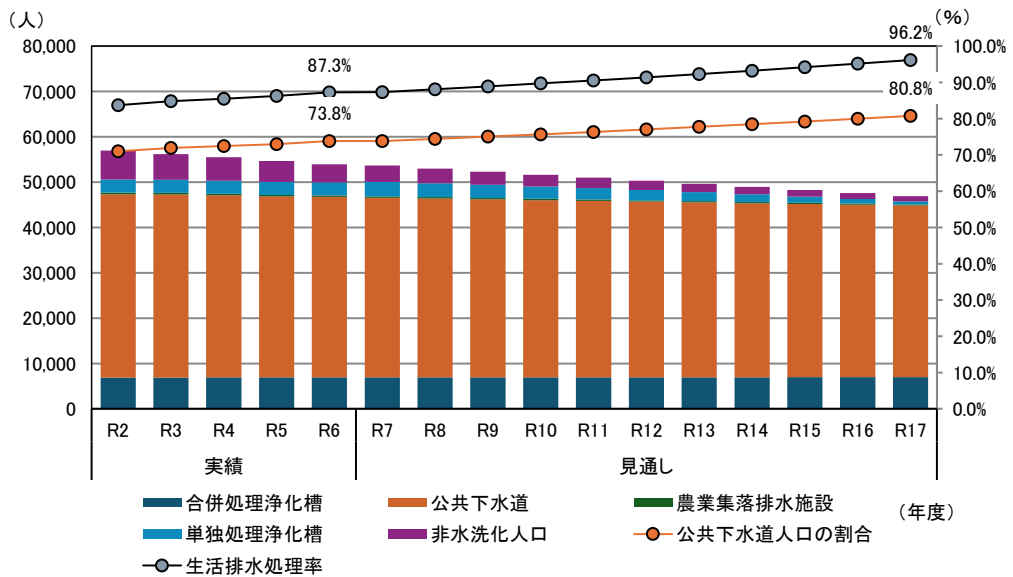
今後の計画や施策を実施した場合の処理形態別人口及び処理量の見通しを表4-2-3に示します。

表 4-2-3 処理形態別人口等の見通し

区 分			実績		見通し		
			R2	R6	R8	R12	R17
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人)	56,985	53,925	52,986	50,300	46,900
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	47,687	47,054	46,685	45,972	45,096
	(1) コミュニティ・プラント	(人)	0	0	0	0	0
	(2) 合併処理浄化槽	(人)	6,881	6,931	6,941	6,955	6,967
	(3) 公共下水道	(人)	40,457	39,806	39,439	38,737	37,878
	(4) 農業集落排水施設	(人)	349	317	305	280	251
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	2,873	2,873	3,065	2,282	651
	単独処理浄化槽	(人)	2,873	2,873	3,065	2,282	651
	4.非水洗化人口	(人)	6,425	3,998	3,236	2,046	1,153
	(1)汲み取り人口	(人)	6,425	3,998	3,236	2,046	1,153
(2)自家処理	(人)						
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	
生活排水処理率		(%)	83.7	87.3	88.1	91.4	96.2
要処理量	し尿浄化槽汚泥量	(kL/年)	11,418	10,352	10,153	8,926	7,124
	し尿	(kL/年)	2,740	2,083	1,535	971	547
	浄化槽汚泥	(kL/年)	8,678	8,269	8,618	7,955	6,577
	1人1日当たりし尿	(L/日)	1.17	1.43	1.30	1.30	1.30
	1人1日浄化槽汚泥	(L/日)	2.35	2.24	2.29	2.29	2.29

(各年3月末人口)

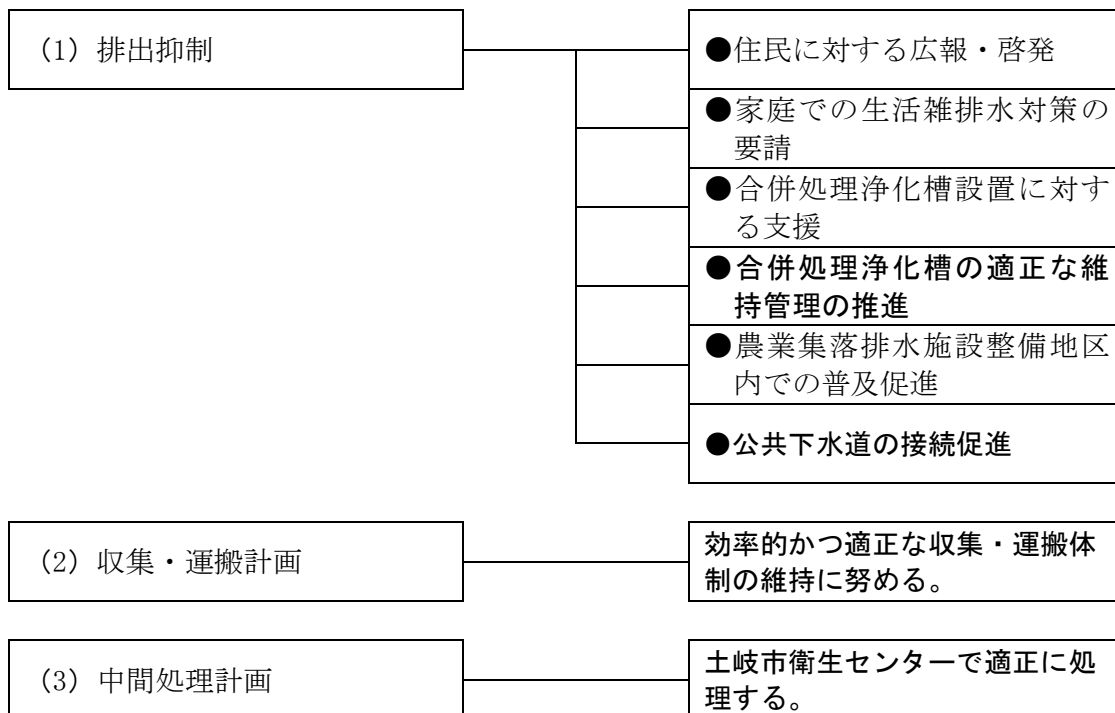
図 4-2-1 処理形態別人口の見通し



5 生活排水処理の施策体系

生活排水処理基本計画の目標を達成するためには、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することが重要です。そのため、本市では、市民・事業者・行政の三者が円滑に機能する処理システムの構築を目指すとともに、地域住民や事業者の理解と協力を得るため、広報や啓発活動を継続的に実施し、行政と一体となって水環境の保全に努めます。

生活排水処理については、次の施策体系に示す取り組みを推進していきます。



第4章 生活排水処理基本計画

6 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 計画達成のための施策

●住民に対する広報・啓発

日常生活に伴い発生する生活排水が河川等の水環境に影響を及ぼしていることについて、市ホームページ、広報紙、SNS等を通じて広く周知を図ります。また、水環境の現状やその保全に向けた取組に関する情報を広く提供します。

講習会や水環境に関する各種イベントを開催し、水環境に関する環境学習及び環境教育の推進に努めます。さらに、生活排水に関するホームページの内容を充実させ、住民や事業者が必要な情報を入手しやすい環境の整備に努めます。

●家庭での生活雑排水対策の要請

し尿くみ取りや単独処理浄化槽を設置している世帯においては、生活雑排水が処理されることなく公共用水域へ排出され、水質汚濁の原因となっています。このため、生活雑排水への対策は、公共用水域の水質保全にとどまらず、身近な水路や側溝の水質改善を通じて、生活環境の快適化・美化を図るなど、生活環境全体の総合的な保全につながるものです。

今後も引き続き、市民および事業者に対し、生活雑排水対策の推進について周知・協力を要請します。

- 洗浄前に廃食用油や固形食物残さを除去する
- 洗剤の使いすぎに注意する
- 環境にやさしい洗剤を使用する
- 節水による排出量の削減、風呂の水の再利用に心がける

●合併処理浄化槽設置に対する支援

本市では、公共下水道や農業集落排水施設の整備が見込まれていない地域において、し尿くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う方、新築住宅に合併処理浄化槽を設置される方を対象に、設置工事費の一部を補助しています。今後も、河川への汚濁負荷の低減を図るため、補助制度を継続し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

●合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の処理性能を最大限に発揮させ、排出源における適正な排水処理を推進するため、浄化槽法に基づく定期的な点検等の維持管理を促進します。

また、適正な維持管理の実施に向けて、浄化槽の管理方法に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な指導を実施します。

●農業集落排水施設整備地区内での普及促進

農業集落排水施設整備地区については、今後も地域住民の理解と協力を得ながら水洗化を促進します。

●公共下水道の接続促進

公共下水道については、今後も公共下水道計画に基づき面整備を行うとともに、各家庭からの管渠への接続を促進します。

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬については、今後も現行の方法を基本とし、地域住民の生活環境の保全に十分配慮した運用を継続します。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は今後も減少傾向が見込まれることから、民間事業者と連携し、収集車両及び人員の合理的な配置や収集経路の見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の維持に努めます。

(3) 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は、今後も現行の方法を基本とし、土岐市衛生センターで適正に処理します。なお、土岐市衛生センターは、経年に伴う処理能力の低下等、各種の課題が生じる可能性を踏まえ、適切な補修等の対応を行いながら、施設の活用を図ります。

令和5年度に策定した「土岐市し尿処理施設整備方針検討業務報告書」において、今後のし尿処理施設の整備方針を検討しました。

表4-2-4に示すように、衛生センターの更新など3つの整備メニューに絞り込まれました。

表4-2-4 土岐市し尿処理施設整備方針

	整備メニュー	衛生センター				浄化センター	
		前処理設備	生物処理設備	汚泥脱水機廻設備	焼却設備	前処理設備	貯留槽
A	・汚泥脱水機を更新し、脱水ケーキの含水率を低下させ焼却炉は撤去。し渣は環境センターで焼却、脱水汚泥は民間委託。 ・CO2の削減により基幹的整備事業とする	更新	更新(脱臭設備ほか更新)	更新(含水率78%以下)	撤去	-	-
B	・衛生センターは撤去 ・し尿・浄化槽汚泥をバキュームカーで浄化センターに直接搬入	衛生センター解体				新設	希釈設備+貯留槽
C	・衛生センターで新設のし尿・浄化槽汚泥を前処理した後、バキュームカーで浄化センターに搬入。し渣は環境センターで焼却	更新	使用停止	使用停止	使用停止	-	希釈設備+貯留槽

※C: 浄化センターでのし尿・浄化槽汚泥の投入場所については、初沈、汚泥貯留槽等が考えられるが、今回は希釈設備が必要な初沈への投入で試算する。また、希釈水は浄化センターの処理水を使用する。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

当計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、市民・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図ります。

ごみ処理、生活排水処理事業の円滑な実施に向けて推進体制の整備に努めていきます。

具体的には、ごみ処理は、環境センターと環境課、生活排水処理においては、衛生センター、環境課及び下水道課、環境教育・環境学習に関しては教育委員会、住民・事業者への広報・啓発に関しては情報推進の担当課といった部署との連携を図ります。

2 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。市民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「改善」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価・改善を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報とき」等により情報提供を行います。